

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	5	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

公営住宅の家賃決定に係る収入申告書提出の省略

提案団体

常総市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報や福祉サービスの受給状況等の提供を受け、入居者から収入申告書や減額免除申請書の提出を省略できるように、公営住宅法の収入申告要件を緩和してもらいたい。

具体的な支障事例

家賃決定に際し、入居者に収入申告書の提出を求めるが、期限内に提出がないケースが多く、電話や通知による催告を何度も行うことが業務負担となっている。また、報告の請求を行ったにもかかわらず提出がない場合、近傍同種の住宅の家賃として家賃決定することになる。家賃が高額になると、支払いが滞り、債務整理の対応業務にも苦慮している。収入申告書の未提出者の中には、職を失い収入がないケースや、福祉サービスの提供を受ける状況に陥っているなど、減額免除の対象になるが、本人からの申告書が提出されていないために、近傍同種の住宅の家賃(高額な家賃)が賦課され債務不履行にいたる悪循環が生まれている。
公営住宅の公的給付としての性質に鑑み、申告を必要としていることは承知しているが、マイナンバーの活用等により税情報の関係書類等の提出が省略可能となった現状も踏まえ、見直しの余地はあるものと考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申告手続のため来庁した入居者やその家族からは、毎年同じ書類を出させられるという意見や、確定申告の情報を使ってもらえばいいのに、といった意見が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

(住民の利便性の向上)

収入申告書の提出が不要となるため、書類の提出や来庁の回数を削除できる。

収入申告書の提出漏れがなくなり、収入に応じた適切な家賃を支払うことが可能となる。

(行政の効率化)

収入申告書、減免申請書、リマインド通知、家賃未納の督促状、催告書等の通知を発送する業務を削除できる。

家賃決定や納付に関する相談数減、他部署へのデータ出力依頼等の業務を削除できる。

根拠法令等

公営住宅法第16条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、相模原市、福井市、美濃加茂市、島田市、半田市、稻沢市、枚方市、小野市、熊本市

○当市も、収入申告書を期限内に提出されないケースがあり、電話や通知による催告を何度も行うことが業務負担となっている。また、家賃の件についても同様の問題が起きている。その為、マイナンバーを活用することで事務の負担軽減につながるのであれば賛同したい。

○当市においても、収入申告書の提出については、多くの時間を費やしている事務の一つである。見直しを行うことで、事務軽減につながるだけではなく、入居者の負担軽減や所得応じた適正な家賃算定、さらには滞納者の減少にもつながると思われる。

○左記支障事例と同様の事務負担が生じており、提案にある住民の利便性の向上及び行政の効率化を鑑み、収入申告に関する要件緩和が必要。（公営住宅法施行規則第7条第2項に規定するマイナンバーの運用方法を拡充し、前項の規定により必須としている書面での提出要件を緩和するなどの措置が必要。）

○当市では入居世帯約300件に対して、1回目の通知で約50件程度期限までに収入申告書の提出がなく、2回目の督促で残り約40件程度提出があり、残りの約10件程度が訪問するなどで対応している現状があるため、提案市の提案に賛成する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	6	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

広域標準システムにおける一括取り込み機能の追加等

提案団体

東京都後期高齢者医療広域連合、栃木県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

全国共通で使用している広域標準システムについて、基本データ等を CSV で一括取り込みできる機能を追加するよう要望する。

併せて、後期高齢者医療に関する業務において、マイナポータル等を通じた事務手続のデジタル化が進むよう、システム環境の整備を求める。

具体的な支障事例

高額療養費や高額介護合算療養費、療養費(負担割合差額)、葬祭費等の業務については、市区町村で受付を行い、広域標準システムに手入力を行っている現状がある。入力件数は膨大(例えば、当団体が管轄する市区町村で処理する申請件数は、高額療養費だけで月間約 1.7 万件、年間約 20 万件)であり、入力誤り等も発生している。

窓口2割負担を導入する際に、高額療養費の口座データを CSV で広域標準システムに一括登録することで業務効率化につながった経緯があり、本業務でも同様のことが可能となれば、市区町村での手入力業務の負担軽減につながると考えられる。なお、申請書類の CSV への変換方法については、各自治体で導入が進んでいる AI-OCR 等の活用を想定している。

併せて、国全体で申請手続のデジタル化が進められていることを踏まえ、後期高齢者医療に関する業務においても、早期にマイナポータル等を通じた事務手続のデジタル完結(申請、申請情報のシステムへの反映、申請対象者への勧奨等)が可能となるよう、システム環境の整備を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

広域標準システムにデータを一括登録することにより、手入力が不要となり、業務効率化につながる。また、入力誤り等の事務処理ミスを防止することが実現できる。

併せて、デジタル化の推進につながり市区町村業務の負担軽減となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、伊勢崎市、佐倉市、神奈川県、名古屋市、吹田市、西宮市、安来市、高松市、東温市、大野城市、熊本市、沖縄県

- 当市においても、電子申請サービスの開始やマイナンバーに紐づいた公金受取口座の利用等徐々にデジタル化を進めているが、件数は少なく、未だ大多数が窓口申請・手入力というアナログな方法をとっている。誤入力による手間の増加と支給遅れは後を絶たず、市民サービスの面で喫緊の課題となっている。
- 当市(中核市)の高額療養費の入力件数の推移について、【R4(4,609 件)、R5(5,727 件)、R6(6,382 件)/年間】となっており、増加傾向となっている。今後団塊の世代加入以降(2025 年)の申請件数が 2040 年にかけて社会問題となることから、早期に医療 DX の環境を推進する必要性があると承知している(当市において口座入力は業務委託(民間)で対応している。)。
- 当県の後期高齢者医療広域連合では高額療養費の申請において、委託事業者から提供されたデータを元に、RPA を用いて、受付処理入力を実現しているが、件数が多く(毎月 8,000 件程度)、処理期間も限られていることから、処理時間の確保に苦慮している。一括取り込み機能が追加されることで、他の事業も含め、業務の効率化につながると考えられる。
- 今後も高齢者が増加していく状況や勧奨通知等を受け取り、自力で申請書を作成して提出する一連の作業が負担となる高齢者も一定数いる実情を踏まえ、手続きに係る高齢者の負担軽減、窓口の混雑緩和のため、各種申請手続きの簡素化や事務手続きのデジタル完結をさらに進める必要があると強く感じている。
- 当市においても高額療養費や高額介護合算療養費、療養費(負担割合差額)、葬祭費等の業務について、市窓口受付を行い、広域連合標準システムに申請書内容を手入力で行っている状況。広域標準システムに一括取り込みの機能が追加された場合、システムへの入力作業や入力誤りの防止となり、市町村にとって事務負担の軽減が期待される。
- 当市においても入力誤りの防止や、事務の効率化に寄与する。
- 今後の高齢化に伴う件数増を考慮すると、業務の負担軽減につながる制度改正が望ましい。
- 当広域連合においても、提案団体と同様に市町村での入力後、広域連合にてチェックを行っている。しかし、それでも入力誤り等を完全に防ぐことは困難である。CSV の取込による一括登録が可能となれば、市町村の負担軽減や入力誤り等のミスを防ぐことができる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	8	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法による医療扶助運営要領の様式第13号における医療要否意見書の公印の省略

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法による医療扶助運営要領について、様式第13号の医療要否意見書の公印の省略を認めるよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

生活保護法による医療扶助運営要領の中で、様式第13号の医療要否意見書には福祉事務所長公印が示されており、厚労省担当者も「省略不可」としている。

【支障事例】

医療要否意見書は、当市(福祉事務所)から指定医療機関へ作成依頼し(往路)、指定医療機関から当市(福祉事務所)へ返送する(復路)ものだが、往路の際、福祉事務所長公印が必要であり、公印省略が不可とされている。そのため、当市では、紙及び郵送費節減を目的に要否意見書をオンラインで交換する仕組みを構築している中、電子化は復路のみとせざるを得なくなり、事務効率化や、往路分の年間郵送費約200万円節減の支障となっている。

【支障の解決策】

所管省庁が「公印省略・可」と見解を変更することで、各自治体における当該業務のICT化の幅を広げができる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

京都府医師会から、医療要否意見書のオンライン化の意見を受けている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

医療要否意見書の往路・復路のオンライン化が実現し、行政の効率化及び事務経費の節減につながる。

根拠法令等

「生活保護法による医療扶助運営要領について」様式第13号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、上尾市、新潟県、浜松市、名古屋市、三重県、滋賀県、大阪市、寝屋川市、兵庫県、香川県、高知県

○当市においては、指定医療機関へ作成依頼した郵便物が届かなかった案件があった。要否意見書をオンラインで行うことにより、事務の効率化が図られる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	10	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

地域密着型サービスにおける運営推進会議の実施回数の見直し

提案団体

伊佐市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地域密着型サービスにおける運営推進会議の開催回数について、「おおむね2か月に1回以上」を「おおむね4か月に1回以上」又は「おおむね6か月に1回以上」へ緩和するよう求める。

具体的な支障事例

当市では、認知症対応型共同生活介護9箇所、小規模多機能型居宅介護2箇所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1箇所の計12箇所の地域密着型事業所にて、2か月に一度、運営推進会議を行っている。運営推進会議においては、保険者(市町村)又は地域包括支援センター職員の参加が義務付けられているため、小規模自治体の場合、担当者が会議出席のために頻繁に事業所へ出向く必要がある。また、事業所においても、介護職員が不足する中で会議開催に向けての準備等が負担となっている。
なお、制度上はテレビ電話等で会議を実施することも可能となっているが、参加者は高齢者が多いため、機材準備等がネックとなっている。
運営推進会議開催の必要性は認識しているが、「おおむね2か月に1回以上」の開催間隔が緩和されることで、自治体及び事業所の事務負担軽減につながると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

認知症対応型共同生活介護について、外部評価の実施回数を2年に1回に緩和するための要件として「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること。」があり、実質的に事業者が2か月に1回の開催を続けなければならない状況が生まれている。
また、運営推進会議に参加する地域住民からは、2か月に1回の開催は多いとの意見も寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

開催間隔が緩和されることで、自治体、地域包括支援センター職員及び事業所の事務負担軽減につながる。それに伴い、介護業務に専念できる時間が増加するとともに、既存の研修の充実等が図られる。
特に、現在事業所として実施しなければならない研修や訓練等も、BCP業務継続計画訓練・研修(年2回)、防災避難訓練(年2回以上)、虐待研修(年2回)、虐待委員会(定期的)、身体拘束研修(年2回)、身体拘束委員会(3月に1回)、感染症訓練(年2回)、感染症研修(年2回)、感染症委員会(6月に1回)など多岐にわたるため、これらの訓練や研修が充実することにつながる。

根拠法令等

指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準

第 88 条(小規模多機能型居宅介護)、第 108 条(認知症対応型共同生活介護)、第 129 条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第 157 条(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)、第 169 条(ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)、第 182 条(看護小規模多機能型居宅介護)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、大田原市、春日部市、上尾市、佐倉市、流山市、横浜市、島田市、富士市、半田市、西尾市、津市、芦屋市、宍粟市、庄原市、高知県、大野城市、長崎市、熊本市、別府市

- 当市では、認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護併せて約 130 頃所の地域密着型介護事業所にて、2か月に一度、運営推進会議を行っており、福祉部及び総合事務所の職員が分担して会議に出席している。「おおむね2か月に1回以上」の開催間隔が緩和されることで、自治体、自治会等の地域の代表者及び事業所の事務負担軽減につながると考える。
- 当市においても提案団体と同様の状態であり、参加する職員、包括職員、地域住民、開催する事業所全てにとって負担となっている。開催する回数が頻回であることで、地域住民の参加を依頼することに躊躇し、本来の開催目的である「地域との連携等」は果たせていない事業所も多い。
- 開催時期が重なることが多く、自治体、地域包括支援センター職員は日程調整に苦慮している。事業者、自治体、また家族にとっても負担が大きいため、提案団体に賛同する。
- 開催回数が頻繁であり、事業所によって会議の内容や外部評価の方法に差が生じている。
- 地域密着型サービス事業所で必要な研修が多く、これらを充実させるためにも、運営推進会議の開催間隔の緩和が必要である。
- 当市では、計 19 力所の事業所で運営推進会議が行われており、同日同時に会議が開催されることもある。その場合、会議に参加する職員のスケジュール調整に苦慮しているため、当市においても運営推進会議開催の必要性は認識しているが、「おおむね2か月に1回以上」の開催間隔が緩和されることで、自治体職員の事務負担軽減につながると考える。
- 当市では、介護保険所管部署の職員の参加は行っていないため、地域包括支援センター職員が主に運営推進会議に参加している。地域包括支援センターより負担が大きいため、行政職員の参加を依頼されているが、市内の対象事業所が多いため、参加は困難としている状況。
- 提案団体と同様の事例が発生している。事業所によっては夜間や休日に開催されることもあり、回数緩和は自治体及び包括支援センター職員・事業所の負担軽減につながるため賛同する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	11	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

標準準拠システムにおける複数科目を統合した納付額証明書の発行

提案団体

西宮市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

標準仕様書に介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額を取込む機能及び国保、後期、介護の3科目を統合した納付額証明書の様式追加を求める。

具体的な支障事例

【現行運用】

毎年1月下旬に一斉発送する納付額証明書について、確定申告等における市民利便性の向上、統合した様式で送付することによる印刷代、圧着委託代、郵便料の費用削減を目的として、現行の国民健康保険システムへ介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付情報を連携し、3科目を統合した様式で納付額証明書(以下、統合納付額証明書)を送付している。

【具体的な支障】

それぞれの科目にわかった様式での送付となるため、印刷代などコスト増が懸念される(統合納付額証明書であれば令和6年度発送件数:約 160,000 件であるところ、約 92,500 件が増え、発送件数は約 252,500 件となる見込み)。また、市民は最大で3科目の納付額証明書を管理する必要が発生し、統合納付額証明書が送付される場合と比べ、大幅に利便性が損なわれる。

また、国により開発された「市町村事務処理標準システム」も、現行のパッケージ機能においては3科目を統合した納付額証明書の発行機能を有しており、統合納付額証明書の利点については、国におかれても認識されておられるところである。

上記より、統合納付額証明書の機能・帳票について標準仕様書へ追加するべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・統合納付額証明書を送付することにより印刷代、圧着委託代、郵便料などの経費を節減できる。
- ・確定申告の社会保険料控除証明として、1つの証明書に集約されることによる、申告漏れや複数の証明書管理の煩雑さなどが解消され、住民の利便性の向上に資するものである。

根拠法令等

・国民健康保険システム標準仕様書【第 1.3 版】

- ・介護保険システム標準仕様書【4.1 版】
- ・後期高齢支援システム標準仕様書【第 1.2 版】

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大田原市、横浜市、魚沼市、西尾市、亀岡市、羽曳野市、安来市、松山市、東温市、高知県、熊本市

○当市では国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を1通の圧着ハガキで出力し圧着ハガキで送付しているため同様の支障が発生する。

また、手数料が必要になる納付額証明書も現状であれば国民健康保険料、後期高齢者医療保険料をあわせた証明書で発行できているが、標準システムで証明書がそれぞれ別れる場合、証明手数料もそれぞれ負担いただかざるを得ず被保険者の負担増となる。

○一つの通知書がそれぞれの通知となることにより事務コストの増加等が考えられる。統合した証明書発行機能は必要。

○当市では、現在、国保、後期、介護の保険料の納付証明書の発行申請受付の際には、それぞれが証明書を交付し、3課分を同封して郵送することで、郵送代の節減に取り組んでいる。3科目統合の証明書で出力されることで経費削減につながる。

○当市においても、1枚で送付していたものが、標準準拠システム移行後、それぞれの科目ごとに送付することになり経費増が見込まれている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	15	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

市区町村による判断機能が低下した高齢者等の一時的な財産管理を可能とすること

提案団体

日の出町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

老人福祉法第1条に定める「老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置」を図るために、判断機能が低下する高齢者の生活の安定を目的に、判断能力が低下した高齢者で、身寄りがない又は、家族からの支援が見込めない者の財産等の管理を区市町村が一時的に管理できる措置を求める。

具体的な支障事例

【支障内容】

判断機能低下(医師の診断で後見相当等)となった高齢者で、身寄りがない又は家族からの支援が見込めない方の金銭管理を行えず、適切な医療・介護サービスの提供に支障がでている。

【具体的な事例】

判断能力の低下した方については、成年後見制度の利用手続きを進めていく。身寄りがない又は家族からの支援が見込めない高齢者に関しては、首長が家庭裁判所へ申立てを行うことになるが、申立てを行うにも親族調査や申立て事務に1ヶ月程度、実際に成年後見人等が選任されるまでは2ヶ月から3ヶ月程度の期間を要している。

現行の制度では、成年後見人等もしくは保全処分されるまでの期間、行政含め当該高齢者の金銭管理を行う者がおらず、適切な医療、介護サービスの提供が滞る事例や衣食住の確保が困難になる事例が発生している。

【支障法令】

地方自治法第235条の4の規定により「普通地方公共団体の所有に属さない現金は法律又は政令の規定によらなければ保管できない」とされており、当町において例規を整備し一時的に財産管理することはできない。

【提案】

判断能力の低下した高齢者の生活を維持するために必要最低限かつ短期間(成年後見人等が選任されるまで)、地方公共団体が当該高齢者の金銭管理を代行することを可能とすることで、適切な医療・介護サービスの提供に繋げることが可能となる。なお、対象者を決定する際は、関係者が情報を共有した上で、合議にて意思決定することが望ましいと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当町では、判断能力の低下で支払能力のない高齢者で医療介護等を受ける必要があった場合には、医療機関等へ相談し、ご厚意で、サービスにかかる支払い等を留保してもらい、成年後見人等が選定された後、支払を実施している。

今後、医療機関等によっては支払を留保できないことも想定され、適切な医療、介護サービスを提供出来ないケースも想定される。

直近の事例では、介護サービスの提供が滞り、自身での飲食の購入も出来ず、自宅で衰弱した状態で発見され

救急搬送となった事例もあり、高齢者の死亡事案も危惧される。
成年後見センターや地域包括支援センターからも緊急事務管理の創出を強く要望されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

緊急短期事務管理を行政で行うことで、必要最低限の医療、介護サービスの提供が可能となり、高齢者の生活の安定につながる。

根拠法令等

地方自治法第235条の4、民法697条、老人福祉法第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、ひたちなか市、川崎市、山陽小野田市、熊本市

○当市の成年後見担当部署や地域包括支援センターにおいても提案団体同様の事例が発生しており、判断能力が低下した高齢者等の金銭管理に関する問題が生じている。
○当市でも判断能力の低下した方については、成年後見制度の利用手続きを進めており、身寄りがない又は家族からの支援が見込めない高齢者に関しては、首長が家庭裁判所へ申立てを行うことになるが、申立てを行うにも親族調査や申立て事務に1ヶ月程度、実際に成年後見人等が選任されるまでは2ヶ月から3ヶ月程度の期間を要するため、判断機能低下（医師の診断で後見相当等）となった高齢者で、身寄りがない又は家族からの支援が見込めない方の金銭管理を行えず、適切な医療・介護サービスの提供に支障が出ている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	16	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

所得税及び地方税の障害者控除認定事務において情報提供ネットワークシステムを活用可能とすること

提案団体

日の出町

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 10 条及び地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)第7条又は第7条の 15 の7の規定における「障害者控除の対象者」について、保険者が有する介護保険情報を、既存の情報提供ネットワークシステムを通じて自治体間の情報照会及び取得が可能となるよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

所得税法施行令、地方税法施行令に規定される市町村長等の障害者認定に関しては、要介護認定の有無にかかわらず、精神または身体に障害のある 65 歳以上の人で、障害の程度が知的障害者または身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けた場合など、障害者控除の対象となる人の範囲に該当する場合には、障害者控除の対象となるとされ、多くの自治体において、対象者が住民票を有する住所地の市区町村が受付から認定までの業務を行っている。

【支障事例】

当町は、介護保険法第 13 条第1項第1号に規定される住所地特例が適用される介護保険施設が 12 施設あるが、そのうち当町の被保険者は1割程度であり、大半を占めている住所地特例対象者は、住民票を施設住所地(当町)に移しながら、介護保険の保険者は前住所地の自治体が担っているという状況にある。

先に述べたように、障害者控除対象者受付及び認定書発行業務は、多くの自治体で、住民票所在地の市区町村が行っている。

については、障害者控除認定業務に必要な介護認定情報を有している介護保険の保険者は前住所地自治体でありながら、当該情報に基づいて受付及び認定書を発行する業務は現住所地自治体が行うという、同一業務遂行に関わる自治体の不一致があり、現住所地自治体が前住所地自治体に申請がなされるたびに都度情報照会を行って受付と認定書発行業務を行わなければいけないという事務の煩雑さが生じている。

その結果、確定申告の受付時期には、現住所地自治体である当町に住所地特例者の当該認定申請業務が殺到する状況となり、通常業務を圧迫している。

【支障の解決策】

情報提供ネットワークシステムを通じて、①要介護度、②要介護認定の有効期間、③障害高齢者自立度及び④認知症高齢者自立度に関する情報を取得可能とすることで、申請から認定書発行までの時間を大幅に短縮できる。

なお、障害者控除の具体的な認定方法は、市町村間で公平を欠くこととなるとされており(平成 14 年8月1日付け厚生労働省事務連絡)、全国的に上記情報に基づいて障害者控除の認定の適否を判断していることを補足する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

確定申告等における障害者控除の認定申請をする場合、確定申告等を行う家族等から対象者となる被保険者の現住所地自治体に申請され、その後申請を受けた現住所地自治体から前住所地の保険者自治体に介護認定情報等の照会を行い、その後、前住所地の保険者自治体からの回答を受けた現住所地市区町村が、当該回答の認定情報等に基づいて申請者に認定書を交付している。

これらの事務手続きについては、至急で行っても 14 日程度の時間を要することから確定申告期間には、申請者から催促の連絡を多く寄せられており、迅速な対応が可能となる仕組みづくりが急務となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

既存の番号利用法第 19 条第 7 号に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会によって、保険者自治体からの情報取得がすみやかに行われることにより、申請から認定書発行までの時間が短縮され（所要時間約 5 分）、住民サービスの向上及び行政の効率化につながる。

根拠法令等

所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、魚沼市

○介護保険住所地特例対象被保険者にかかる障害者認定申請の受付及び証明書発行業務を行うためには、介護認定情報を有する前住所地の自治体への照会が必要であり、発行までに非常に時間がかかる煩雑な事務となっている。また当市の住所地特例被保険者の住民登録地によって申請先の取り扱いが異なっており、住所地へ申請する場合と前住所地へ申請が必要な場合があり、住所地へ申請する場合は、住所地自治体から前住所地自治体へ照会を行い、その結果に基づいて認定書発行業務を行うため時間がかかり、申請者にとっても負担が大きい。

○情報照会及び取得が可能となることで、当該業務に係る時間短縮につながると考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	17	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

化製場等に関する法律に基づく動物飼養許可の必要性判断の明確化

提案団体

中核市市長会、福島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、農林水産省

求める措置の具体的な内容

化製場等に関する法律に基づく飼養及び収容許可の必要性の判断について、解釈を明確化する通知の発出を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

化製場等に関する法律第9条においては、公衆衛生上の観点から、特定の動物を指定区域内において、条例で定められた数以上飼養又は収容する場合には、都道府県知事等の許可を受けることとなっている。一方で、動物取扱業者は第一種動物取扱業、第二種動物取扱業とも、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、衛生管理等を整えた上で動物取扱業の飼養施設の登録や届出が行われており、また、動物の診療施設については、獣医療法に基づき届出が行われている。

【支障事例】

当市においては、動物取扱業の飼養施設について、衛生基準を満たしていると判断しており、また、動物の診療施設については、入院等による収容期間が限定的であり、環境衛生上問題を起こすおそれは高ないと捉えている。このため、これらの施設について化製場等に関する法律第9条の許可を行うことは、必ずしも必要としないと考える。

【制度改正の必要性】

化製場等に関する法律施行令の最終改正は平成2年2月17日であり、その後の他法令の改正や動物の飼養状況の変化に対応していない可能性があり、現在の使用状況や関係法令による基準等も踏まえつつ、許可の必要性の判断を明確化する必要がある。

【支障の解決策】

化製場等に関する法律第9条の許可について、動物取扱業の飼養施設及び飼育動物の診療施設については不要とすることが可能であることを明確化する通知を発出する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等

公衆衛生上の支障が無いことを理由として、動物取扱業者に化製場等に関する法律第9条に基づく動物飼養許可を取得させていない地方公共団体と法律に沿って取得させている地方公共団体の両方が存在している。全国展開する動物取扱業者から同法に基づく許可の必要性を問われることがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

過剰規制の緩和による事業者の事務負担の軽減、許可や立入検査を実施する地方公共団体の事務負担の軽

減

根拠法令等

化製場等に関する法律第9条、化製場等に関する法律施行令第2条、動物の愛護及び管理に関する法律第10条、第24条の2の2、獣医療法第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、いわき市、神奈川県、相模原市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、高松市、鹿児島市

○動物の愛護及び管理に関する法律において、動物取扱業者には登録や届出の義務が課されているほか、周辺の生活環境の保全義務等の遵守基準も定められており、化製場等に関する法律においても同様の趣旨の規制が課されていることから、事務負担が生じている。

○都道府県条例において、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録において満たすべき条例施設基準と、化製場法に基づく飼養許可において満たすべき条例施設基準は、共に一定の施設の衛生管理を求めるものとなっているため、動愛法上の登録が認められるものは、化製場法上の許可が認められる結果となっている。このような状況下では、申請者が登録及び許可の2つの申請を行い、行政庁が登録及び許可の2つの審査を行っても、その手間が増えるだけで、非効率な事務運用となっている。

○当市において、市内のおよそ一部地域が化製場等に関する法律第9条の飼育施設の許可取得対象になっており、動物取扱業においては常時10頭以上いる場合は化製場法の飼養施設の許可を取得させている。対象地域が限定されており、事務処理的にもそれほど負担が生じていないが、今後生じる恐れがある。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	18	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

マイナンバー情報連携の仕組みを活用した、健康保険等加入時の国民健康保険における脱退届出義務の見直し

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

マイナンバー情報連携の仕組みを活用し、健康保険等加入時の国民健康保険の脱退届出を不要にする。具体的には、健保組合等にて資格取得時に、加入者情報を中間サーバーに連携されたタイミングで国保に情報を自動配信し、国保は職権にて資格喪失処理を行う。

上記対応が困難な場合、脱退勧奨対象者を減らすために以下の対応を求める。

・健康保険等加入時に適用事業所において国保の脱退届出を本人に案内し、提出を促す。

・上記案内の便宜のために、マイナポータルにおけるオンライン申請ができない市町村にも可能となるよう協力を求める。

具体的な支障事例

健康保険等の加入資格を取得した場合、14日以内に市町村国民健康保険の脱退の届出を求め、資格喪失処理を行っているが、届出がない場合、二重加入期間が生じ、保険料過誤納や、調定が残り続けることによる収納率低下の要因にもなっている。

現在、定期的にオンライン資格確認等システムを活用した情報照会を行い、他の健康保険に加入していたことが判明した世帯のうち脱退手続きが未完了のものに対し、脱退勧奨通知を送付している。

これらの作業については相当の時間と手間を要し非効率であるため事務改善が必要である。

このような支障を改善するため、勧奨手続が不要となる措置を求めるが、当該対応が困難である場合、そもそも資格重複の状況が生じることを可能な限り防ぐことで、その後に勧奨手続の負担が減るよう、健康保険等加入時に適用事業所において国保の脱退届出を本人に案内し、提出を促す代替措置を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

健康保険等の加入資格を取得した場合、年金制度と同様に、国民健康保険制度においても自動的に資格を喪失するとの誤った認識を持たれる場合があり、脱退の届出が大幅に遅れる例が多くある。届出が遅延すると、保険料が未納の場合は督促状送付や滞納処分へと発展する場合があり、また口座振替など継続的な保険料の支払いがあれば資格喪失時に多額の還付金や還付加算金支払いの手続きが発生するなど、事務が煩雑となるだけでなく住民にとっても負担が生じる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーの仕組みを活用して、脱退の届出が不要となれば、支障事例に記載する様々な課題が解決し、住民の利便性が向上し、行政の事務の効率化につながる。

根拠法令等

国民健康保険法第9条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北上市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、八潮市、佐倉市、川崎市、相模原市、亀岡市、城陽市、茨木市、羽曳野市、兵庫県、安来市、山口県、新居浜市、東温市、大野城市、大村市、鹿児島市

○ご本人の資格喪失届出の認識がなく、手続が大幅に遅れ、保険税還付の処理が発生した。また、同時に医療機関を本来資格のない保険証で受診してしまい、不当利得として請求しなければならない事例が多々発生する。加入と同時に喪失が完了することのメリットが非常に大きいと感じる。

○当市でも同様の支障事例が生じており、行政の事務の効率化及び被保険者の手続き簡素化につながることから、見直しを図っていただきたい。

○当市においても類似の事務を行っているため、効率化につながると考える。

○厚生年金に加入した際、国民年金に係る市区町村への届出は不要となっており、国民健康保険においても届出を省略する対応が可能であると考える。現在、資格重複リストを用いた職権喪失処理が可能とされているが、国保脱退の届出の勧奨事務が負担となっているほか、職権処理を行えるのは勧奨通知の1か月後であるため、スムーズな資格喪失処理の妨げとなっている。令和2年の地方からの提案への回答で「対象者が自覚すること無く、無保険状態を誘発しうることから…勧奨は必要」とされているが、職権処理をした時点で対象者に通知すれば済むことであって、職権処理を前提とし勧奨通知を不要とすることで加入者の届出に係る負担軽減にもつながるため、改善を求める。

○当市においても、現在、定期的にオンライン資格確認等システムを活用した情報照会を行い、他の健康保険に加入していたことが判明した世帯のうち脱退手続きが未完了のものに対し、脱退勧奨通知を送付している。本提案にあるとおり、脱退勧奨通知を経ることなく、職権で資格喪失処理を行うことが可能となれば、保険料の二重課税や保険給付の不正不当対応などの問題は軽減することが見込まれ、事務の効率化に寄与するため。

○当市においても同様に、毎月20人程度の勧奨事務を行っており、多大な時間と費用を要している。年金制度が喪失手続不要であることから制度を誤認し、窓口でトラブルになるケースが発生している。

○マイナンバーの仕組みを活用し脱退の届出義務を不要にすることは、住民の利便性が向上し、行政の事務の効率化に寄与すると考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	20	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

障害支援区分6の認定の有効期間の見直し

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

3年が上限となっている障害支援区分の認定の有効期間について、区分6の有効期間の上限を延長すること。

具体的な支障事例

障害区分の認定を行うに当たっては、認定調査員が実際に現地に赴いて障害者本人の状態を確認する一次判定と、市町村審査会によって一次判定結果の精査を行う二次判定を行う必要があるが、これらの手続に係る事務負担が大きく、障害者本人及び保護者、認定調査員、市町村審査会委員及び市区町村の負担となっている。具体的には、障害区分認定を受けるに当たって、障害者本人は、医師の診断書を入手するために受診が必要であったり、認定調査員により対面で多くの項目について調査を受けたりしなければならず、身体的・心理的な負担が生じている。また、障害者の保護者は、受診の付き添いや、認定調査員の来訪に合わせて仕事を休まなければならない。特に、区分6を有している障害者は、全面的な介護が必要な状態であり、医療機関の受診や認定調査を受けるに当たっての負担が大きい。

加えて、障害区分認定を行うに当たっても、負担が生じている。具体的には、認定調査員は、障害者本人と対面で多くの項目について調査を行わなければならず、場合によっては再調査を実施しなければならないこともある。市町村審査会委員は、月に1～2回開催される審査会への出席や、事前の資料の確認が必要である。市町村は、認定調査について、委託により実施できなかった場合は市町村職員が対応することとなり、その場合には認定調査員と同様の負担が生じる。また、月に1～2回開催する市町村審査会のための、認定原案の作成も必要となっており、業務がひっ迫している。さらに、障害福祉サービスの利用者数と諸費用は年々増加しており、業務量自体が増加している背景もある。このように、障害区分認定を行うに当たっては、各方面において、多大な負担が発生している状況である。

障害支援区分の認定の有効期間の上限の延長については、第125回社会保障審議会障害者部会(令和4年3月)において3年の上限の維持が認められたことは承知しているが、現場において多大な事務負担が発生している状況において、有効期間の見直しにより認定調査に係る負担軽減を図ることは急務となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

障害支援区分認定の更新のためだけに受診しなければならないことや、保護者が認定調査の対応のために仕事を休まなければならないことについて不満の声が上がっている。

また、市町村審査会から、区分6には、長期間にわたって状態が変化することがないと考えられる方も一定数含まれ、他の区分と比較して、更新時に区分が変更となる例が少ないため(区分2～5が3年後の判定でも同じ判定を受ける比率は7割前後。区分6が3年後に同じ判定を受ける比率は約97%。(平成30年→令和3年での認定データ。第125回社会保障審議会障害者部会より))、有効期間の延長を求める意見が上がっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

障害区分認定調査に係る障害者本人、保護者、認定調査員、市町村及び市町村審査会委員の事務負担を軽減できる。
障害支援区分を持つ者のうち、区分6はおよそ3割である(平成30年=29.8%、令和3年=28.8%)
区分6の有効期間が3年から4年に延長された場合、延長後の審査量は3/4になる(1/4軽減される)
 $3/10 \times 1/4 = 3/40 = 7.5\%$ の事務量を軽減できる

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第21条)
介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日 障発第0323002号)(第二の2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、宮城県、上尾市、船橋市、柏市、川崎市、相模原市、長野県、名古屋市、豊橋市、津島市、寝屋川市、久留米市、長崎市、熊本市

○当市では障害支援区分6の判定が出た者が、3年後に再び障害支援区分6の判定を受ける確率は99.1%(561人中、556人)と高く、その他の障害支援区分でも区分2以上の判定を受けていた者が3年後に同区分である確率は80%以上である。また、障害支援区分の認定には認定調査の他にも市町村審査会に諮るための事務や医師意見書手数料も発生し、障害福祉サービス利用者が増加する中で、短いサイクルでの区分更新は事務及び財政負担となっている。さらに障害支援区分6の者については市外の障害者支援施設等に入所する者も多く、遠方への出張や事業者等と委託契約等を行うなどする必要があり、これらの事務も大きな負担となっている。

○【支障事例】

当市においても障害福祉サービス受給者の希望が年々増加しており、障害支援区分の認定審査事務にかかる事務量が増加している。令和6年度から認定調査員専任で1人雇用をしており、事務量及び人件費が増加している。

【必要性】

障害区分認定調査に係る障害者本人、保護者、認定調査員、市町村及び市町村審査会委員の事務負担を軽減できる。

○重度の障害者手帳所持者のご家族等から、「障害が固定され大きな改善が難しいから手帳を取得できている。頻回に支援区分の認定を受けることについて納得できない」「意見書作成のための受診や調査も負担が大きい」との意見を頂いている。当市においても区分が6から5へ下がった際には、家族や施設関係者から再認定の申請が出される場合が多く、対象者の増加も相まって、認定事務上、負担となっている。当市における区分6の割合は、平成30年度は約22%、令和3年度は約23%である。提案市の計算を適用した場合、当市においては5.5%の事務量削減となる予定。

○当市においても、支給決定者の増加に伴い区分認定事務の負担が業務を圧迫しており、新規支給決定に期間を要する事例などが発生している。一方で、高齢の介護保険上乗せの支給決定者など、3年に1度の区分更新が必要とは考えづらいケースも多数見受けられる。

○当市における障害福祉サービス利用者に対する区分6の割合は10%程度(令和7年3月31日時点)であり、有効期限が延長されることで事務処理が軽減される。

○当市においても障害支援区分認定件数は増加傾向にあり、認定調査や医師意見書依頼に係る事務負担が増加している。

○当市の市町村審査会の過去の結果から、区分6の利用者は、長期間にわたって状態が変化することがないと考えられる方も一定数含まれ、他の区分と比較して、更新時に区分が変更となる例が極端に少ない。区分6の有効期限の上限を延長することが可能になれば、認定調査の実施、医師意見書の取得等の事務が減らせることがつながる。また、利用者の更新時の負担(医師意見書のための受診、認定調査を受けること等)も減らせることができる。そのため制度の改正に一定の効果は見込めると考える。

○施設入所者などにおいては、区分6から区分変更となる割合が少ないが、遠方施設への認定調査などの業務負担が大きくなっている。

○障害福祉サービスの利用者の増加に比例して、障害区分認定の件数も増加している。審査会委員に医師を委嘱しているが、診療時間の関係もあり審査会の会議時間を長くすることが難しい。また、別の会議体を設置す

ることも、審査会委員の確保が難しい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	49	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険システム及び後期高齢支援システムの標準仕様書における督促状及び口座振替不能通知の様式に圧着はがき兼領収書版を追加すること

提案団体

金沢市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

督促状、口座振替不能通知の標準仕様書上の様式において圧着はがき・兼領収書版を追加する。

具体的な支障事例

国民健康保険及び後期高齢者支援システムの標準仕様書において、督促状、口座振替不能通知の標準仕様書上の様式に圧着はがきかつ兼領収書のものがない(兼領収書ではない圧着はがき版、圧着はがき版ではない兼領収書版は存在する)。

督促状、口座振替不能通知の対象者は納付書を持っていない又は紛失したという場合が多いため、人口規模が多い自治体の場合、兼領収書版でないと運用できないが、圧着はがきかつ兼領収書版がないため、封筒で送付せざるを得ず、不要な郵送料金が経費としてかかってしまう。

項目位置などの調整は各自治体が変更できることになっているため、印刷委託を行い、印刷会社側で圧着はがきに收まるように対応することは可能であるが、その分の経費が印刷委託費に反映されるため、結局、自治体側は不要な支出を強いられることになる。

また当市は、国民健康保険業務に国保標準システムを使用しているが、制度改正による様式変更に伴う印刷会社側での対応経費については各種補助の対象外とされることが多く、純粋に地方公共団体側の負担となっている。

上記の状況を改善するため、督促状、口座振替不能通知の標準仕様書上の様式において圧着はがき・兼領収書版を追加するべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・システムから圧着はがき用の印刷データが出力されることに伴う郵送料金又は印刷委託経費の節減
- ・兼領収書ではない圧着はがき版で送付されていた住民に対して、兼領収書の圧着はがき版が送付されるようになれば、納付書を別に手に入れる必要がなくなることで負担が減り、ひいては収納率の向上に寄与するものと考えられる。

根拠法令等

- ・国民健康保険システム標準仕様書【第 1.4 版】
- ・後期高齢支援システム標準仕様書【第 1.3 版】

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、ひたちなか市、佐倉市、亀岡市、安来市、松山市、大村市、鹿児島市

○現在、当市においては口座振替不能通知で納付できる仕様となっているが、標準仕様書上の同不能通知の様式は、圧着はがきタイプとなり、はがきのみでは納付できない仕様となることから、納付書を送付する際の郵送料の増や市民サービスの低下につながるものと考えている。

○当市でも督促の際に圧着はがき・兼領収書を使用しており、一定の収納効果があることから、引き続き使用したいと考えている。

○現在、後期高齢者医療システムの標準化に伴う構築作業を進めているが、当市でもベンダーから次期版システムでは、ハガキ様式の選択肢ではなく、A4 様式での対応と伺っており、封入封緘委託料及び郵送代が大幅に増加されることが見込まれている。また、類似案件として、後期保険料口座振替済通知書も口座振替対象者の抽出できる機能が次期版システムでは備えていないため、通知書が出力されない仕様となる見込みと伺っている。当市では確定申告の時期の1月に対象者約 24,000 件の口座振替済通知書を送付しており、現在、通知方法の抜本的な見直しを迫られているため、システム標準化の中で、必須機能として標準仕様書の見直しを要望する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	54	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護支援専門員等の資格更新に係る研修時間の見直し等

提案団体

四万十市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格更新に係る研修時間の短縮等の負担軽減策を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

介護支援専門員及び主任介護支援専門員の更新研修に係るカリキュラムや時間数は、国の実施要綱で厳格に定められており、都道府県の裁量で柔軟に変更することはできない。

【支障事例】

介護支援専門員等は5年ごとの資格更新が必要であるが、その研修は長時間にわたり、また多額の費用を要するため、資格の更新を躊躇する状況を招き、介護支援専門員等の人材不足の一因となっている。

また、更新研修を負担に感じることで、更新のタイミングで介護支援専門員を辞職するきっかけになってしまうこともある。

【支障の解決策】

介護支援専門員等として実務に従事する者が、5年毎に更新研修を受講しなければ、その資格を更新できないものか、他の医療関係の資格と横の比較を行ったうえで、都道府県が実情に応じて柔軟に講習・演習を実施できるよう要綱を改めることや研修時間の短縮を行うことで、介護人材不足の解消につながるものと考える。

また、研修科目のうち「認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント」「看取り等における看護サービスの活用に関する事例」などは、各自治体においても広く研修等が行われているため、研修時間を短縮できるのではないかと考える。

また、更新回数が多い方や勤務評価の高い方等については、更新研修の免除を可能にする等の柔軟化についても検討いただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【介護事業所等の職員からのヒアリング(支障事例等)】

・「慢性的に人員不足である職場であるため、シフトをやりくりしながら受講をするが、長期間職場を離れることは、他の職員に負担をかけていると感じる」

・「更新研修は県庁所在地で行われるため、遠隔地にある事業所の職員は宿泊を必要とする場合もあり、費用の負担が大きい」

・「更新研修を負担に感じて資格を失効させる職員もあり、せっかくの介護支援専門員等の資格を活用できていない事例がある」

・「長年実務を行っている者にとって、講義・演習の内容等が目新しいものではなく、本当に必要な研修か疑問に感じた」

・「地域包括支援センターにおいては主任介護支援専門員の配置が必要であるが、その資格を得るためにには、国家資格を持つ者を新規採用してから12年かかるなど長期に渡り、後継者の育成に時間と費用がかかり過ぎる」

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

介護支援専門員等の更新研修に係る、肉体的・時間的・経済的な負担が軽減されることで、介護支援専門員等の更新に躊躇する者が減少するとともに、新たに介護支援専門員等の資格取得を希望する者の増加の期待され、介護人材不足の解消に寄与する。

根拠法令等

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成18年厚生労働省告示第218号）、介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第265号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

上尾市、佐倉市、川崎市、島田市、枚方市、兵庫県、宍粟市、津山市、高知県、大野城市、別府市

○【支障事例】

当市では60代の介護支援専門員が全体の約4分の1を占めている現状である。高齢になると研修会場までの長時間の移動や長時間に及ぶ研修の体力的負担を理由に退職する方がおられる。居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員の人数は減少してきており、新規採用募集に応募がない状況となっている。

【支障の解決策】

認知症介護基礎研修のようなオンラインで受講時間帯に定めのない受講方法も負担軽減策と考える。

○介護人材不足が全国的に課題となっていることから、介護支援専門員等の更新研修に係る費用負担や研修時間等の軽減を図ることで、介護人材確保に寄与するとともに、新たに介護支援専門員等の資格取得を希望する者の増加が期待される。

○当市においても、介護支援専門員等のなり手が減少してきており、介護支援専門員等の一人一人の事務負担が増加する要因となっている。本提案にあるとおり、介護支援専門員等の資格更新に係る研修時間の短縮等の負担軽減が可能となれば、介護支援専門員等のなり手の確保が期待され、介護人材不足の解消に寄与するため。

○当市においても介護支援専門員等の不足は深刻であり、介護サービスの利用開始に支障が生じている。介護支援専門員等の負担軽減を図るため令和7年度より市独自で資格更新費用の補助制度を開始したが、研修時間の短縮（若しくは廃止）についても必要性が高いものと考える。

○当県でも、以下の意見を事業者から聞いている。

・5年に1回の更新研修が負担で退職する介護支援専門員が多い。

・資格更新時に研修参加や研修費を負担に感じて資格更新せず、退職を検討する職員がいる。

・更新実務研修の開催場所が遠く日程も多いので、介護支援専門員実務研修受講試験を受けたがらない。

○当市においても、主任介護支援専門員連絡会議等において同様の意見が寄せられている。当市では財政的に補助の予算措置ができず苦慮しているため、その他の方法（研修期間や時間短縮）により結果として費用軽減に繋がればと考える。

○研修受講の拘束時間や費用に対する負担の声が大きい。このことが資格更新や資格取得をためらう要因となり、今後さらに人員確保困難となる懸念があるため改正が必要。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	60	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	04_雇用・労働

提案事項(事項名)

職業訓練指導員試験において指導方法科目のみを受験する場合の受験資格の緩和

提案団体

新潟県、福島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

実技試験や関連学科の免除の有無に関わらず「指導方法」科目の受験を可能とし、一部科目に合格できるよう求める。

具体的な支障事例

職業訓練指導員免許の交付要件について、職業訓練指導員試験に合格することが要件の一つとなっているが、以下の支障事例がある。

税理士試験、第三種電気主任技術者試験等のように科目ごとに合否が決定されるためどの試験科目から受験してもよい免許・資格が多いなか、職業訓練指導員試験においては「指導方法」のみを受験したい場合、「実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者」に該当する必要がある。

その上、技能検定1級などの関連資格を取得する等して上記免除者になったとしても、関連資格の試験時期(合格発表時期)が指導員試験日より後ろになる場合は、指導方法試験受験申込時点では、「実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者」に該当するか否かが不明であるため、職業訓練指導員試験の学科試験のみの受験ができない。

実際に、当県では学科試験の実施が年1回(9月中旬)であるところ、技能検定等の関連資格の試験の合否が判明する9月中旬以降の場合は、別日程で実施している他の都道府県で受験するか、来年度の指導員試験の学科試験まで待たなければならない。

(技能検定1級合格者の場合は、厚労大臣が定める講習を修了する方法もあるが、講習時期が試験日より後ろになる場合は次の講習まで待たなければならない。(本県の場合は例年12月に1回程度実施。))

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県では、技能検定1級などの関連資格(合格すれば実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除になる)に合格したうえで指導員試験の「指導方法」のみを受験する者の割合は受験者全体の半数を超えており、合格発表待ちの状態で「指導方法」を受験したい旨の問合わせが年10件程度あるが、合格発表後でないと受験できない旨の説明をしなければならない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

職業訓練指導員試験について一部合格ができる場合、まず「指導方法」のみ受験し、その後に関連資格の取得等によって職業訓練指導員試験の実技試験及び関連学科試験の免除対象となり、その時点で試験科目全免除者になることができる。

試験科目全免除者になると、職業訓練指導員試験の全免除者の職業訓練指導員免許交付に係る合理化手続

き(令和7年4月14日付開発0414第1号「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行について」。当該省令改正によって試験科目全免除者に限って、通年での受験申請、受験申請と指導員免許交付申請の同時申請が可能になる。)をすることで、早期に職業訓練指導員免許を取得することが可能になり、受験者の負担軽減につながる。

根拠法令等

職業能力開発促進法第30条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、川崎市

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	61	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続における市町村経由事務の廃止

提案団体

市原市、大網白里市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

精神障害者保健福祉手帳の交付申請及び更新手続のオンライン化については、令和6年管理番号 22 の対応方針で検討することとされているが、申請内容の変更届、再交付申請及び返還に係る手続も含め、電子申請の場合には市町村経由事務を廃止すること。

身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続についても、オンライン化しつつ、電子申請の場合には市町村経由事務を廃止すること(「療育手帳制度要綱」「療育手帳制度について」(昭和 48 年9月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)別紙)においてその旨を明確化することを含む。)。

具体的な支障事例

手帳交付申請時、交付時等に県においても市においても申請者の個人情報、手帳情報をシステム等に入力しており、非効率である。

審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。

精神障害者手帳は郵便小包で届き、県作成の名簿と手帳を突合させた後、システムへの情報入力、蛇腹折にして交付する。現在は県が申請者に手帳を市まで取りに行くよう通知しているが、令和8年度からは県は行わないことで、市が通知を出すことになり更に事務負担が増える。

手帳申請に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。

精神保健福祉手帳の有効期間は2年間のため、2年ごとに更新がある。手帳所持者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

療育手帳の成人(18 歳以上)の申請においては、市で面談を実施し、県でも判定(面談)を実施しており、非効率である。

【精神保健福祉手帳】

・手帳所持者(各年度3.31 現在) R1 2,080 人 ⇒ R5 2,735 人

・手帳交付状況 R1 年度 1,134 件 ⇒ R5 年度 1,531 件

・診断書返戻件数 R1 年度 31 件 ⇒ R5 年度 90 件

(令和6年度の状況)

・県への進達回数 16 回

・1回あたりの進達件数 平均 430 件

・診断書の返戻数 令和7年3月 21 日現在 195 件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

【身体障害者手帳】

- ・手帳所持者数 R5 8,220 人 R6 8,266 人
- ・手帳交付状況 R5 1,146 件 R6 1,059 件
- ・診断書返戻件数 R5 132 件 R6 144 件
- ・進達回数 R5 287 回 R6 269 回

【療育手帳】

- ・手帳所持者数 R5 2,546 人 R6 2,659 人
- ・手帳交付状況 R5 461 件 R6 558 件
- ・市での面接回数 R5 97 件 R6 92 件
- ・進達回数 R5 66 回 R6 48 回

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

直接担当している県担当部署とやり取りしたいとの訴えがある。
申請から交付まで3か月かかることに不満の声も上がっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

手続のオンライン化により、申請者の利便性が向上するほか、都道府県の受付に係る事務負担軽減につながる。
市町村経由が廃止されれば、申請から決定までの時間の短縮が見込まれる。また、市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項、同法施行令第5条、第6条の2、第7条、第8条、第9条、第10条及び第10条の2

身体障害者福祉法施行令第4条、第8条

「療育手帳制度要綱」（「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）別紙）第5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、厚木市、燕市、福井市、長野県、島田市、尾張旭市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、精神障害者保健福祉手帳の交付事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい（当市の自立支援医療（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている）。

療育手帳の所有者数については、令和6年3月末時点で4,884名である。

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付手続において、県と申請者の間に市が入ることにより、やり取りに時間を要し非効率が生じている。特に紛失などの場合、申請者の手元に手帳が早く届くことが望ましいが、市町村を経由するため時間がかかる。

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○精神障害者保健福祉手帳の申請数は年々増加しており、手續が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:932人→R4:1,029人→R5:1,095人

○手帳交付申請時、交付時等に県においても市においても申請者の個人情報、手帳情報をシステム等に入力

しており、非効率である。審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。精神障害者手帳は郵便小包で届き、県作成の名簿と手帳を突合させた後、システムへの情報入力、蛇腹折にして交付する。精神保健福祉手帳の有効期間は2年間のため、2年ごとに更新がある。手帳所持者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

【精神保健福祉手帳】

- ・手帳所持者(各年度3.31現在) R1 587人 ⇒ R6 869人
- ・手帳交付状況 令和元年度 293件 ⇒ 令和6年度 435件
(令和6年度の状況)
- ・県への進達回数 26回
- ・1回あたりの進達件数 平均30件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

【身体障害者手帳】

- ・手帳所持者数 R5 2,902人 R6 3,077人
- ・手帳交付状況 R5 296件 R6 315件
- ・令和6年度診断書返戻件数 15件
- ・令和6年度の進達回数 51回

【療育手帳】

- ・手帳所持者数 R3 998人 R6 1,050件
- ・進達回数 R6 18回

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	62	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請手続に係る市町村経由事務の廃止

提案団体

市原市、大網白里市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

自立支援医療費(精神通院)の支給認定に係る申請手続については、令和6年管理番号 22 の対応方針で検討することとされているが、当該手続に加え、精神通院医療に係る以下の手続等のオンライン化を可能とするとともに、各手続における市町村を経由する旨の規定を廃止し、申請者が直接都道府県へ申請等を行うこと及び都道府県から直接申請者へ受給者証を交付することを可能とする。

- ・支給認定の変更の申請
- ・申請内容の変更届出
- ・医療受給者証の再交付の申請
- ・医療受給者証の交付
- ・医療受給者証の再交付
- ・医療受給者証の返還

具体的な支障事例

審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。

受給者証は郵便小包で届き、県作成の名簿と受給者証を突合させた後、システムへ情報入力して交付する。現在は県から申請者に受給者証を交付するよう指示を受けており、その全てを市が郵送している。

自立支援医療受給者証に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。

県内他市からの転入であっても、診断書を取り寄せる必要がある。

自立支援医療受給者証の有効期間は1年間のため、毎年更新がある。自立支援医療受給者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

- ・精神通院受給者数(各年度3.31 現在) R1 4,059 人 ⇒ R5 4,459 人
- ・診断書返戻件数 R1 年度 31 件 ⇒ R5 年度 90 件

【令和6年度の状況】

- ・県への進達回数 16 回
- ・1回あたりの進達件数 平均 430 件
- ・診断書の返戻数 令和7年3月 21 日現在 195 件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

直接担当している県担当部署とやり取りしたいとの訴えがある。
申請から交付まで3か月かかることに不満の声も上がっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

手続のオンライン化により、申請者の利便性が向上するほか、都道府県の受付に係る事務負担軽減につながる。
市町村経由が廃止されれば、申請から決定までの時間の短縮が見込まれる。また、市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第28条、第32条第2項及び第33条第2項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条第3項、第42条、第45条第3項、第48条第4項及び同条第5項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、厚木市、燕市、福井市、島田市、尾張旭市、亀岡市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○当市においても、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定における事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい（当市の自立支援医療（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている）。

○申請者にとって身近な市役所で手續ができるることはメリットであるが、受給者証の交付は市町村を経由することで時間がかかるため、デメリットになっており、手続のオンライン化が達成されれば、申請者はそもそも窓口に来る必要がなくなる。また、本手続に係る市町村経由事務は市町村に多大な負担を強いており、オンライン化の可否を問わず廃止されることが望ましい。

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○自立支援医療（精神通院）の申請数は年々増加しており、手續が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:1,755人→R4:1,832人→R5:1,893人

○審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。受給者証は郵便小包で届き、県作成の名簿と受給者証を突合させた後、システムへ情報入力して交付する。現在は県から申請者に受給者証を交付するよう指示を受けており、その全てを市が郵送している。自立支援医療受給者証に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。県内他市からの転入であっても、診断書を取り寄せる必要がある。自立支援医療受給者証の有効期間は1年間のため、毎年更新がある。自立支援医療受給者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

・精神通院受給者数(各年度3.31現在) R2 1,134人 ⇒ R6 1,198人

【令和6年度の状況】

・県への進達回数 26回

・1回あたりの進達件数 平均 80件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンラ

イン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	63	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

特別児童扶養手当の受給資格及び各種請求・届出等に係る事務のオンライン化及び市町村経由事務の廃止

提案団体

市原市、館山市、大網白里市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条から第15条までに基づく各種請求・届出並びに同令第16条から第26条までに基づく通知書及び特別児童扶養手当受給証明書の交付について、以下の措置を求める。

住民票情報及び所得状況等をAPI連携により自動入力を可能とするぴったりサービスの標準様式をプリセットし、添付書類の提出も可能なオンライン申請システムを構築。

市町村を経由する旨の規定を廃止し、受給資格者が都道府県へ直接申請すること、及び通知書等について都道府県から申請者への直接交付とすること。

具体的な支障事例

【支障事例】

特別児童扶養手当の認定請求書を県に提出した後、記載内容の詳しい状況についての確認が県から市にあり、市は申請者にそれを確認し、県に伝える。伝えた内容により、さらに確認を求められ、同じ流れを繰り返す。また、通知書については、県は市へ送付し、市から申請者に送付する。通知の内容について、却下の理由や、認定機関の確認などが申請者から市にあり、市は県に確認した後、申請者に連絡する。県に認定請求書を提出後、このように、やり取りに時間を要しているとともに、事務効率の悪化を招き、何より申請者にも負担を掛けている状況である。さらに所得状況届については、県は市へ、対象者分の用紙を送付するが、市は氏名や住所等、既に印字された所得状況届を用意して対象者へ送付するため、県の作業や用紙に無駄が生じている。その他、手続を通して、紙での提出書類が多い。

【特別児童扶養手当の手続きに要する申請書】

- ①認定請求書(戸籍謄本、診断書、口座申出書等)(必要に応じて、別居監護申立書、生計維持申立書、遺棄調書、遺棄申立書等)
- ②変更届(氏名変更、住所変更、口座変更等)
- ③所得状況届、現況届
- ④有期更新届
- ⑤喪失届

【特別児童扶養手当の受給者数】

受給者数 455人(令和7年3月21日時点)

【支障の解決策】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第15条、第16条、第25条に記載の「市町村長を経由」する旨の改定、現在市町村が確認している住民票情報や所得状況をAPI連携により自動入力を可能とするぴったりサービスの標準様式をプリセットし、添付書類の提出も可能なオンライン申請システムを構築することで解決可能であると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

特別児童扶養手当の認定請求等の手続のため、市の窓口に足を運ぶことや郵送することについて、対象者から不便であるという意見が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自動入力等を取り入れたオンライン手続化により、申請者の利便性向上、受付や確認にかかる時間短縮、都道府県の事務負担軽減につながる。また、市町村経由の廃止により、申請から決定までの時間の短縮、市町村の経由に伴う事務負担が軽減される。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第38条、同法施行令第13条、同法施行規則第15条、第16条、第25条、第29条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、多賀城市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、燕市、福井市、島田市、半田市、津島市、豊田市、尾張旭市、亀岡市、高槻市、寝屋川市、羽曳野市、西宮市、養父市、宍粟市、高松市、春日市、特別区長会

○新規申請の却下時に申請者より理由を問われた際、実際の判定時に立ち会っておらず、府に状況を確認する。その後、受給者へ伝える作業が必要な為、時間を要する。

○当市においても、申請者、市、県の間でのやり取りに時間を要することが多く、非効率である。オンライン化が達成された場合は、申請者の利便性向上、手続の時間短縮、県、市の事務負担の軽減につながると考えられる。

○当県の特別児童扶養手当申請では、専用の申請書(3枚複写)を使用しており、システム出力対応ができない状況にあり、申請者の記入箇所も多く手続に時間がかかっている状況である。また、市町で受付業務を行い、県の福祉相談センターを経由し、県庁で認定処理等がされるため、市に認定通知書等が届くのが3~4か月かかっている現状があり、申請者・受給者からの不満の声も上がっている。そのため、本提案は申請者の手続時の利便性向上、市町事務の効率化・軽減につながる提案である。

○県が発行した各種通知等を市から受給者に発送しているため、市民から問い合わせがあった場合に、即答できず市民に負担を生じさせている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	65	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令等に基づく戦傷病者及び戦没者遺族への援護に関する事務における市町村経由事務の廃止

提案団体

市原市、大網白里市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令に基づく戦傷病者及び戦没者遺族への援護に関する事務における市町村経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、請求の受付開始直後は特に1日あたりの受付件数が多く、申請内容の確認、とりまとめ等の事務の対応が困難となっている。
また、市を経由することにより請求者への対応に遅延が生じている。
その他の援護関連法令においても同様に経由事務が発生しているため、給付金等の支払いが遅くなり、住民への負担となっている。
参考として下に挙げた事務以外に、市として取扱いがほとんどないものもあるが、それらについても件数が極めて少ないとから、経由をする必要性に乏しいと思われる。

【参考：第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金実績】

受付件数

令和2年度：693件

令和3年度：113件

令和4年度：280件 合計1086件

1件あたり処理時間：5～10分(窓口での受付からデータの入力)

※請求受付から給付金等支払いまで約6か月から1年程度の期間を要している

【参考：戦没者等の妻に対する特別給付金 第三十回特別給付金実績】

受付件数 令和5年度：4件

1件あたり処理期間：5～10分(窓口での受付からデータの入力)

※請求受付から給付金等支払いまで半年程度の期間を要している

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村経由が廃止されれば、申請から決定までの時間の短縮が見込まれる。また、市町村は、経由に伴う事務

負担が軽減される。

根拠法令等

- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令第11条
- ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令第2条
- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条
- ・戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮古市、花巻市、日立市、上尾市、小牧市、尾張旭市、笠岡市、長崎市、八代市、特別区長会

- 市町村経由が廃止されれば、申請から決定までの時間の短縮が見込まれる。また、市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される。
- 第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金では、受付開始直後に請求者が多く来庁し、通常業務に支障が出た。また、県を経由することにより請求者への対応に遅延が生じている。その他の援護関連法令においても同様に経由事務となっているため、給付金等の支払いが遅くなり、住民への負担となっている。
- 受付業務、進達業務、補正業務、国債の受け渡し業務等がある。市を経由することで給付金等の支払いに時間がかかる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	71	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

百歳高齢者に対するお祝い状及び記念品贈呈について市町村が協力する旨の明確化

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

贈呈については、対象者の連絡先等を把握している市町村が行った方が合理的であるため、「百歳高齢者に対するお祝い状及び記念品贈呈要綱」に、「市町村はお祝い状及び記念品の百歳高齢者への伝達等に協力する」旨を明記することにより、県と市町村の役割を明確化する。

具体的な支障事例

要綱では贈呈の主体が都道府県とされているが、被贈呈者の詳細な情報は市町村のみが把握しており、都道府県からの贈呈とは現実的でない。
また、要綱を理由に、市町村が贈呈を行わない場合は、都道府県が改めて被贈呈者の最新の居所等を調査した上で贈呈しており、被贈呈者の元に品が届くのが遅延する。令和6年度の事例では、県内 51 市町村のうち、4市について、健康福祉センターが9月末から 10 月にかけて贈呈を実施した。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

祝い状及び記念品の贈呈について、国の要綱に市町村が贈呈等に協力する旨を明記することにより市町村の責任が明確化され、より早く贈呈品を届けることができる。

根拠法令等

百歳高齢者に対するお祝い状及び記念品贈呈要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、高知県、熊本市

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	72	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険法に基づく地域密着型サービスにおける、区域外指定に係る手続き及び施設(居住系含む。)への転入に関する解釈・ルールの明示等

提案団体

羽曳野市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

区域外指定を行う際の同意手続き及び住所地特例制度の対象とされていない3施設(認知症グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人施設)への転入しての利用に対する制限について、市町村毎に異なる取扱いをしていることから、国による統一的な解釈・ルールを明示することによって制度をわかりやすく使いやすいものとするよう改善措置を求める。

具体的な支障事例

区域外指定を行う際の同意手続きについては、現行法上、施設所在市町村の同意が保険者市町村の指定の条件とされているのみである。当該条件の解釈として、保険者市町村の同意依頼が必須なのか、必須でないのであれば、事業所や利用者等が、保険者市町村を介さず直接施設所在市町村の同意を受けて指定申請した場合、それを理由に保険者市町村が指定拒否できるのか、などについて不明確である。現状、保険者市町村にも同意依頼の裁量があることが市町村間での取扱いの差異の一因となっている。当市では、同意の場合だけでなく同意依頼の際も、利用者、当該事業所及び担当ケアマネージャーの三者から理由書を徴して判断しており、全ての関係者にとって負担が大きい。

次に、住所地特例制度の対象とされていない3施設への転入について、現状において、直接施設へ転入しての利用を認めず、3月や6月といった「住民として過ごす待機期間」を要求している市町村が相当数存在している。また、定員の一定割合までという規制もあるが、割合を超えた後の利用の必要性が非常に高い場合などが想定され、不合理である。

については、国において以上2点に関する解釈の明示及び統一的なルール作成を行い、制度を平易で使いやすいものとすることを求める。

併せて、転入しての利用を制限する手段について、国は、「全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料 地域密着型サービスに関するQ&A(平成17年12月19日)」において、事業所指定に付款として条件を付与して行うことを前提としているようにも見受けられるが、現状のように各市町村が要綱等により行っても問題はないのか示していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

グループホーム事業者から、現状について直観的に納得できる内容ではないため、利用者への説明は市町村からしてほしいという訴えがある。そもそもどれだけ離れていても市内であれば使えるのに、市町村をまたぐとどれだけ近くても使えない、包括同意の枠組みも活用市町村が少ない、などの声もある。

利用者家族からも、市町村域だけでなじみの関係を判断し、使いたい事業所を使えないのはおかしい、という訴えが上がっている。

また、後発の包括報酬型のサービス事業者からも、利用者獲得が厳しい中で、すべての市町村に整備されているサービスではないので他市利用のニーズは大きいが、受け入れられない、という声がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

平易な制度となり、手続きが迅速化することで、利用者とその家族、事業者及び市町村全てにメリットがある。また、後発のサービスの普及にも寄与するものと考える。

根拠法令等

介護保険法第78条の2第4項第4号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、横浜市、島田市、津市、宍粟市、高知県、大野城市、熊本市、伊佐市

- 「住民として過ごす待機期間」の考え方等、明確で統一的なルールを設けていただきたい。
- 本提案は国が統一的な解釈及びルールを明示することにより、利用者やその家族がスムーズにサービスを利用できることが期待されること、それだけでなく、事業所及び自治体も事務の効率化が見込める。
- 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で示された「市町村間の同意に係る方針事例」に準拠し判断しているが、利用者や協議市町村と取扱いの差異により問題となるケースがある。
- 当市でも毎年同様の意見が事業所より寄せられた結果、独自の取扱い通知を作成し今年度より運営を開始したところである。地域による独自ルールの内容整理のためにも国からの解釈の明示及び統一的なルール作成を求めたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	73	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

小規模な社会福祉住居施設(無料低額宿泊所)における管理者の専任基準の明確化

提案団体

大阪府

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

小規模な社会福祉住居施設(無料低額宿泊所)について、管理者は、入居者が不在、もしくは不在と見込まれる際には、常駐不要及び他の業務に従事することが可能な旨を、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について」(令和元年9月10日厚生労働省社会・援護局長通知)等において、明記し、周知すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

社会福祉法第68条の6の規定により、社会福祉住居施設(無料低額宿泊所)の管理者は専任である必要がある。

【支障事例】【制度改正の必要性】

小規模な社会福祉住居施設においては、入所者が全く居ない日があったり、入所者が昼間は就労等で不在ということも多く、専任の管理者を置くことは人材確保や人件費の面で施設にとって過大な負担となっており、苦慮しているという実態がある。

【支障の解決策】

利用定員が少ない小規模施設については、地域の実情及び利用状況等に応じて、管理者は常駐不要及び他の業務従事が可能である旨を、通知改正(但し書き等で明記)することで支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

社会福祉住居施設(無料低額宿泊所)に対する実地検査(指導監査)の際に、小規模な施設から、管理者(施設長)を専任で置かなければならないことについて負担が大きいため改善してほしいとの意見が寄せられた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に応じた運用が可能となり、小規模な社会福祉住居施設(無料低額宿泊所)に課された過大な負担を解消することができる。

根拠法令等

社会福祉法第68条の6、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について(通知)(令和元年9月10日 厚生労働省社会・援護局長通知))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、寝屋川市

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	74	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく対応の徹底

提案団体

大阪府

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

制度改革等に伴う基幹業務システムの改修は、これまでシステムを所有する地方公共団体が実施してきたが、システムの標準化基準に適合したシステムへの移行(以下「システム標準化」という。)に伴い、地方公共団体はシステムを所有しなくなるため、システム移行後は地方公共団体が改修対応を行う必要がないことを明確にするよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

システム標準化については、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(以下「基本方針」という。)において、制度改革等のために標準準拠システムを改修する必要がある場合には、国が標準化基準を策定又は変更することで、地方公共団体が個別に対応する負担を軽減するとともに、迅速に改修を行えるようにすることや、ガバメントクラウドを活用することで、地方自治体が利用するアプリケーションを自ら整備・管理する負担を軽減することが目標に挙げられている。

【支障事例】【制度改革の必要性】

厚生労働省から、同省が保有している生活保護業務データシステムの改修に伴い、必要なデータを取り出せるように地方公共団体の標準準拠システムを改修するよう要請があった。システム標準化を終えている地方公共団体に対しても、国において標準化基準の変更を行うことなく、地方公共団体において利用しているアプリケーションを個別に改修を行うよう求めてきている。地方公共団体が自己所有していないアプリケーション(システム)の改修(=標準準拠システムの改修)を行うことを求められており、困惑しているという実態がある。

【支障の解決策】

デジタル庁から厚生労働省をはじめとする各省庁に対して基本方針の順守を指導することなどにより、今後同様の事例が発生しないようにすることができる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

厚生労働省から地方公共団体へのシステム改修要求は、基本方針に反しているのではという意見がある。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

基本方針に則った形で、システム標準化が行われる。

根拠法令等

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条、地方公共団体情報システム標準化基本方針、令和6年度補正予算における、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(生活保護事務処理システム改修事業(被保護者調査の調査項目変更等及び生活扶助基準の見直し関係))の国庫補助協議について(事前連絡)(令和7年2月6日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、相模原市、三重県、滋賀県、亀岡市、和歌山県、安来市、香川県、宮崎県

○当市も標準化移行後の自治体による法改正対応等のシステム改修の必要有無について、明確でないとの認識をもっている。標準準拠システムは、ノンカスタマイズかつ SaaS 利用のため、各自治体が補助金の交付申請や、システム改修業務委託といった非効率な事務を行う必要はなく、国の標準仕様書の改定を受けて、システムベンダが改修対応を行うといった構図が、基本方針の目指すところと理解している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	75	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法第 73 条の適用範囲の明確化

提案団体

大阪府

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法(以下「法」という。)第 73 条第1項第1号において都道府県が負担するものとして「居住地がない又は明らかでない被保護者」いわゆる「現在地保護の例による保護となる被保護者」を規定しているが、当該被保護者の範囲が具体的でないため、その範囲を網羅的かつ明確に示す通知を発出されたい。

具体的な支障事例

【現行制度について】

法 73 条は、「居住地がない又は明らかでない被保護者」等に係る保護費については都道府県が負担することを規定しているが、「居住地がない又は明らかでない被保護者」とは具体的にどういった者を指すのかを網羅的に示した通知等がない。

【支障事例】【制度改正の必要性】

元々、法第 73 条第1号はホームレス等を想定したものであるが、居住地保護されていた被保護者が救護施設等に入所して住居を引き払った者などについても、市町が独自に解釈して本規定を適用し、大阪府に費用を請求していたという問題が発生した。

地域共生社会の理念に基づき、包括的な支援体制を構築する市町村(福祉事務所)が一貫して支援を行うことが適切であるが、生活保護法の目的である、自立へ向けた支援を行うインセンティブが働きにくい状況が生じる。

【支障の解決策】

厚生労働省が、法第 73 条の具体的な適用範囲を通知等により網羅的かつ明確に整理し示すことで、都道府県と市町村の間の負担区分の判断に誤りが無くなり、支障が解消される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

生活保護法を適正に施行し、円滑な事務執行を行えるよう、法第 73 条の適用範囲を網羅的・具体的に示してほしいとの意見がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保護費の負担区分の取扱いが整理され、生活保護法の適正な施行と、円滑な事務執行につながる。

根拠法令等

生活保護法第 73 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、川崎市、小牧市、滋賀県、寝屋川市、羽曳野市、和歌山県、香川県、高知県

○障がい者グループホームへ入居した場合に対象として報告していいものか判断に困ることがあり、対象となっているケースとなっていないケースがある。

○当県においても法第 73 条の適用について判断に迷うことがあり、具体的な適用範囲等が示されれば都道府県と市町村の間の負担区分の判断に誤りが無くなり、支障が解消される。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	77	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

年金関係機関において情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認すること及びマイナンバー情報連携における年金関係情報の更新を早期に行うこと

提案団体

松江市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

児童扶養手当受給者が障害年金等の公的年金を遡及して受給した場合、併給が認められない部分については遡って手当を返還させる必要がある。これについて、以下を求める。

○年金関係機関において、情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することとし、該当者に対して自治体へ届出をするよう案内すること。

○年金関係情報をマイナンバー情報連携で取得する場合に、最新の情報が取得できるよう情報の更新を早期に行うこと。

具体的な支障事例

公的年金の遡及受給が原因で発生した児童扶養手当返還金は、令和6年度のみで9件(約163万円)あり、滞納繰越分も合わせると未返還額は400万円以上にのぼる。中には1人あたりの返還額が100万円以上となるケースもあり、経済的困窮世帯の多い児童扶養手当受給者からの回収は非常に困難となっている。

申請者・受給資格者への説明や聞き取りにより、速やかな届出を周知しているが、制度が複雑な上に障がい者など理解が難しい受給者も多く、毎年一定数の返還金が生じており、職員の事務負担も大きい。

マイナンバー情報連携による年金関係情報取得により返還金を最小限に止めるよう努めているが、年金関係機関により更新情報が中間サーバーへ副本登録されるまで一定期間のタイムラグがあり、最新の情報を取得出来ず、返還金が生じるケースがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

児童扶養手当受給者は低所得者であり、一度受給した手当を返還することに対し、経済的・心理的負担から抵抗や苦情が多い。

また、年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止や一部支給となる仕組みを理解できず、クレームが多くなっている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年金関係機関においても情報連携により児童扶養手当の受給情報を確認するようにすることで、新たに年金を支給する場合に児童扶養手当を受給していれば自治体への届出が必要な旨を案内でき、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

また、年金関係機関における情報連携システムによる年金関係情報を早期に登録することで、直近の受給情報を取得しやすくなり、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

根拠法令等

児童扶養手当法第3条及び第13条の2
児童扶養手当法施行令第6条の3及び4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、多賀城市、館林市、佐倉市、相模原市、富士市、豊田市、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、高松市、春日市、大村市、熊本市、特別区長会

○年金が遡って支給されていることが後から発覚し、過誤払い分の手当を返還してもらう事案が多発している。令和6年度だけでも、3件（総額395万円）発生している。年金申請から認定まで時間がかかるため、申請された時点で情報をつかんでいると、差し止め等の対策ができると考える。

○当市でも公的年金の遡及による児童扶養手当返還金は毎年発生しており、令和6年度においては10件（約150万円）の返還が発生している。一括での返還が難しい受給者も多く、滞納繰越となって返還期間が複数年にわたることもあり、職員の事務負担も大きい。申請者・受給者に対して、新規申請時や現況時において説明および速やかな届出の必要性を周知しているが、返還金が発生した受給者の中からは、年金と手当の併給についての認識があまりなかったという話もあり、年金関係機関において自治体への届出を促すことで返還金発生リスクの減少が期待される。またマイナンバー情報連携による年金関係情報の取得についても、登録されている情報の反映までに一定期間のタイムラグがあることにより、返還金が生じたり、手当の支払事務に支障があつたりするため、連携システムへの早期の情報更新・反映についても依頼したい。

○①児童扶養手当の申請者・受給者に関して年金の受給資格を有する可能性がある対象者については同意を得た上でマイナンバー情報連携にて定期的に情報連携を行っているが、遡及受給等にて返還金が発生することが多く、返還方法についてはトラブルになることが多い。経済的困窮世帯がより困窮してしまうような返還金請求を回避するためにも、年金の遡及受給（もしくは受給者による届け出漏れ）等で児童扶養手当に返還金が発生する際には、年金支給額より相殺の上、残額を支給することとし、経済的困窮者に返還金請求を行うような事態を避けるような取り扱いが必要と思われる。

②経済的に困窮しているために年金受給分は全て収入の増加と考える世帯も多く、児童扶養手当との調整となることを知らなかつたと申し出る事例も多い。誤解や認識の齟齬によるトラブルを回避するために、年金関係機関において、児童扶養手当受給資格の情報連携を行い、受給資格者と判明した際には、年金申請の必要書類として、自治体に届出済の書類を追加で求め、必ず自治体での相談を実施し、年金と児童扶養手当額の調整について自治体にて説明を受け、制度理解・合意の上で年金申請を行うといった取り扱いが必要と思われる。

③年金証書が発行され、郵送受理したと相談をいただくもマイナンバー情報連携をした際には、年金受給情報が反映されておらず、受給情報がない場合もある。受理した年金証書等を紛失し、年金受給は決定したとの申し出があるが、自治体へ年金受給の情報を届出できないために、マイナンバーの情報連携を待つ事例等もあり、経済的困窮世帯においては振込が遅れることに関する問い合わせ等も多い。年金関係機関においては年金の振込が行われてから中間サーバーへ副本登録するのではなく、受給者へ通知を行った際には、通知内容から登録を行う取り扱いが必要と思われる。

○当市においても、年金受給者への手当の過払いによる昨年度の新規債権発生が約30件あり、570万円ほどの債権がある。

○当市でも、遡及受給による過払いとなるケースが見られ、返還を求めているものの、完納に至っていないケースが多数ある。また、過払い額が数十万円でも月3,000円程度の返還に留まる受給者も多数おり、過払い額をすべて回収することが難しい状況にある。

○当市においても同様の事例があり、提案が実現することにより手当を返納額が減少することが見込まれる。

○当市においても、公的年金の遡及認定による返納金が令和6年度に10件発生しており、債権回収等に苦労している。

○情報連携における年金関係情報の更新が遅いため、少なくとも5月定期は過払いが発生する。それに伴い、市民への連絡や支払調整等の事務処理の増加、過払い額返還が必要になることで市民の苦情に繋がっている。毎年、申請者、受給者に対し年金受給に際しての説明を丁寧に行っているが、理解が難しい受給者も多く、経済的な不安などから、苦情も多くその対応に謀殺されることも多々ある。理解を得られない方においては、返還金発生リスクが高く、また、その後も滞納となるケースも発生している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	78	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

高等職業訓練促進給付金等の支給申請に係る審査事務手続において、マイナンバー情報連携を可能にすること

提案団体

松江市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

高等職業訓練促進給付金等の支給申請に係る審査事務手続において、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付の受給資格情報について、マイナンバーによる情報連携を可能とすること。
また、訓練延長給付等制度において、高等職業訓練促進給付金等の趣旨を同じくする給付金との併給を禁止する取扱いを明示するとともに、所管する職業安定所においても、当該給付の審査手続時において情報連携により類似給付金等の受給情報を取得できることとする。

具体的な支障事例

高等職業訓練促進給付金等は、ひとり親が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度であり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長通知(平成26年9月30日付雇児福発0930第8号)「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について」により、市が実施している事業である。

高等職業訓練促進給付金等の支給については、上記通知の「第2高等職業訓練促進給付金等事業の実施について」において、趣旨を同じくする以下の3つの給付を受けている場合は対象とならないこととされている。

①職業訓練受講給付金(求職者支援制度)

②訓練延長給付(雇用保険法第24条)

③教育訓練支援給付金(雇用保険法附則第11条の2)

①～③のうち①と③の受給資格情報についてはマイナンバーによる情報連携が可能となっている一方、②については情報連携の対象となっていないため、申請者に上記給付金の受給状況を確認して併給することができないよう対応しているが、申請者が自らの給付状況を正しく把握していないこともあり、正確な受給状況の把握が難しい。また、職業安定所によると、上記①～③に掲げた職業訓練受講給付金等には、取扱要領等に類似給付金との併給禁止や併給調整に関する記載は無いため、高等職業訓練促進給付金等と併給をしてはならないという運用が徹底されていないほか、職業安定所においても給付金の受給確認については、高等職業訓練促進給付金等とのマイナンバー情報連携がなされておらず、定期的な面談時等において本人からの聞き取り等により確認しており、高等職業訓練促進交付金等の受給状況を正確に把握することが困難となっている。

実際に、当市では、高等職業訓練促進給付金受給者において訓練延長給付との併給が発覚し、12カ月分の高等職業訓練促進給付金を返還請求する事例が発生した。

返還額は100万円以上と高額であり、返還の見通しは立っていないため、本給付金の財源である「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金」(補助率3/4)の対象外となり、返還されない額の3/4は市が肩代わりすることとなる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

類似した名称や趣旨の給付金制度が多くあり、申請者に尋ねても、どこから何の給付を受けているか理解できていない方がおられる。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

訓練延長給付についても情報連携による照会を可能とすることにより、併給による返還金発生リスクを減らすとともに、申請者の負担と自治体の事務手間を省くことができる。

また、職業安定所側でも同様に情報照会できるよう双方が確認する環境を整えることにより、迅速かつ正確で公平な給付事務を行うことができる。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表の65
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第36条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の90、第92条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、豊田市、滋賀県、奈良県、佐賀県、熊本市、延岡市

○申請者が自らの給付状況を正しく把握していないこともあり、正確な受給状況の把握が難しく、高等職業訓練促進給付金と訓練延長給付との併給が生じる可能性もあり得る。訓練延長給付について、情報連携による照会を可能とすることにより、併給による返還金発生リスクを減らし、返還にかかる申請者の負担と自治体の業務の効率化を図ることができると考える。

○訓練延長給付については、申請者の申し出が全てとなり、併給による返還発生リスクが存在している。このリスクを減らし、迅速かつ正確で公平な給付事務を行うため。

○支給事務をより適正に実施するために、訓練延長給付の受給資格情報の情報連携を可能にすることについて賛同する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	88	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

認定小規模食鳥処理業者の適用羽数の拡大

提案団体

岡山県、福島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定小規模食鳥処理業者の特例が適用される羽数(現在年間30万羽)を年間200万羽程度まで拡大する。なお、30万羽以上の拡大部分については、外部検証の対象としては維持する。

具体的な支障事例

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下、食鳥検査法という。)に基づく食鳥処理場においては、令和3年6月のHACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、HACCPに基づく衛生管理が導入され、衛生水準も向上している。さらに、同時期に食鳥検査員とは別に、自治体職員である食鳥検査員が定期的に食鳥処理場に出向き、衛生管理計画や手順書、施設の衛生管理の実施状況を直接確認したり、微生物試験を実施する外部検証制度も導入され、安全性を確保する体制が平成3年の法施行時より、向上している。

しかし、外部検証が導入されたことで、自治体には新たに業務量の増加が生じており、全国の多くの自治体で課題となっている獣医師職員の確保が困難となっていることに拍車をかける要因にもなっている。

当県では食鳥検査を指定検査機関に委任しているが、当該指定検査機関は自治体等を定年退職した獣医師を主に雇用し検査を行っており、自治体の定年延長などの影響により、検査員の確保が困難となっており、数年後には、検査体制が維持できない状況が見込まれている。

当県も、獣医師の採用が募集人数に達しないことが続き、獣医師不足に陥っており、もし指定検査機関の検査体制が破綻した場合、県内で食鳥検査が行えず、食鳥処理業者の事業がストップする事態となることから、早急に食鳥検査及び外部検証に係る獣医師業務の負担の軽減となる規制緩和が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

食鳥検査員の不足が見込まれる中、大規模処理業者における適正な食鳥検査の維持と食鳥処理業者の事業継続が可能となる。

現在は30万羽以下の認定小規模食鳥処理場は、検査員の検査を受けておらず、それ以上の大規模食鳥処理場は検査員の検査を受けて流通している。

年間処理数200万羽以下の施設は、令和5年度実績で、全国44施設あり、平均年間250日稼働し、1日約60人の検査員獣医師が従事している。食鳥処理場は、と畜場とは異なり、都市部ではなく、地方でさらに山間部に設置されているケースが多く、これらの状況は地方の獣医師確保の課題と密接に関係している。逆に、人員を効率的に活用することができれば、特に地方における獣医師確保課題を一定程度解決することができると考えら

れる。

なお、県内では、大規模食鳥処理場が5か所あり、うち3か所は年間200万羽以下の中規模の処理場である。中規模の処理場は機械化が進んでおらず、主に手作業での外剥ぎ方式による処理で、食鳥処理衛生管理者が確認し、異常があった場合には、ほぼ全部廃棄の措置が取られている。加えて、外部検証を維持することで、食鳥検査体制の安全性は担保されると考える。

根拠法令等

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条、第16条
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第22条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鳥取県、宮崎県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	89	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

公害医療機関の診療報酬の審査支払事務の委託

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的な内容

公害医療機関の診療報酬の審査支払事務を委託できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

公害健康被害の補償等に関する法律第23条第2項では、診療報酬の「審査又は支払に関する事務を政令で定める者に委託することができる。」としているが、委託先に係る政令は制定されていない。
一方、昭和49年9月28日環保企第109号「公害健康被害補償法等の施行について」第三1(4)では、「公害医療機関の診療報酬の審査支払事務は、都道府県が行うものであり、社会保険診療報酬支払基金に委託することはできないものであること。具体的には、都道府県等に診療報酬審査委員を設けて実施されたいこと。」とされている。
被認定者数の減少により、審査件数も減少し、診療報酬審査会の運営も非効率となっている。また支払事務に当たっては、診療報酬の専門的知識が必要となってくるが、自治体として診療報酬事務に精通している職員の配置が難しく、継続的に安定した事務を行うことが困難となっている。
そのため、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金及び独立行政法人環境再生保全機構等、適切な機関への委託等ができるようにすることを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金への委託の場合、公害医療機関はレセプトの提出先を一本化できる。
各自治体は、審査・支払事務が削減されることから事務負担の軽減になる。また、事務の平準化が図られる。

根拠法令等

公害健康被害の補償等に関する法律第23条第2項
社会保険診療報酬支払基金法第15条第2項
独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	96	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

民生委員推薦会の開催方法及び決議方法の見直し

提案団体

八戸市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

民生委員法における民生委員推薦会については、必ずしも現実の会議を開かずとも、書面審査や持ち回り決裁等の一定の手続(※)により決議があったとみなす規定の整備等を求める。
法令により現実に会議を招集することが求められているため、書面審査や持ち回り決裁ができない状況。一部の自治体では、急を要する場合には書面審査や持ち回り決裁を可能とする規則を定めているが、これが不可であることについて厚生労働省東北厚生局に以前確認しているところ。
※例えば、社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人の理事会・評議員会における決議の省略(構成メンバー全員による議案への同意書の提出)のような手続

具体的な支障事例

【現行制度について】

民生委員法における民生委員推薦会については、委員長が招集すると規定されている(民生委員法施行令第3条)。

当市では、民生委員法、民生委員法施行令及び当市民生委員推薦会規則に基づき、各町内会から推薦があつた民生委員候補者を民生委員推薦会に諮り、推薦を決定している。

民生委員候補者にかかる推薦調書は、各町内会から候補者があり次第隨時、当市へ提出されるが、民生委員推薦会の会議をその都度開催することは、委員の負担や開催経費等を考慮し、年に数回程度、民生委員候補者が複数名集まつた段階で、まとめて会議に諮っている(年4回分の会議開催経費を予算計上)。

【支障事例】

民生委員推薦会を開催して間もなく町内会から推薦調書が提出された場合、現実に会議を招集することが求められているため、次の推薦会を開催するまでの期間を含め、国への推薦までに3か月程度を要してしまうことがある。

民生委員のなり手不足が深刻な中、各町内会で苦労して募った民生委員候補者を速やかに委嘱できないケースが発生しており、該当地域において、民生委員の不在期間が生じてしまい、住民の方には委嘱を待っていただいている状況となってしまう。

速やかに委嘱ができず、民生委員が不在となっている町内では、高齢者や障がい者等の要配慮がいる家庭への訪問や見守り活動、住民からの相談受付、行政や関係機関など適切な支援・サービスへのつなぎ、行政機関の各種調査・証明事務の対応が滞っているほか、地域福祉活動の中心的な担い手として、民生委員が参画している地区社会福祉協議会や老人クラブ、子ども会などの活動にも支障が生じている。

また、欠員となっている町内への対応として、当該地区の民生委員児童委員協議会の会長や近隣の民生委員が代行していることが多く、地域全体の民生委員の負担の増加にもつながっており、地域福祉活動への多大な影響が懸念される。

【支障の解決策】

状況に応じて民生委員推薦会を必ずしも招集しなくとも、みなし決議、書面審査及び持ち回り決裁による議決があつたものとみなすことができる規定を整備することで支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

- ・前任民生委員の解嘱届と新任候補者の推薦調書が同時に提出された場合、切れ目なく交代することが期待されているが、実際には推薦会の開催のタイミングによっては委嘱されるまで時間を要するため、その地域で民生委員の不在期間が生じることで、他の民生委員に業務負担が集中したり、地域住民への対応の遅れが出る事態が発生している。
- ・欠員地区の推薦については特に速やかな委嘱が期待されるが、同様の理由によりスムーズに委嘱されないケースがあり、推薦基盤である町内会や地区民生委員児童委員協議会、推薦された民生委員候補者等から「一刻も早く新しい民生委員を委嘱してほしい」、「なぜこんなに時間がかかるのか」、「せっかく新しい候補者がやる気になってくれたのに、ここまで待たせるのはどうなのか」などの意見をいただくことがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・民生委員交代時の空白期間が短縮されることで、住民は必要な時にすぐに民生委員に相談でき、関係機関へのスムーズな連携ができるほか、欠員地区をカバーしている他の民生委員への負担軽減につながる。
- ・新しい民生委員が速やかに委嘱されることで、行政と地域との連携体制の整備が早期に進む。

根拠法令等

民生委員法施行令第3条、第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮古市、花巻市、川越市、小牧市、堺市、兵庫県、八代市、特別区長会

○書面審査や持ち回り決裁等の一定の手続きにより決議があつたとみなす規定の整備をすることで、全国一律の対応が可能となる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	103	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

福祉サービス第三者評価事業における認証手続き・評価調査者養成の全国平準化

提案団体

岐阜県、新潟県、三重県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている(※)社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行うこと。※都道府県の意向に応じ、都道府県独自での認証・研修を行う余地も確保

具体的な支障事例

福祉サービス第三者評価事業については、国の指針・ガイドラインを踏まえ、各都道府県において、第三者評価機関の認証、評価調査者の研修を実施しており、都道府県ごとに制度の詳細が異なっている状況にある。このため、複数の都道府県で活動する第三者評価機関は、各都道府県において別々に認証を受ける必要があるほか、評価機関に所属する評価調査者も、複数の都道府県で活動するためには、各都道府県の研修をそれぞれ受講する必要があるため、事業を担う評価機関・評価調査者の確保が難しくなっている。
また、都道府県においても、ごく少数の希望者のために養成研修等を実施する必要があるなど非効率が生じており、養成研修を実施できていない都道府県も存在している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

実際に、当県及び隣県で評価事業を行う機関が存在しており、当該機関は各県でそれぞれ認証を受ける必要があるほか、当該機関に所属する評価調査者についても、複数県で養成研修・継続研修を受講しなければならない状況となっている。
また、複数県での認証更新、研修受講の負担が大きいことから、他県に所在する評価機関が当県での認証を更新しないといった事例も生じており、事業の担い手の確保に支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国一律で評価機関の認証、評価調査者の研修等を行うことで、都道府県をまたぐ形で評価事業を行う評価機関・評価調査者の負担が軽減され、事業の担い手の確保が図られる。
また、全国一律の制度として、統一的かつ大規模な普及啓発を行うことが可能となるため、事業の認知度の向上につなげることができ、国民のサービス選択に資する情報を提供するとともに、サービス提供事業者に第三者評価を受審するインセンティブを付与することにもつながると期待される。

根拠法令等

社会福祉法第78条第2項

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(平成 26 年4月1日付け雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知別紙。平成 30 年3月 26 日最終改正)
「都道府県推進組織に関するガイドライン(上記指針別添1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口県、宮崎県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	104	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

介護職員初任者研修のうち、「通信学習方式」における学習時間の取扱いを弾力化すること。

具体的な支障事例

介護職員初任者研修については、厚生労働省が定める取扱細則に基づき、各都道府県において研修事業者を指定し、研修を実施している。同研修は、「通学方式」のほか、受講者の負担を軽減し、受講を容易にするため、カリキュラム全 130 時間のうち、最大 40.5 時間にについては、「通信学習方式」が可能とされている。

県内の研修事業者から「講師の確保が難しい地域においても研修が可能となるよう、ZOOM 形式を活用したサテライト会場での研修を実施したいが、その場合「通学方式」として全 130 時間の実施が可能か」との質問があり、厚生労働省に確認したところ、「ZOOM 形式は、通信学習方式にあたり、40.5 時間までしか認められない」旨の回答があり、事業者の提案は認められなかった。

令和2年4月 30 日に厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修)の臨時の取扱いについて」が発出され、全ての研修課程において通信形式での実施が可能となっていることと、臨時の取扱いによる運営でも特段の問題はなかったため、ZOOM 形式で補助講師を置く形であれば実施可能と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和6年度の研修実施にあたり、研修事業者から以下の要望・問い合わせが寄せられた。

・A 地域において通学方式により研修を実施してきたが、B 地域にも受講希望者がいる。

・しかし、B 地域では講師の確保が難しいため、主講師の講義を ZOOM 形式でサテライト会場につなぎ、同会場に補助講師を置く形で実施したい。通学形式と同様、全ての講義(130 時間)を実施可能か。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

介護職員初任者研修の修了者は、人材確保に苦しむ訪問介護事業所の訪問介護員に求められる資格等の1つであり、規制の見直しにより ZOOM 形式を活用したサテライト会場で全 130 時間の研修が可能となれば、介護人材の育成促進が期待される。

根拠法令等

介護保険法第8条第2項、介護保険法施行令第3条、介護保険法施行規則第 22 条の 27、介護員養成研修の取扱細則について(平成 30 年3月 30 日老振発 0330 第1号厚生労働省老健局振興課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

横浜市、川崎市、宍粟市

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	105	重点募集テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

各都道府県においても日本 DMAT を養成可能とすること

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

各都道府県においても、日本 DMAT 隊員養成研修を実施できるようにし、日本 DMAT 養成研修の実施に当たっては、各都道府県が実施する都道府県 DMAT 養成研修にはない広域医療搬送等に係るカリキュラム(※)が含まれるため、それらのノウハウ・人的資源に関する支援を求める。

(※)

- ・大地震発生／DMAT 遠隔地派遣(シミュレーション)
- ・震災時の DMAT 活動(シミュレーション)
- ・医療搬送拠点における DMAT 活動(シミュレーション)
- ・医療搬送拠点(シミュレーション・実践訓練)
- ・病院支援と EMIS(実技試験)
- ・口頭試問
- ・病院・施設避難(シミュレーション)
- ・プライマリケア支援(シミュレーション) 等

具体的な支障事例

- ・厚生労働省が毎年度実施する日本 DMAT 養成研修において、各都道府県に年間 12 名程度の受講枠が与えられているが、県内医療機関からの日本 DMAT 資格取得に関する要望は多く、ニーズを充足できていない。
- ・一方、都道府県において主催する都道府県 DMAT 養成研修制度があり、当該研修の修了者(「都道府県 DMAT」という。)のみを対象とした日本 DMAT 養成研修(広域医療搬送研修)も設けられており、都道府県 DMAT を養成する都道府県に対しては、既存枠に加え、年間 16 名程度の受講枠が与えられているところ。
- ・そのため、当県としては、日本 DMAT の養成を加速させるため、令和7年度より上記の都道府県 DMAT 養成研修を実施することとしている。毎年度 30 名程度の都道府県 DMAT を養成する見込みであり、その 30 名程度の都道府県 DMAT のうち 16 名程度については日本 DMAT 養成研修への途も開かれるため、人員の増強が見込めるところである。
- ・さらにその養成を加速させるべく、日本 DMAT 養成研修を各都道府県でも直接実施することができる制度、体制が整備される必要がある。
- ・DMAT 隊員を配備する県内 DMAT 指定病院からは、日本 DMAT 隊員の養成に係る多くの申込をいただいており、そのニーズを充足できていない状況(令和6年の例:年間 12 名の枠に対し、延べ 95 名の申込があった。)。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・現在、厚生労働省の行う養成研修により日本 DMAT 隊員が養成されているところであるが、養成できる人数には上限があり、隊員養成のニーズを満たせていない都道府県が自ら隊員養成を行うことができる。
- ・各都道府県において日本 DMAT 養成研修を実施できる制度となった暁には、各都道府県の努力次第でその数を増やすことができ、より災害医療体制の強化に資すると考える。

根拠法令等

日本 DMAT 活動要領(令和6年3月 29 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知別添)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高知県

- 当県も提案県同様、日本 DMAT 養成研修の受講枠以上の受講希望があり、令和7年度より都道府県 DMAT 養成研修を実施する予定である。
- 提案団体と同様の支障事例がある。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	116	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

マイクロチップを活用して狂犬病予防注射履歴の電子登録を可能とすること

提案団体

流山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的な内容

狂犬病予防注射済票の市町村窓口での交付を廃止するため、動物愛護管理法第39条の7第2項で定める市町村長から交付された鑑札とみなす登録方法と同様に、狂犬病予防注射の接種履歴について環境大臣の登録を受け、当該犬の所在地の市町村長の求めに応じ、注射履歴等の通知があった場合に、この通知をもって、マイクロチップを市町村長から交付された注射済票とみなすことを求める。

具体的な支障事例

近年デジタル化が進んでいる中、「書かない窓口」や「行かない窓口」といった施策を進める自治体が増えている。また、スマートフォンの普及や教育分野におけるタブレット端末導入など、デジタルが身近になってきている。このような流れの中で、当市は、動物愛護管理法第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」に参加している。しかし、特例制度により犬の鑑札を交付しないことが認められている一方で、未だ狂犬病予防注射済票を交付しなければならないため、住民にとっては市役所窓口に行かなければならぬ負担が、行政にとっては窓口業務や狂犬病予防注射済票を管理しなければならぬ負担や自治体間で予防注射履歴確認のため原簿請求しなければならぬ負担が、それぞれ残っており、住民の利便性向上及び行政の効率化の妨げとなっている。

狂犬病予防注射済票の交付手続について、当市においては電子申請を開始したところではあるが、さらに進めて、国においては予防注射履歴を犬と猫のマイクロチップ情報登録システムと連携するなどマイクロチップの活用が進めば、職員減少や地域課題の複雑化が進む自治体にとっても、高齢化が進む犬の飼い主にとっても、負担が少ない制度となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

狂犬病予防注射済票の交付を受けるため、市役所窓口に行かなければならず、飼い主自身や家族が対応できればよいが、それができないケースもある。また、毎年度、窓口等で受け取った予防注射済票を犬につけることは飼い主にとって大きな負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

狂犬病予防注射履歴の管理が電子登録のみで済むことにより、住民側としては注射済票を受け取るための移動や時間の制限がなくなる。自治体としては、窓口業務の減少が見込まれ、他の業務に振り分けが可能となる。また、狂犬病予防法の特例制度のメリットも大きくなる。

根拠法令等

狂犬病予防法第5条、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、柏市、相模原市、半田市、堺市、豊中市、枚方市、寝屋川市、伊丹市、高松市、鹿児島市、特別区長会

○当区でも同様に特例制度に参加しており、犬の登録がオンラインで可能である一方、注射済票交付申請は窓口での手続きが必要である。済票交付申請を区独自でオンライン化した場合、済票の郵送、交付手数料・送料の徴収等の事務量が増加するため、事務の効率化に繋がらない。済票を鑑札と同じようなマイクロチップのみなし制度とした場合、済票交付に係る事務量が軽減するとともに、住民の利便性向上にも繋がる。

○次の3点の課題から、狂犬病予防注射履歴の電子登録を可能とするシステムの整備が望ましい。

①犬システム導入に多額の費用が掛かっている

②マイクロチップ情報登録システムを犬システムに組み込むために、システム改修費用が掛かる。

③狂犬病予防注射履歴等の管理に事務負荷が掛かっている。

○当市も、動物愛護管理法第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」に参加している為、市民や行政業務における負担を感じている。

○注射済票の交付においては、窓口で交付手数料の支払いが必要。マイクロチップに注射記録を登録する際に、済票交付料金を同時に支払うことのできる仕組みがあれば事務負担の軽減になる。

○当市では、市内動物病院又は集合注射会場にて接種した際は、その場で予防注射済票を交付している。市外の動物病院で接種した際は、市役所窓口で予防注射済票の交付を行っており、飼い主や窓口業務の負担となっている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	118	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

特別児童扶養手当の受給資格及び各種請求・届出等に係る事務のオンライン化及び市町村経由事務の廃止

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

特別児童扶養手当支給事務に係る申請手続きについて、マイナンバーを活用したオンライン申請システムの構築により、現行の市町村窓口による受付から、申請者が都道府県へ直接申請する手法を可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

特別児童扶養手当支給事務に係る手続きについては、法定受託事務であり、法令により詳細に定められているところである。特別児童扶養手当等の支給に関する規則第15条において「市町村を経由して申請すること」となっており、市町村は申請を受け、内容の確認やシステムへの入力、県への進達を行っているほか、県からの結果を受けてシステムへの入力、発送作業を行っている。

また、申請は現状紙で受け付けており、申請のオンライン化については「特別児童扶養手当の都道府県が任意で設置するオンラインシステムによる設置請求書等の事務手続きについて」(令和5年7月3日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)が発出されているところであるが、現状はシステム構築がなされていない。

【支障事例】

申請者にとっては申請書類への記入、書面での添付書類の準備が大きな負担となる他、市町村を経由することで申請から交付までに期間を要している(当市では3か月程度)。

また、行政においては、市町村と都道府県でそれぞれ内容の確認やシステムへの入力を行うことは、事務処理が重複していると考えられ、これを削減することが適当である。

【支障の解決策】

市町村経由事務の廃止のために、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則などの市町村を経由する旨の規定の廃止を求める。

なお、市町村で所得状況等の確認を行っているが、API連携により所得情報等(市町村において確認している項目)を自動入力可能・添付資料を提出可能としたぴったりサービスの標準様式をプリセットすることで、都道府県における申請システム構築にかかる負担軽減及び市町村経由事務の廃止が行えると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者より手当の支給や受給証明書の交付等の手続に要する期間の短縮を求める声がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーを活用したオンライン申請システムの構築により、申請者の手続の負担軽減を図るとともに申請か

ら認定等に要する期間を短縮することができる。行政においては、市町村及び都道府県の重複した事務の削減が期待される。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第38条、同法施行令第13条、同法施行規則第15条、第16条、第29条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、多賀城市、上尾市、柏市、流山市、燕市、福井市、長野県、豊田市、亀岡市、高槻市、寝屋川市、羽曳野市、西宮市、養父市、宍粟市、高松市、春日市、特別区長会

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	119	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

精神障害者保健福祉手帳の交付手続における市町村経由事務の廃止

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

精神障害者保健福祉手帳の交付手続について、マイナポータルの活用により直接都道府県に申請することを可能とするとともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている判定結果の送付及び手帳の交付についても、市町村経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

精神障害者保健福祉手帳の申請は、申請者の居住地を管轄する市町村を経由して行うこととされている。市町村は申請を受け、内容の確認や障がい福祉システムへの入力、県への進達を行い、また、県からの結果を受けて手帳の内容確認、システムへの入力、発送作業を行っている。申請者にとっては申請書類への記入、書面での添付書類の準備が大きな負担となるほか、市町村を経由することで申請から交付までに期間を要し(当市では1か月半から2か月程度)、その間手帳を用いたサービス等が利用できない。また、市町村と都道府県でそれぞれ申請内容の確認やシステムへの入力を行うことは、事務処理が重複していると考えられ、これを削減することが適当である。申請のオンライン化については、令和6年管理番号 22 により提案されているところであるが、申請者から直接都道府県に電子申請することを可能とし、これにより市町村経由事務を廃止することを求める。判定結果の送付及び手帳の交付についても、県から送付を受けたものを市町村が窓口交付又は郵送しており、市町村経由することで交付までに時間を要しているため、交付手続についても市町村経由事務を廃止することを求める。当市における申請受理件数と、これに伴う手續に係る時間の概算は以下のとおりである。年間申請件数(変更申請等含む)約 1,400 件、進達までに要する時間1件当たり約5分、県からの結果を受け交付・発送までに要する時間1件あたり約5分。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者からオンラインでの申請を求める声や申請から交付までに要する期間の短縮を求める声がある。申請後、交付までに各種交通機関の割引等が受けられないことがあり、社会参加に支障をきたす事例がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーを活用したオンライン申請を可能とすることで、申請書類の記載や書面での添付書類の準備等の申請者の負担が軽減する。また、市町村経由を廃止することで、申請から交付までの期間が短縮するとともに、手帳を利用した各種サービ

ス等が迅速に受けられる。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項、同法施行令第5条、第6条の2、第7条、同法施行規則第23条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、上尾市、市原市、流山市、横浜市、厚木市、燕市、福井市、豊田市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、徳島市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○手帳交付申請時、交付時等に県においても市においても申請者の個人情報、手帳情報をシステム等に入力しており、非効率である。審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。精神障害者手帳は郵便小包で届き、県作成の名簿と手帳を突合させた後、システムへの情報入力、蛇腹折にして交付する。現在は県が申請者に手帳を市まで取りに行くよう通知しているが、令和8年度からは県は行わないとのことで、市が通知を出すことになり更に事務負担が増える。手帳申請に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。精神保健福祉手帳の有効期間は2年間のため、2年ごとに更新がある。手帳所持者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。療育手帳の成人(18歳以上)の申請においては、市で面談を実施し、県でも判定(面談)を実施しており、非効率である。

【精神保健福祉手帳】

- ・手帳所持者(各年度3.31現在) R1 2,080人 ⇒ R5 2,735人
- ・手帳交付状況 R1年度 1,134件 ⇒ R5年度 1,531件
- ・診断書返戻件数 R1年度 31件 ⇒ R5年度 90件

(令和6年度の状況)

- ・県への進達回数 16回
- ・1回あたりの進達件数 平均 430件
- ・診断書の返戻数 令和7年3月21日現在 195件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、精神障害者保健福祉手帳の交付事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい(当市の自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている。)。

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付手続において、県と申請者の間に市が入ることにより、やり取りに時間を要し非効率が生じている。特に紛失などの場合、申請者の手元に手帳が早く届くことが望ましいが、市町村を経由するため時間がかかる。

○市を経由する手続のため、申請から手帳交付まで2か月程度かかり、その期間、申請者は各種サービスの提供を受けることができない。また、申請者数は年々増加しており、申請書類の整理、システム入力、通知発送等に係る事務負担は増大しているため、オンライン化及び市町村経由事務の廃止により、事務負担軽減だけでなく、申請者負担の軽減、手続完了までの日数短縮を図ることができると考える。年間申請件数(変更申請等含む):約1,900件、申請受付～申請書類の整理・システム入力・進達までに要する時間:約5分／1件、手帳の受取～システム入力・通知発送までに要する時間:約5分／1件

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○精神障害者保健福祉手帳の申請数は年々増加しており、手續が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:932人→R4:1,029人→R5:1,095人

○精神障害者保健福祉手帳に関する申請は、3,129 件／年(令和6年度実績)あり、事務処理に多くの時間を要している。申請から交付までに2か月半から3か月程度と、長い期間を要している。

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	120	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療(精神通院医療)支給認定手続における市町村経由事務の廃止

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請手続について、マイナポータルの活用により直接都道府県に申請を行うことを可能とともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている医療受給者証の交付についても、市町村経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

自立支援医療費(精神通院医療)の申請は、申請者の居住地を管轄する市町村を経由して行うこととされている。
当市では月に約 500 件の申請を受け、内容の確認や障がい福祉システムへの入力、県への進達を行い、また、県からの結果を受けて受給者証の内容確認、システムへの入力、発送作業を行っている。
申請者にとっては申請書類への記入、書面での添付書類の準備が大きな負担となるほか、市町村を経由することで申請から交付までに期間を要し(当市では1か月半から2か月程度)、医療機関によっては交付までは自己負担額が軽減されないこともある。
また、市町村と都道府県でそれぞれ申請内容の確認やシステムへの入力を行うことは、事務処理が重複していると考えられ、これを削減することが適当である。
これまで、所得区分判定における市民税額の確認を市が行っているが、マイナポータルを通じて申請者が税情報を取り扱うことで、申請内容に反映させたうえで申請することで、所得区分判定事務が省略され、市町村での確認も不要となるため、当該経由事務の廃止が可能であると考える。
そのため、申請のオンライン化は令和6年管理番号 22 により提案されているところであるが、申請に際して所得区分判定に必要な税情報が自動入力されるような仕様を求める。
さらに、医療受給者証の交付についても、県から送付を受けたものを市町村が郵送しており、市町村経由することで交付までに時間を要しているため、交付手続についても市町村経由事務を廃止することを求める。
当市における申請受理件数と、これに伴う手續に係る時間の概算は以下のとおりである。
年間申請件数(変更申請等含む)約 5,500 件、進達までに要する時間1件当たり約 10 分、県からの結果を受け発送までに要する時間1件当たり約 10 分。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者から書類記載や添付書類の準備が負担であるためオンラインでの申請を求める声がある。
また、医療機関によっては交付までは自己負担額が軽減されないことがあることから、申請者の経済的な負担が生じたり、医療機関での払い戻し手続ができずに都道府県へ払い戻し手続を行うことが必要となる場合もあり、申請者から申請から交付までの期間短縮を求める声がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーを活用したオンライン申請を可能とすることで、申請書類の記載や書面での添付書類の準備等の申請者の負担が軽減する。また、市町村経由を廃止することで、申請から交付までの期間が短縮するとともに、迅速な医療機関等での自己負担軽減につながる。さらに、マイナポータルによる申請時にAPI連携することにより、所得区分判定に必要な税情報を申請内容に反映させることができれば、所得区分判定事務が省略され、さらなる事務負担軽減や決定期間の短縮につながるものと考える。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項、同法施行令第28条、第30条、同法施行規則第35条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、上尾市、柏市、市原市、流山市、横浜市、厚木市、燕市、福井市、豊田市、亀岡市、寝屋川市、交野市、南あわじ市、生駒市、徳島市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○当市においても、7,000件の申請があり、県と申請書確認、システム入力等の事務が重複している。また、市町村を通して、受給者証を交付することは、タイムロスがある。紙面ではなく、マイナポータル等を利用して申請することで、市町村・県の入力作業がなくなり、所得区分の判定もアプリ内で可能となる。

○当市においても、自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請手続き等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、自立支援医療費(精神通院医療)支給認定における事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい(当市の自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている。)。

○申請者にとって身近な市役所で手続きができるることはメリットであるが、受給者証の交付は市町村を経由することで時間がかかるため、デメリットになっており、手続きのオンライン化が達成されれば、申請者はそもそも窓口に来る必要がなくなる。また、本手続きに係る市町村経由事務は市町村に多大な負担を強いており、オンライン化の可否を問わず廃止されることが望ましい。

○市を経由する手続きのため、申請から受給者証交付まで2か月程度かかり、申請者からの問い合わせ件数増の要因となっており、また、医療機関によっては、証交付まで自己負担額が軽減されないことがあり、市民サービスの低下になりかねない。申請件数は年々増加しており、申請書類の整理、システム入力、通知発送等に係る事務負担は増大しているため、オンライン化及び市町村経由事務の廃止により、事務負担軽減だけでなく、申請者負担の軽減、手続き完了までの日数短縮を図ることができるを考える。年間申請件数(変更申請等含む):約7,200人、申請受付～申請書類の整理・システム入力・進達までに要する時間:約10分／1件、受給者証の受取～システム入力・通知発送までに要する時間:約10分／1件

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○自立支援医療(精神通院)の申請数は年々増加しており、手続きが複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:1,755人→R4:1,832人→R5:1,893人

○自立支援医療費(精神通院医療)に関する申請は、10,968件／年(令和6年度実績)あり、事務処理に多くの時間を要している。申請から交付までに2か月半から3か月程度と、長い期間を要している。

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	121	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

特別弔慰金等の請求手続における市町村経由事務の廃止

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

市で行う戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令による請求等に係る事務について、申請者から直接国に申請ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

市が受付し県へ進達した後、県が審査・裁定を行い国へと報告される。交付されるまで実質6ヶ月以上を要している。

なお、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務は令和7年10月よりマイナポータルによるオンライン化が予定されているが、現段階で示されている内容は、今まで手書きしていた請求書が電子申請可能となったのみで、現在と同様、申請者から別途書面による戸籍等の添付書類を求めなければならない。また、電子申請があつた内容を市町村が請求書として印刷し、都道府県へ送付する必要があるため、負担感は残存している。

【件数】

戦没者等の妻に対する特別給付法 令和3年(第27回)2件、令和5年～(第30回)4件

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 令和2年～(第11回)1,820件

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 令和5年～(第29回)1件

上記、戦没者等の妻に対する特別給付法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に係る事務については、件数が極めて少ないため、経由する必要性に乏しいと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者の手元に給付金等が届くまでのスピードが短縮され、住民サービスの向上と市や県の業務の効率化につながる。

根拠法令等

- ・戦没者等の妻に対する特別給付金法施行令第二条及び第四条
- ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則第一条
- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第二条及び第四条

- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則第一条
- ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令第三条及び第五条
- ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則第一条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮古市、花巻市、日立市、上尾市、小牧市、兵庫県、笠岡市、八代市、特別区長会

○受付から国債受領までの期間が長いことにより、請求者から状況確認の問い合わせが多数寄せられる実情がある。市町村を経由せず、国に直接申請をすることが国債交付まで期間の短縮に繋がるのであればそちらの方が好ましい。

○申請者の手元に給付金等が届くまでのスピードが短縮され、住民サービスの向上と業務の効率化につながる。

○市へ提出され受付した書類を県に送達し、県で審査・裁定を行った上で、国へ報告されるという手続きを国に直接申請ができるようにすることで、申請者へこれまでよりも早く国債の発行ができるようになると考えられるとともに、業務の効率化が図られると考えられる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	123	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

狂犬病予防注射接種履歴のオンライン一元管理

提案団体

伊丹市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的な内容

狂犬病予防法第5条に基づく予防注射について、マイクロチップ登録システム等を活用し、オンライン等で全国的に接種履歴を管理できるようデジタル化を要望する。例えば、犬の所有者が予防注射後に獣医師が交付する「狂犬病予防注射済証」のデータを添付し接種履歴を登録するか、又は獣医師側でマイクロチップ情報と紐づけて接種履歴を登録する等が考えられる。

併せて注射済票の交付を不要とするか、又はマイクロチップを注射済票と読み替える既定の整備を要望する。

具体的な支障事例

当市においては、犬の飼い主は、毎年度狂犬病予防注射接種後に市役所に来庁し、狂犬病予防注射済票の交付を受ける必要がある。また、犬の飼い主が新たに他市町村から転入した場合、予防注射接種履歴の確認のために、転入元市町村に郵送による原簿請求を行っており、多大な事務負担が発生しているところ。

さらに、動愛法に基づく「狂犬病予防法の特例制度」のみなし規定により鑑札交付事務が不要となつても、上記のとおり、予防注射済票の窓口交付及び転出入に伴う予防注射接種履歴把握のための原簿請求等の事務負担が残ることが、特例参加への支障となっており、自治体の参加が進まない状況である。

オンライン登録等デジタル化により、全国的に予防注射接種履歴を一元管理することで、事務が容易となり、また「狂犬病予防法の特例制度」と併せて犬の飼い主が自治体窓口に来庁する必要性もなくなり、住民及び自治体にとって効率的な制度となる。

さらに、マイクロチップの識別番号等により予防注射接種履歴が紐づけることができれば、自治体における犬の登録と予防注射接種履歴管理の事務がより効率的なものとなる他、警察においてはマイクロチップリーダーを用いてその場で注射済であるかを確認することができるため注射済票の必要がなくなる他、自治体への捜査関係事項照会が不要となる。

なお、接種履歴の一元化にあたり委託事業や郵送等により自治体から飼い主に対して狂犬病予防注射済票を交付することも考えられるが、他の事務においても自治体からの郵送物を確認しない事例が多発していることから、注射済票の交付を不要とするか、又はマイクロチップを注射済票と読み替える方向での検討が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「狂犬病予防法の特例制度」と併せて実施することで、住民が市役所窓口に来庁する必要がなくなる。
注射済票紛失に起因する再発行が必要なくなる。

犬の飼い主の転入転出時に発生していた事務負担が軽減される。
警察による捜査関係事項照会が不要となる。

根拠法令等

狂犬病予防法、狂犬病予防法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、柏市、相模原市、半田市、堺市、豊中市、枚方市、寝屋川市、高松市、鹿児島市、特別区長会

○当区でも同様に特例制度に参加しており、犬の登録がオンラインで可能である一方、注射済票交付申請は窓口での手続きが必要である。済票交付申請を区独自でオンライン化した場合、済票の郵送、交付手数料・送料の徴収等の事務量が増加するため、事務の効率化に繋がらない。済票を鑑札と同じようなマイクロチップのみなし制度とした場合、済票交付に係る事務量が軽減するとともに、住民の利便性向上にも繋がる。

○次の3点の課題から、狂犬病予防注射履歴のオンライン一元管理とするシステムの整備が望ましい。

①犬システム導入に多額の費用が掛かっている

②マイクロチップ情報登録システムを犬システムに組み込むために、システム改修費用が掛かる。

③狂犬病予防注射履歴等の管理に事務負荷が掛かっている。

○当市も、動物愛護管理法第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」に参加している為、市民や行政業務における負担を感じている。

○注射済票交付に伴う窓口手続きが事務負担となっている。オンラインによる一元管理が行われれば、済票交付や再発行が不要となり、転入時の確認の事務負担が減る。

○注射済票に代わる証明書類等や、MCにおける接種履歴を当市の原簿システムにインプットする必要があり、これに伴うシステム改修など課題があると思われるが、これらすべてが全国統一的に構築されたシステムを全国のすべての自治体が活用出来れば、接種状況の把握と併せて転入転出等の異動に係る市町村間のやり取りが不要となり事務の効率化につながるものと考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	124	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

臨床調査個人票の行政記載欄の簡素化及び指定難病患者データベースの利用を促進すること等

提案団体

栃木県、群馬県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

臨床調査個人票の行政記載欄の簡素化及び指定難病患者データベース(以下「難病 DB」という。)の利用促進

具体的な支障事例

臨床調査個人票の様式が令和6年4月1日から改正され、行政記載欄の項目数が改正前様式と比べ7倍に増加したことに加え、「指定難病患者データベースのリリースに伴う臨床調査個人票の取扱い等について」(令和6年3月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課事務連絡)において、難病DB以外で作成された臨床調査個人票については、都道府県・指定都市が行政記載欄を手書き記載した上で難病DBにアップロードすることとされている。

行政記載欄の項目数増の趣旨について厚生労働省に問い合わせたところ、統計情報出力の条件として使用する、第三者提供項目として使用する等の回答があつたが、個々の項目についての具体的な使用目的は示されていない。

当県の手書き記載の対象件数は、約14,300件あり、手書きには1件当たり平均1分要するため、県全体で約238時間を手書き作業に要している。さらにアップロードのための時間も要しているところである。

そこで、

- ・使用目的が明らかではない行政記載欄の項目について、削減すること
- ・行政記載欄は都道府県が使用するものではないことから、原則として国(又は難病DBの運営主体)による記載とすること
- ・そもそも、手書き対応が不要となることを受けて、医療機関に対して難病DBの利用促進をより一層図ることを提案する。

(補足的な支障事例)

- ・近隣県における令和6年度の対象件数は、新規申請が約2,500件、更新申請が約15,300件を見込んでいる。
- ・特に、更新申請では、予定していた事務処理に対して、様式変更に伴う行政記載欄の増加による手書き作業の時間が新たに必要となったことにより、大幅な事務遅延が生じた。
- ・行政記載欄は、都道府県が使用するものではないため、原則として国における記載とするよう、変更を求めたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大規模な医療機関からは、難病DB利用に向けたシステム改修費用が負担となる旨の声が上がっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

手書き記載等に要している時間が削減されることから、その時間を難病患者への地域保健活動等に振り向けることができる。

根拠法令等

- ・難病法第27条第5項
- ・「指定難病患者データベースのリリースに伴う臨床調査個人票の取扱い等について」令和6年3月29日付け
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、茨城県、神奈川県、川崎市、京都府、大阪府、高知県、熊本市、宮崎県

- 毎年27,000件程度の臨床調査個人票の提出があるため、記載欄が簡略化されれば恩恵は大きい。
- 紙での臨床調査個人票の記載作業の削減のため、指定難病患者データベースの利用を促進したい。
- 当市においても、新規申請及び更新申請において、行政記載欄を手書き記載する作業、行政記載欄様式のPDF化作業が新たに必要となったことにより、1件の処理時間が増えるといった同様の支障事例が生じている。
- 行政記載欄の使用目的が明らかでないにもかかわらず、記入には一定の作業時間を要しており、事務負担が大きい
- 医療機関において難病DBへの登録が進んでおらず、より一層の利用促進が必要
- 令和6年度新規申請が約4,000件、更新申請が約22,000件程度あり、提案県と同様に手入力で作業をしていることから、事務負担が大きくなっているところ

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	125	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

ぴったりサービスの入力フォームにおける機能拡充

提案団体

栃木県、群馬県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

ぴったりサービスの入力フォームにおいて、以下の機能を地方自治体の選択により導入可能とすること
①ソフトウェアキーボードについて、項目に適したキーボードを設定できるようにするとともに、これに即した入力であることが表示されるようにする
②マイナンバーカード裏面に記載のマイナンバーをスマートフォンのカメラで読み取り、入力フォームに反映する

具体的な支障事例

当県では、特定医療費(指定難病)医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請について、ぴったりサービスを活用した電子申請(書かない窓口含む)を令和7年度から順次導入しようとしているところである。現在入力フォームを作成しているところであるが、その中で、以下の支障があることが判明した。
①「郵便番号」「電話番号」「メールアドレス」「個人番号」等、入力文字が英数等に限定される項目について、通常の日本語入力用ソフトウェアキーボードが表示され全角文字や平仮名等も入力できてしまい、「次へ進む」を押下した段階で初めて入力エラーとなる。
→英数字の入力を求める項目においては英数字入力用キーボードを表示させるなど、自治体において各項目の入力内容に適したソフトウェアキーボードを表示設定できるようにすべき。
②特定医療費(指定難病)医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請においては、申請者が属する世帯全体の所得や申請者が属する健康保険の被保険者の範囲を確認する必要がある。
当県においては、電子申請の導入と同時に、これらの情報をマイナ情報連携により取得することとしており、申請者が電子申請画面にて世帯員のマイナンバーを手入力することになるが、英数字入力用キーボードが表示されない中、12桁の数字を手入力することになり、入力ミスの増加、誤った情報照会を実施するリスクが増加する。
→マイナンバーカード裏面に記載のマイナンバーをスマートフォンのカメラで読み取り、入力フォームに反映する機能(OCR)を導入すべき。
(補足的な支障事例、想定される効果)
・近隣県における令和6年度の対象件数は、新規申請が約2,500件、更新申請が約15,300件である。
・提案内容は、ぴったりサービス利用者に対する入力誤りの防止や利便性の向上が期待できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和7年度以降に導入するものであるので現時点では住民等からの意見はないが、書かない窓口の受付を担う健康福祉センター・保健所職員に検討用の入力フォームを示したところ、左記2点は書かない窓口用の13インチタブレットでも入力上のストレスになり、まして申請者が自宅でスマホにより入力する場合は、多大なストレスがかかるのみならず、マイナンバー等の入力誤りが増加するだろうとの意見が多かった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者にとっては、適切なキーボードが表示されることにより入力ミスが防がれ、入力時のストレスが削減される。このことは、電子申請の利用増加につながる。

行政にとっては、申請者からの問合せの減少、入力ミスの内容確認の減少につながるとともに、電子申請の利用増加（＝紙申請の減少）により申請内容のシステム手入力が削減される（別途電子申請データの業務システムへの自動登録を導入予定のため）。

根拠法令等

ぴったりサービスの仕様及び標準様式の各項目

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、花巻市、川崎市、富士市、亀岡市、宮崎県

一

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	128	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

介護保険事業状況報告における都道府県経由事務の廃止

提案団体

青森県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

介護保険事業状況報告における都道府県経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

【現行の制度について】

介護保険事業状況システムを通して提出された各市町村(保険者)の回答を都道府県で一度取りまとめし、厚生労働省へ報告する方法となっている。報告として、月単位での数値を報告する月報と年間での数値を報告する年報がある。

本調査においては、県独自の調査項目ではなく、市町村の数字の積み上げのみとなっており、基本的には各住民基本台帳等から抽出されたデータを基に回答しているので、都道府県側は数字の正誤の確認はできない。

そのため、県の関与は単なる経由事務(提出期限のリマインド等)であり、全体として非効率な事務執行体制となっている。

【支障事例】

報告するにあたり、①市町村(保険者)は翌月期限までに介護保険事業状況システムを通じて県にデータを提出、②都道府県は提出されたデータを確認し、必要に応じ修正・コメント記載を市町村に依頼、③市町村のデータがすべて揃ったら、都道府県はデータを合算して、翌月期限までに厚生労働省へ提出、という一連の作業が発生する。

【支障の解決策】

総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」等の既存システムを活用し、国から全自治体へ一斉に周知し、市町村から国へ回答ができることが求めことが可能と考える。また、一斉調査システムを活用すれば、都道府県は市町村が回答した内容を見る能够るので、都道府県事務を廃止しても問題ない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村の間で直接的に調査を行うことで、全体として効率的な事務執行体制が確立でき、県の人的資源の有効活用にも繋がる。

根拠法令等

平成 28 年4月 28 日老発 0428 第1号厚生労働省老健局長通知
「介護保険事業状況報告(月報・年報)について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、福島県、大田原市、燕市、兵庫県、高知県、伊佐市

○県は取りまとめのみであり、一斉調査システムによる提出で問題ない。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	131	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化における国民健康保険の減額調整の廃止

提案団体

佐賀県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

マイナンバーカードを活用し、全国で、医療費助成の現物給付化を可能にする仕組みの構築に向けて、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化に係る国保ペナルティを廃止すること。

具体的な支障事例

子どもの医療費助成については、令和6年度から国保の減額調整の対象外されたが、ひとり親や重度心身障害者助成は従来どおり減額調整の対象となっている。

当県では、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成は、減額調整の対象外となる償還払い方式を取っており、利用者の一時的な窓口負担や償還手続など負担が重い。このため、事務負担の軽減及び住民サービスの向上を目指し、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化を検討したいが、当該方式は減額調整の対象となるため、現物給付化への阻害要因となっている。

また、規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)及びフォローアップにおいて、子ども医療費助成事業の対応状況を踏まえ、その他の地方単独事業についても徐々に現物給付方式を進めようとしているところ、当該方式を行うことで減額調整の対象となることには制度の不合理性が残る。

なお、国(厚生労働省)においては、医療費助成オンライン資格確認システム改修等への補助をはじめ、マイナンバーカードを使った利便性向上を図るために取組を推進しているものの、償還払い方式の医療費助成を行っている自治体にとってはシステム改修等を行うメリットが乏しいことなどから、取組が進んでいない状況。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県議会における、ひとり親や重度心身障害者に対する現物給付化の要望や、子ども医療費を県境に関係なく現物給付で受けられる環境の整備を求める要望

市長会において、ひとり親や重度心身障害者に対する現物給付化に向けた、国保ペナルティに対する県の財政的支援を求める要望

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ひとり親及び重度心身障害者の医療費助成について、地方自治体の現物給付化が可能となり、住民の一時的な窓口負担や行政への償還手続を行う負担がなくなる。

マイナンバーカードを使って、全国で、医療費助成の資格確認や現物給付化が可能となり、いつでも、どこでも安心して医療サービスを受けられる仕組みの構築が促進される。

根拠法令等

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、ひたちなか市、伊勢崎市、横浜市、川崎市、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、羽曳野市、兵庫県、大野城市、熊本市、沖縄県

○医療費助成に係る現物給付化の推進と、それに伴う国保の減額調整は、国保財政を圧迫する非常に大きな問題である。地方自治体にペナルティを与えるために、別の制度である国民健康保険において、国が支払うべき負担金を減額するという仕組みは、速やかに廃止すべきである。

○当市の地方単独事業は、現物給付のため、国庫負担金が減額されている。

○当県では、子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成は全て現物給付としている。子ども医療費助成と同様に、ひとり親家庭及び重度心身障害者医療に対しても国庫負担減額調整措置を撤廃すること。

○当県では、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成は、減額調整の対象外となる償還払い方式を取っており、利用者の一時的な窓口負担や償還手続きなど負担が重い。また、妊産婦に対する医療費助成は、妊産婦の負担軽減のため現物給付としており、減額調整の対象となっている。利用者の負担軽減、全国統一しての制度構築に向け、医療費助成の現物給付化に係る国保ペナルティの廃止を検討していただきたい。

○医療費助成の現物給付化は、子育て世帯や障がい者に対する経済的負担の軽減になるとともに、本提案にある調整交付金の減額ペナルティの廃止は、当市の財政健全化と住民サービスの向上に寄与するため。

○当市では、重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費助成を実施しているが、国庫負担金の減額措置によって約15億円の国費が減額され、その減額分は市費（一般財源）にて補填しているため当市の財政負担は大きい。このことから、毎年度、国民健康保険の国庫負担金を減額措置の廃止について当市独自に要望している。

【内訳（令和5年度）】

重度障害者医療費助成：1,331,408千円

小児医療費助成：65,634千円

ひとり親家庭等医療費助成：90,027千円

○国保の方のみ一時的な負担や償還払いの申請が必要であるため、利便性に差が生まれている。国保についても現物給付が可能となれば、市民の負担や償還手続きを行う負担がなくなる。日頃、受給者からも手続きの簡素化を求める声が聞かれる。

○当団体では最重点要望において要望している。令和6年度より18歳未満のこども医療費助成については国民健康保険の国庫負担金の減額措置を行わないこととされたことを踏まえ、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置については、直ちに全面廃止すべきだと考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	132	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島活性化交付金等事業計画の廃止等

提案団体

佐賀県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

離島振興法第7条の2で作成が規定されている「離島活性化交付金等事業計画」は、都道府県が定める離島振興計画に基づく事業又は事を実施するための計画であり、離島振興計画とは別に作成を要しており、実質的に離島活性化交付金を活用する前提条件となっている。離島振興計画は5年毎に見直しをしているが、離島活性化交付金等事業計画は毎年度の新規事業の追加や廃止事業の除外、それに伴う事業所管課における更新事務等の負担が生じている。さらに、離島活性化交付金を活用しようとする場合、各交付金等の要綱等に従い、別途、事業の詳細やKPI(数値目標)を設定した計画書等の作成が必要であり、離島活性化交付金等事業計画をそれらの計画書と別に運用する意義が薄い。また、効率的・効果的な計画行政に向けた指針であるナビゲーション・ガイド(令和5年3月閣議決定)の趣旨からも見直しが必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県、市の手続きの簡素化により、事務負担が軽減される。

根拠法令等

離島振興法第7条の2、第7条の3、離島振興法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福岡県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	136	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当、特別児童扶養手当における、職権処理が出来る業務の拡充

提案団体

米子市、鳥取県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給資格者について、氏名変更、住所変更及びそれに伴う所得状況(扶養義務者)の変更を公簿で確認出来た場合、届出がなくとも職権での処理を可能とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

昭和48年児企第28号第8問10(通知)において、職権で処分できる範囲について「支給要件に該当していない事実が戸籍謄本等の公簿等により確認できるときである。」と示されている。

【支障事例】

現在、資格喪失に関する部分のみ職権で処理できるとなっているため、氏名変更や住所変更の確認を公簿でできた場合、受給資格者本人に手続きを促しているが、多くの時間と手間がかかっている。受給資格者には届出をお願いしているものの、なかなか手続きをしていただけない方も少なくなく、手続きが滞ってしまう現状がある。また、届出を促すために返信用封筒を添付して郵送する場合もあり、その分の余分な費用が発生していることも大きな問題である。

さらに、受給資格者からは「同じような手続きを何度もしなければならない」という不満の声が寄せられている。

【制度改正の必要性】

届出を出すだけの簡単な手続きにもかかわらず、その案内に手間や費用をかけなければならない現状がある。手続きをしていただけない方も少なくなく、対応に時間とコストがかかっているのが実情である。こうした無駄な負担を減らすために、より効率的な方法を検討する必要がある。

【支障の解決策】

公簿で氏名変更や市内転居等が確認できた場合、電話などで受給資格者本人に(公簿の内容と実態が一致しているか等)確認ができれば届出がなくとも職権処理が可能となれば、手続きをしていただけないため処理ができないという問題が解消され、郵送にかかる費用も不要となり、より効率的に対応できるようになる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

受給資格者からは、「市民課でしっかり手続きしたのだから、その情報を共有してほしい」「同じ市役所内で何度も同じ手続きを繰り返させないでほしい」という意見を頂いている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

氏名変更や住所変更、それに伴う所得状況の変更について、公簿で確認できる場合に職権で処理できるようになれば、受給資格者が手続きをしないために変更処理が滞ることがなくなる。これにより、受給資格者に繰り返

し同じ手続きをお願いする必要がなくなり、手続きの負担が軽減される。
さらに、手続きを促すためにかかっていた手間や時間が削減され、業務が効率化されるとともに、郵送費用も削減できるため、無駄なコストを抑えることができる。

根拠法令等

昭和 48 年 5 月 16 日児企第 28 号第8問 10
(こども家庭庁支援局家庭福祉課作成)児童扶養手当事務処理マニュアル令和6年 11 月版 P147

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、仙台市、多賀城市、ひたちなか市、長野県、豊田市、滋賀県、豊中市、茨木市、養父市、宍粟市、春日市、佐賀県、大村市、特別区長会

- 児童扶養手当は、氏名変更等職権にて行っていない為、受給者へ連絡し、提出の指導を行うが、受給者が忘れてしまったり、そもそも連絡を取れない等時間を要する。特別児童扶養手当では、同様の事象が発生した際、受給者が外国人だったため、意思疎通を取るのが難しく、来庁するまでに時間を要した。
- 提案団体が示すように氏名変更や住所変更を公簿で確認できる場合に職権で処理できるようになれば、受給資格者の来庁の負担を軽減させることができ、あわせて、市の業務効率化を図ることができる。
- 変更に伴い必要な情報が公募で取得可能な場合は、受給資格者の手続きに係る負担軽減のため、職権で処理できる範囲の拡充を提案したい。
- 職権でできることは迅速な処理につながる。
- 申請者の負担が軽減するほか、市の事務負担が軽減も図られる。
- 市民への連絡等、手続きが完了するまでに手間が多い。市民には区民課での手続きと同様の手続きをしてもらうことになるため、市民にとっても手間である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	140	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

障害者控除認定事務に係る事例の共有

提案団体

燕市

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

障害者控除に係る、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるもの認定(以下、「障害者控除認定」という。)について、市町村における円滑かつ効率的な認定事務の支援として、マニュアルや事例集等で、認定実例や事務負担・市民の申請負担の軽減に向けた取組事例など、認定事務の事例を広く共有いただくこと。

具体的な支障事例

障害者控除認定の判定にあたっては、多くの自治体が要介護認定に要した調査票や主治医意見書を用いているが、そのどちらを重視するか等の認定基準は自治体により異なる。また、介護認定調査に係る情報に基づいた認定にあたっては介護保険システムと障害者控除事務をシステム連携するなど、事務の効率化を図ることにより市民の来庁不要で認定書を発行している自治体もあれば、市民の申請主義としている自治体もある。以上のように、障害が同程度であっても、居住地によって受けられる行政サービスに差があるほか、自治体の事務も十分に効率化されているとは言い難い状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内A市と当市の障害者控除認定基準を比較した場合、両市ともに、要介護認定調査項目の「障害高齢者の日常生活自立度」は要件となっている一方で、A市では要介護度1以上も要件となっているなど、障害者控除認定基準は自治体によって異なっている。また、当市では、障害者控除認定事務と介護保険システムを連携するなど、要介護認定調査の状況等を勘案して効率的に障害者控除対象者の抽出を行うほか、来庁不要で障害者控除認定書を発行しているが、そうした事務連携が行えてない自治体においては、市民の来庁による申請や個別の認定審査等を行うなど、市民・自治体双方に負担が生じている。障害者控除認定に際し、多くの自治体が要介護認定調査に要した情報を参考にしている状況や、自治体により認定基準が異なる現状を踏まえると、効率的な障害者控除事務には、当市のような介護保険システムとの連携に留まらず、多様な実務事例・ノウハウの共有が欠かせないものと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村実務担当者会議等により自治体の横連携は行っているところであるが、障害者控除認定実務に係る全国の多様かつ具体的な実例・ノウハウ等を国から広く周知・共有いただくことは、自治体の障害者控除認定事務見直しにも繋がり、自治体の事務負担や行政コストの削減はもとより、市民の負担軽減や居住地によらない公平なサービス提供に繋がるものと考える。

根拠法令等

所得税法第79条、所得税法施行令第10条、地方税法第23条、第34条、第342条の2、地方税法施行令第7条、第7条の15の7、第46条、第48条の7、老齢者の所得税法上の取扱いについて(昭和45年6月10日付け厚生省社会局長通知)、老齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて(平成14年8月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・老健局総務課通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、西尾市、大阪市、堺市、大野城市

- 当課では障害者控除の認定を行う担当課に要介護認定の調査票や主治医意見書を紙媒体で提供しているため、システムを連携すれば紙媒体でのやり取りが不要になり、業務を効率化できると思われる。
- 当市では市民の申請主義としているが、事務の効率化を図る観点から来庁不要で認定書を発行している自治体もあり、障がいが同程度であっても、居住地によって受けられる行政サービスに差があるほか、自治体の事務も十分に効率化されているとは言い難い状況となっている。
- 当市において、障害者控除認定の基準を設けているが、自治体によって認定基準が異なることもあり、それによって税の算定に不公平が生じることになる。本提案にあるとおり、認定事務の事例等を広く共有されることで、自治体職員の事務負担軽減はもとより、市民の申請手続きに係る負担軽減や居住地によらない公平なサービス提供に繋がるものと考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	143	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

特別児童扶養手当等の所得額の記載を不要とすること

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第4条に基づき、毎年、規則に定める特別児童扶養手当所得状況届(以下「所得状況届」という。)を受給者が提出しなければならない。所得状況届には個人番号(マイナンバー)を記載する欄の他、受給者や配偶者、扶養義務者の所得額を記載する欄があるため、個人番号(マイナンバー)とともに所得額も記載する必要がある。情報連携により所得額を把握できることから、所得額の記載を不要とするよう様式の見直しを求める。また、規則第1条に規定する特別児童扶養手当認定請求書、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第2条、第5条及び第15条に係る障害児福祉手当所得状況届並びに特別障害者福祉手当所得状況届も同様の見直しを求める。

具体的な支障事例

県で情報連携により所得額を把握できるにもかかわらず、所得状況届等に個人番号(マイナンバー)とともに所得額も受給者が記載する必要がある。様式上は受給者が所得額を記載することになっているが、実態は課税証明書を添付しないため受給者が自力で記載することは困難で、代わりに市町村職員が課税情報を確認している。また、所得状況届は届出期間が1か月間であることから、毎年短期間に多数の届出があり、市町村の負担が大きくなっている。市町村で事務に1件あたり3分かかるとした場合、県内の多い市だと750件程度の届出があるため、37.5時間($3 \times 750 \div 60$)の業務が軽減されると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

所得状況届等の所得額の記入を省略することで、申請者の負担軽減とともに、市町村の事務量の削減に繋がる。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、上尾市、船橋市、柏市、長野県、茨木市、西宮市、養父市、宍粟市、春日市

○新規の認定請求の進達を行う際、所得部分の記入不備等で府より返却があり、市において、訂正して再送する。という流れになるため時間を要する。

○特別児童扶養手当に係る所得状況届について、短期間で約 800 件程度の届出があり、書類の発送準備から届出期間における事務負担が増大している。

○受給者約 500 人の課税情報を約1か月の間で補記することで、業務負担が生じている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	144	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

高齢者虐待通報における明らかに自立した高齢者への対応方法の見直し

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

警察庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

警察庁生活安全局長、警察庁長官官房長、警察庁刑事局長から、令和4年12月15日付で各都道府県警察の長あてに通達された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について(通達)」(警察庁丙人少発第21号、丙教厚発第109号、丙生企発第122号、丙刑企発第69号、丙捜一発第12号)を修正するとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、虐待を受けた65歳以上の高齢者のうち、明らかに自立した者については他法の管轄に通報や案内をするよう、周辺法(DV法、刑法、民法等)を整備し、その結果を警察をはじめとする周辺法を管轄する省庁に周知すること。

具体的な支障事例

65歳以上の高齢者については、法に則り虐待通報受理後に事実確認を行うが、警察等関係機関からの通報の多くは被害にあった高齢者が養護される必要のない(たとえば就労中の方等)自立した高齢者が含まれる。国通知に基づく警察からの通報では、被害にあった高齢者自身が事実確認に応じなかったり、DV法のシェルターなど明らかに他法の支援領域に合致する事が多く、支援機関の変更等が発生することで高齢者自身の負担も増すことが散見している。

判断に迷う状態の高齢者については高齢者虐待として対応するが、地域包括支援センターの負担が増している現状の中で、明らかに自立した高齢者についても高齢者虐待防止法で謳っている事実確認や養護者支援の対応をすることによってさらに負担が増している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

被害にあって警察に通報をした本人に対し、地域包括支援センターが事実確認のために連絡をすると、連絡してきたことに対して不満を持ち、事実確認自体を拒否されてしまうことが多々ある。事実確認自体が困難となることで地域包括支援センターの負担が増し、時間がとられ他の業務にも支障をきたしている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行の通達内容に、明らかに自立した高齢者を高齢者虐待防止法の対象外とし、65歳以上でも自立した高齢者はDV法等で対応することを明記し、修正した内容を通達をすることで、自立した被害者は適切な支援機関につながる。DV支援機関や法テラスなどの支援が必要な自立した被害者であれば、被害者の希望によって、シェルターに避難したり、弁護士に代理行為を依頼するなど早急な対応につながることができる。また、支援が不要な被害者であれば、本人の望まない介入を避けることができる。結果として、被害にあった高齢者も警察も地域包括支援センターや自治体職員も負担が軽くなり業務の効率化につながる。

根拠法令等

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
老人福祉法
障害者虐待防止法
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
刑法
民法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、盛岡市、花巻市、木更津市、川崎市、相模原市、海老名市、名古屋市、小牧市、高知県、熊本市

- 当市においても、自立した高齢者の夫婦間において発生した喧嘩の延長による事案(双方が被害者であり加害者)が多数通報され、対応に苦慮している。
- 当市では、警察からの通報受理件数に対して、ほとんどが非虐待として判断されている。その非虐待として判断された件数の内、自立高齢者の割合が多くを占めている。自立高齢者であっても受理会議で虐待判断を行う必要があり、業務負担が増えている。また、担当包括は非虐待判断であっても自宅訪問で確認する等の業務も行っており、負担は大きい。自立高齢者については DV 法等の別法律で管轄する必要があると考える。
- 当市でも 65 歳以上の高齢者については、法に則り虐待通報受理後に事実確認を行うが、警察等関係機関からの通報の多くは被害にあった高齢者が養護される必要のない自立した高齢者が含まれる。警察からの通報では、被害にあった高齢者自身が事実確認に応じなかったり、DV 法のシェルターなど明らかに他法の支援領域に合致する事が多く、支援機関の変更等が発生することで高齢者自身の負担も増すことが散見している。判断に迷う状態の高齢者については高齢者虐待として対応するが、地域包括支援センターの負担が増している現状の中で、明らかに自立した高齢者についても高齢者虐待防止法で謳っている事実確認や養護者支援の対応をすることでさらに負担が増している。
- 当市においても提案団体と同様の支障事例があり、明らかに自立した高齢者については他法の管轄に通報や案内をするよう、周辺法(DV 法、刑法、民法等)の整備が必要であると考える。
- 明らかに自立した高齢者の場合でも虐待通報事案として報告が入り、事実確認を行っている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	146	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

MRI 搭載車移動式医療装置を共同所有する場合の取扱いの明確化

提案団体

赤平市、芦別市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

MRI 搭載車移動式医療装置を用いた場合についても診療報酬が算定できるよう、取扱いの明確化を求める。
①MRI 搭載車移動式医療装置を共同所有した場合であっても診療報酬の対象となることとし、取扱いを明確化する。(診療報酬の告示に共同所有の MRI 搭載車移動式医療装置を使用した場合の項目を追加、診療報酬の通知に共同所有の MRI 搭載車移動式医療装置を届け出た場合の算定要件を追加、施設基準の通知に共同所有の MRI 搭載車移動式医療装置であっても基準を満たす旨を追加及び安全管理責任者の設置方法について明確化など)
②MRI 搭載車移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いを明確化する。

具体的な支障事例

MRI は高額であり、単独での導入が困難な病院も多い。地方では病院が少ないので、近くの病院で MRI が導入されていない場合、自宅から離れた病院に行って診療を受ける必要があり、患者にとって大きな負担となっている。
MRI 搭載車移動式医療装置を複数の病院で共同所有することにより、単独では MRI を導入できない病院においても MRI を用いた診療が可能となるが、MRI 搭載車移動式医療装置を導入した場合の診療報酬算定等の制度設計がなされておらず、導入に当たっての障壁となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

MRI 搭載車移動式医療装置が普及することにより、患者が近くの病院で MRI を用いる診療を受けることができるようになり、患者の負担が軽減し、地域医療の質が向上する。

根拠法令等

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて第 34CT 撮影及び MRI 撮影の施設基準
医療法施行規則第1条の 14

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、越谷市、燕市、高松市、熊本市

○①点検や故障対応されない機器を使用することのないよう「医療機器に係る安全管理のための体制確保に関する運用上の留意点について※」の遵守を診療報酬の要件にする。

※医政地発 0612 第1号平成 30 年6月 12 日

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/180612-1.pdf>

②共同所有の医療機器について使用前検査、使用許可の取り扱いを決めるだけでは不十分。(共同所有の医療機器についての取扱と、MRI 搭載車移動式医療装置についての取扱は切り分けて整理すべき。)医療法※で、医療機器の「共同“所有”」については定めが無く、共同“所有”された医療機器が点検や修理されずに使用される可能性が高い。医療機器の「共同“所有”」について整理したうえで、②の内容について取り扱いを明確化すべき。

※医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。)第6条の 12 及び医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。)第1条の 11(病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の管理者が講ずべき医療機器に係る安全管理のための体制確保)

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	147	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

理学療法士等の介護施設等への訪問リハビリテーションを可能とすること

提案団体

赤平市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)による特別養護老人ホームへの訪問リハビリテーションを可能とする。
併せて、診療報酬上の疾患別リハビリテーション料の施設基準における理学療法士等の配置要件を緩和し、医療機関から特別養護老人ホームへの訪問リハビリテーションを可能とする。

具体的な支障事例

過疎地域をはじめ、地方では理学療法士等の専門職員の人材が不足しており、高齢者施設等の運営の維持・継続が困難となってきている。特別養護老人ホームでは理学療法士等を配置できず、看護職員が訓練指導員を兼務し、リハビリテーションを行っている場合がある。看護職員は、機能訓練のノウハウを持ち合わせているわけではなく、また、看護師としての業務に日々忙殺されている。しかし、過疎地域では理学療法士等の有資格者が少ないとことから、看護職員とは別に訓練指導員を配置することが難しい。
一方で、病院に勤務する理学療法士等については、リハビリテーションを行っていない空き時間が発生する場合があるが、特別養護老人ホームへの訪問リハビリテーションを行うことは制度上できない。また、病院内で理学療法士等がリハビリテーションを実施する場合、診療報酬上の疾患別リハビリテーション料を算定することができるが、疾患別リハビリテーション料の施設基準では、理学療法士等を専従で配置することが求められているものがあり、当該理学療法士等が訪問リハビリテーションを実施することはできない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

病院の理学療法士等による特別養護老人ホームへの訪問リハビリテーションを可能とすることで、理学療法士等が不足する特別養護老人ホームにおいて、より質の高いリハビリテーションを実施できるようになる。また、過疎地域での人材不足解消の解決策の1つとなる。

根拠法令等

介護保険法第8条第2項及び同条第5項

指定介護老人保健福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(厚生省令)第13条第8項、第43条第9項
特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取り扱いについて

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大空町、花巻市、熊本市

○当市における病院勤務の理学療法士等については、余剰人員及び余剰時間はないものと認識しているが、特別養護老人ホームにおける専門職の確保が困難な状況であり、質の高いサービスを提供するため、制度改正は有効である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	151	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

後期高齢者医療保険料の特別徴収において複数の年金合算額から徴収可能とすること

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる対象年金について、複数の年金を受給している場合、複数の年金を合算した額での判定ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

後期高齢者医療保険料は、原則、年金からの特別徴収で納付することになっているが、年金から特別徴収ができる条件として、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、年金支給額の2分の1以下でないと特別徴収できない。また、複数年金を受給している場合は、優先する年金順位が規定されており、その優先順位の高い年金のみで2分の1の判定を行っている。それを上回った場合は、年金からの特別徴収ができない。

【支障事例】

令和6年度において保険料が「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」等の影響により大きく引き上がり、多くの対象者が2分の1要件を上回り、特別徴収から普通徴収に切り替わった。実際、当市の令和6年度保険料額決定通知において、被保険者 57,338 人のうち、2,273 人が強制的に普通徴収に切り替わってしまった。

【今後の背景及び提案理由】

令和8年度以降も子ども・子育て支援法改正等により保険料の引き上げが見込まれ、普通徴収に切り替わる人数の増加が想定される。将来にわたり、現行の制度が維持できるよう制度設計を見直す必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

今まで年金から特別徴収されていた方が、保険料の引き上げにより強制的に普通徴収に切り替わってしまうため、2分の1要件のことを説明しても、複数の年金を受給している場合、理解を得られない状況にある。また、その不満が納付への不満に繋がることもある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

1つの年金だけでなく、複数の年金を合算した額から判定できるよう基準を見直すことで従前どおり保険料を年金から特別徴収することで市民の理解も得ることができ、かつ未納の発生を防ぐことができる。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第19～24条

介護保険法第135条

介護保険法施行令第42条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、いわき市、ひたちなか市、横浜市、名古屋市、吹田市、羽曳野市、安来市、高松市、松山市、新居浜市、東温市、大野城市、大村市、熊本市、阿蘇市、鹿児島市

- 特別徴収できる額の年金があるにも関わらず、介護保険の特別徴収後において2分の1を超えたため、後期高齢者医療保険料が特別徴収できないのは、理解を得られない。
- 後期高齢者医療制度のほか国民健康保険でも同様の支障あり。
- 当市でも同様の支障事例が生じており、普通徴収となってしまった方から多くの苦情が寄せられた。市民の利便性向上と業務の簡素化を図るためにも、複数の年金を合算した額から特別調整ができるよう対応してほしい。
- 当市においても、2分の1要件により特別徴収が停止することに対して、苦情をいただいているところである。特別徴収が停止した場合、納付書納付となる方も多く、高齢者に対して、大変なご負担を強いることとなっている。
- 特別徴収の適用拡大は、保険料の収納率を向上させるための最も有効な収納対策であり、提案に賛同する。
- 特別徴収から普通徴収に自動的に切り替わることで被保険者の混乱を招き、多くの問い合わせが予想される。本提案は未納の発生を防ぐとともに、住民サービスの向上及び業務の効率化にも寄与するため。
- 当市でも保険料引き上げにより特別徴収から普通徴収に強制的に切り替わる事例が発生している。市民の利便性及び保険料の未納発生を防ぐという観点から、提案内容について制度の見直しが望ましい。
- 当市においても、年金所得のみの方でも普徴になる方がおり、市民からの問い合わせに苦慮している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	158	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護受給者等を主な対象とする一体的実施施設の廃止に係る基準の見直し

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

生活保護受給者等を主な対象とする一体的実施施設(生保型)の廃止基準について、就職率の高い施設は支援対象者数要件の対象外とする見直しを求める。

具体的な支障事例

当市においては、生活保護世帯等の就労促進策として、一体的実施施設(生保型)(以下「常設窓口」という。)を設置し、就労相談を受け付けることとしている。

常設窓口については、2年連続で「(1)年度内の支援対象者数が年度当初に設定した『目安値』の3分の2以下のもの」又は「(2)生保事業の支援対象者に係る就職率が全国平均値の3分の2(令和5年度は45.1%)以下のもの」に該当し、かつ、今後の実績が見込めないものは、原則として、廃止することとされている。

当市では、市内各区の全ての常設窓口において、(2)の要件の基準値を十分に上回っているにもかかわらず、(1)の要件の「目安値」の算定基準が地域の実情に合ったものとなっていないため、いくつかの常設窓口が近年中に(1)の要件に該当するおそれがある。

具体的には、「目安値」は「就職支援ナビゲーター1人当たりの目安の数」に「就職支援ナビゲーター配置数を乗じた数」として算定されるが、「目安の数」について「『その他の世帯』数が500世帯以上の場合は年間100人以上、500世帯未満の場合は年間90人以上」の2つの区分のみによって定められているため、「その他の世帯」数が少ない地域においては、「目安値」の数が過大に算出されることとなる(例えば、「その他の世帯」数が100世帯(200人)で、就職支援ナビゲーターが2人の場合は、目安値は180人、廃止基準値は120人となり、全体の半数にのぼる100人を支援できたとしても、なお廃止基準値を下回る。)。

当市の常設窓口では、令和5年度実績で1,079人の支援対象者のうち748人を就職決定(各常設窓口の平均就職率61%)につなげており、非常に大きな役割を果たしている。施策の最終的な目的は生活保護受給者等を就職決定につなげることであるにもかかわらず、就職決定に直接関係する(2)の要件の基準値を十分に上回る常設窓口であっても、その前段階に過ぎない(1)の要件に該当する場合に、廃止されることは不合理である。就職決定率の高い常設窓口を廃止した場合は、当該窓口が所掌する地域における生活保護受給者等の就労機会の著しい損失につながる。

そのため、現行制度のように就職率要件と支援対象者数要件を並列の廃止基準として設定するのではなく、就職率を一段階目の要件とした上で、就職率が基準値を下回る常設窓口についてのみ二段階目の要件として支援対象者数要件を課すよう、見直しを検討すべきと考える。

なお、上記の見直しが難しい場合は、「就職支援ナビゲーター1人当たりの目安の数」について、「500世帯以上」と「500世帯未満」の2つの区分のみで算定するのではなく、区分けを細分化し地域の実情を反映した数が「目安値」として算出されるよう、見直していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「一体的実施施設(生保型)の常設を堅持することにより、生活保護受給者等の就労機会が確保されるようになる。」

根拠法令等

「生活保護受給者等を主な対象とする一体的実施施設における業務改善計画の作成に係る基準及び廃止に係る基準の見直しについて」(令和6年3月29日付け職訓発0329第6号・職公発0329第1号厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室長・公共職業安定所運営企画室長通知)、「生活保護受給者等を主な対象とする一体的実施施設における業務改善計画の作成等について」(令和6年6月7日付け厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室長補佐事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪市、寝屋川市、長崎市

○当市においては、就労支援対象者の段階に応じて直営の就労支援員、民間委託している就労支援事業受託者等、「常設窓口」以外の様々な就労支援のメニューにも対象者をつないでいる。一方、当市の生活保護受給世帯数は年々減少し、就労支援対象者も同様に減少しているため、「常設窓口」について「支援対象者数」の要件を満たすのが困難な状況である。対象者の「常設窓口」へのアクセスといった地理的な条件や、適切な就労支援の選択として対象者の特性(就労意欲が著しく低い、長期間就労していない等)も考慮する必要があり、全国一律の要件は、実情に即していないと考える。「支援対象者数」と「就職率」の双方を満たすことは困難であることから、就職率の条件を満たしている施設については存続を認めるよう、基準を見直していただきたい。

○「その他世帯」と分類される生活保護受給者の中でも、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者等、支援に時間を要する者が存在し、就労準備支援事業の必要性が増している状況を受け、「就職支援ナビゲーター1人当たりの目安の数」について「その他世帯数」のみで支援対象者数を算定することについて再検討が必要であると考える。

○当市では、(1)支援対象者数については、就労できる可能性がある者を幅広く支援対象者としており、目安値を大幅に下回っている常設窓口はない。一方で(2)就職率については、容易に就職に結びつかない対象者も多数いることから、全国平均値の3分の2に近い常設窓口があるのが現状である。常設窓口が廃止されれば当該地域の生活保護受給者等の就労機会の著しい損失につながるのは明らかである。そのため提案団体とは状況は異なるものの、当該基準のあり方には課題があると考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	164	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護給付等に係る負担上限月額を職権で決定可能とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

支給決定期間を3年間とする介護給付等について、支給申請の翌年度以降は、申請者が改めて利用者負担減額・免除等申請書を提出することなく、年度ごとに負担上限月額を職権で決定することができるよう、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(厚労省事務処理要領)」の改正を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

申請に係る認定手続として、厚労省要領が、「原則として、(障害者総合支援法第20条第1項の)支給申請時に、申請者からー【略】ー利用者負担額減額・免除等申請書(様式例では、申請者の利便等に鑑み支給申請書と一本化しているー【略】ー)の提出を受け、負担上限月額の認定を行う」とされ(厚労省要領112頁)、「認定した負担上限月額の適用期間はー【略】ー支給決定の有効期間が1年を超える場合にあってはー【略】ー1年ごとに見直しを行う」としている(厚労省要領112頁)。

また、厚労省手引きにおいて、「現在すでに障害福祉サービス等を利用している障害者等については、(所得)区分を設定するため、申請を出すように周知することが必要」とされている。

【支障事例】

現行制度に伴い、これまでには、障害者総合支援法第20条第1項の支給申請に対して、支給決定期間を3年間とする支給決定並びに適用期間を1年間とする負担上限月額の認定を行い、翌年度以降は、申請者に改めて利用者負担額減額・免除等申請書を提出依頼し、当該年度の負担上限月額の認定を行うとする運用を行ってきたが、申請書の提出を催促するも、提出されないまま、減免できないことがあり、その場合は最も高い利用者負担上限月額を決定せざるを得ないケースが生じている。負担上限月額を決定後に慌てて申請するも、翌月からしか変更できず、申請がされるまでの期間分は利用者に負担を強いることになる。また、職員も提出を促すため、利用事業所や相談支援専門員等、あらゆる連絡先に協力を求める等、業務の負担となっている。

※ 申請に必要な税情報については、自治体内システムまたはマイナンバー照会による確認可能

※ 施設入所及び療養介護における収入申告書の提出は必要

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

毎年度の利用者負担減額・免除等申請が不要となることで、利用者負担軽減

申請書提出の勧奨通知の作業削減及び未提出者への催促に係る業務負担軽減による行政の事務削減

根拠法令等

障害者総合支援法第20条第1項

厚労省事務処理要領「介護給付費等に係る支給決定事務等について(本提案様式において、「厚労省要領」と記載。)

「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き【令和6年4月版】」(本提案様式において、「厚労省手引き」と記載。)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、ひたちなか市、船橋市、横浜市、浜松市、名古屋市、豊橋市、津島市、京都市、大阪市、寝屋川市、高知県

○当市では支給決定期間が3年のみのサービス利用者は、負担上限月額の認定機関は翌年6月末としており、当該時期に利用者約1,000人に申請勧奨を行っているが、未提出者への督促・書類不備等の確認が必要である。障害福祉サービス利用者数の増加に伴い、当該事務に係る時間外も一定程度生じており、事務の簡素化の観点から制度改正が必要と考える。

○当市では、自己負担上限月額の更新の際には、申請者への催促に加え、サービス提供事業者や関係機関を通じ、申請を出してもらうよう働きかけている。そのため、提案自治体よりも事務負担は大きく、当該提案が達成された場合、事務負担の軽減は大きいと考えられる。

○当市においても、利用者負担更新のみの申請は多く、この申請によって区役所の窓口や地域の相談支援事業所の事務を圧迫していると考えられる。

○当市においても、支給決定期間を3年間とする支給決定については、翌年6月に申請者に改めて利用者負担減額・免除等申請書を提出してもらうことで、適用期間を1年間とする負担上限月額の認定を行っているが、利用者へ負担を強いるとともに、障害福祉サービスの支給決定数は年々増加しているため、大きな事務負担となっている。

○申請漏れにより翌月利用できなくなる事例が発生している。また利用者負担軽減および行政事務削減のためにも必要と考える。

○障がい福祉サービス利用者が増加しているため、申請書提出の勧奨通知及び未提出者への催促に係る業務が負担となっている。

○国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則においては、各保険者等内での情報共有等の手法により、判定収入を各保険者等で把握できる場合、当該保険者等の判断で、申請書の提出が不要となっており、本件についても、介護給付等に係る負担上限月額を職権で決定可能となるよう、柔軟な対応を求める。【国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号)】

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	165	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の内示・交付決定等スケジュールの明文化及び早期化

提案団体

所沢市、神奈川県、愛知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の事前協議から内示、交付決定のスケジュールを明文化すること、また、事前協議から内示、交付決定の事務を早期化することを求める。

具体的な支障事例

令和6年度の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金について、概ね下記のスケジュールで実施された。
令和6年5月1日 県を通じて事前協議実施通知を受理
令和6年5月15日 整備事業者が市へ協議書提出
令和6年5月21日 市が県へ一次協議書を提出
令和6年9月26日 県から市が一次協議の結果の内示通知を受理
令和6年10月3日 整備事業者が市へ補助金交付申請を提出
令和6年10月11日 市が県へ補助金交付申請書を提出
令和7年1月6日 県から市が補助金交付決定通知書を受理
本補助金のQAにおいて、内示受理後に事業着手可能とされているが、交付決定がなされるまでは工事完了するわけにはいかず、また補助金交付決定がなされるまで事業者側も着手を控える状況にあり、交付決定後の事業着手をせざるを得ない状況であった。そのため、年度内事業完了が見込めず、繰越手続きを行うこととなったが、令和6年度の本交付決定は令和5年度の国の予算を繰り越したものであることが発覚し、事故繰越が認められるのかどうか、市及び事業者に不安と混乱をきたすものであった。令和5年度予算を繰り越したものであることは明確な説明がなく、内示通知の添付文書にそれを推測させる文言がわずかに記載されていたのみであり、説明が極めて不十分なものであった。また、内示まで非常に時間を要していることから、年度内の事業完了が間に合わず、一部の市町村で申請を取り下げたという声も聞こえてきているものである。

適切な補助金の活用に著しい支障をきたすことから、具体的には以下の措置を求める。

- ・事前協議から内示、交付決定の時期について、年度当初にスケジュールを文書で示すこと。
- ・事前協議については予算確定前から実施し、早期の交付決定につなげるようすること。
- ・補助金申請事務についてシステム化する等、事務処理期間の短縮化を図ること。
- ・補助金交付実施要綱等において、内示までの期間を明文化するとともに、交付決定の期間については短縮すること。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和6年度においては交付決定が遅いため、年度内事業完了が見込めず、補助金の交付が受けられるのか、またどのような手続きをしたらよいのか、不安の声があった。繰越についても通常の繰越明許ではなく、事故繰越となつたことも、不安を増大させた大きな要因である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政事務の見直しにより、補助金活用までのスケジュールの見通しが立つことになり、積極的な施設整備につながることとなる。また、スケジュールの明文化により、県や市においても実務の見通しが立ち、円滑な補助金交付決定がなされれば、予算の繰越手続きや議会対応も不要となり、余計な事務負担が発生しないものである。

根拠法令等

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、盛岡市、花巻市、ひたちなか市、高崎市、上尾市、川崎市、半田市、津市、宍粟市、津山市、庄原市、山口県、高知県、大野城市、佐賀県、長崎市

○当市では、令和4年度の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金のうち、大規模修繕分を実施。令和4年10月20日に県から市が一次協議の結果の内示通知を受理し、内示を受けて事業所は工事を着工した。しかし、複数の修繕箇所を複数の工事業者が関わって工事を行ったことも影響し、内示後すぐに工事着手したにもかかわらず、完成が年度末となってしまった。内示はできるだけ早い時期を要望する。また、内示までのスケジュールが明文化されていると、事業所や工事業者も事前準備を行いやすく、内示後速やかに工事を開始できる。

○当市においても、協議から内示までの期間が長く、内示時期が遅いことから、事業者側の工事期間が確保できず、工事完了までのスケジュールが非常に厳しいものになり負担となっていたり、事業の実施を取り下げるケースもあった。

○事業者の運営に大きく影響する補助金である。

○資材の調達難や人手不足、気候等を考慮すると、短期間での事業完了が困難なものもあり、補助金の活用を断念せざるを得ない事案が生じる。

○当市でも工期が確保できないことによる取り下げ事例が発生したため内示の早期化は必要である。

○当市においても、予算の繰越を極力避けたいと考える。現状、当補助金の交付決定時期が毎年遅いため、3月末までに補助金を支出することに対し、自治体だけでなく事業所も一緒となって苦慮している。本提案にあるとおり、スケジュールの明文化が実現すれば、実務の見通しが立つことにより積極的な施設整備等の事務の効率化に寄与する。

○当県においても、内示及び交付決定時期が遅くなつたことから、補助金交付事務に支障が生じた。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	168	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

在宅医療における医療保険適用要件の見直し

提案団体

高松市、三豊市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一第2章第2部「在宅医療」において「通院が困難」を受給要件としている報酬に関して、医師が必要と判断した場合には、医療保険で算定できることを求める。

具体的な支障事例

令和2年の全国の医療機関(病院・診療所約3,200施設)のうち、訪問栄養指導(医療保険)を実施している施設は114.7か所(全体の約4%)しかなく、訪問栄養指導(医療保険)を受けた患者数は142.5人/月となっている。

当市の中山間地域にある病院において、令和6年4月~8月の医療保険による訪問栄養指導対象の医療保険該当者(要介護認定なし・通院困難)は、40人中たった1人であった(別紙内訳参照)。

また、中山間地域においては、「公共交通サービス低下による通院機会の減少」や「小売店の廃業、移動販売業者の撤退による買い物困難」などが原因で、住民は低栄養状態になりやすいという問題が起こっているため栄養指導が必要である。

【医療保険非該当の具体的な事例】

- ・高度肥満症、慢性腎臓病、心疾患があり訪問栄養指導が必要な患者であったが、息を切らしながらやっと独歩で通院できたために対象外となる(通院困難が支障)。
- ・80歳を超えて、軽自動車が1台通れるくらいの険しい山地で一人暮らしをする高齢者が、通院のためだけに車を運転し独歩で来院したために対象外となる(通院困難が支障)。
- ・病院退院後、病院の食事通り家庭で提供できるか家族が不安を感じており、サービスの対象者であったが、介護保険を持っていたため対象外となる(医療保険が適用できれば、状態を把握している病院の管理栄養士が退院後すぐに指導できた)。
- ・訪問看護利用者の中には、食事を作ることができず、1日2食の生活で、1つの弁当を半分に分けて食べるなど、低栄養状態の方が多いが、介護保険優先のため訪問できていない。
- ・令和6年度よりバス路線の再編により、バスの便数が大幅に減便され、朝1便、夕方1便となり、通院機会が減少している。
- ・栄養ケアステーションの数は県内でも少なく、当地域は0件で、介護保険での訪問栄養指導も難しい状況である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和6年度から、当県栄養士会主催の訪問栄養指導研修会が増え、訪問栄養指導体制づくりミーティングも開かれる中、県内で複数の病院も訪問栄養指導実施に向けて取り組んでいるが、通院困難等で保険適用外とな

るケースが多く件数が伸び悩んでいる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

医療保険適用要件の見直しをすることで、中山間地域における低栄養問題の解決を期待できる。
病院の患者が在宅療養するにあたり（退院時も含む）、栄養・食事面に不安がある場合、訪問栄養指導を病院の管理栄養士が実施すればスムーズな支援ができるため、患者や家族の不安を軽減し在宅療養支援ができるようになる。
訪問栄養指導は、直接生活環境を見ながら指導できるため、外来栄養指導より効果が高いと感じている。例えば、慢性腎臓病患者に対し、早期の訪問栄養指導によるきめ細やかな栄養管理をすることで、患者のQOLの向上だけでなく透析患者の減少につながれば医療費の削減にもなる。
また、在宅療養支援病院だけでなく、急性期病院も含めた多くの病院で実施しやすくなることから、経験豊富な管理栄養士が患者を栄養面で支えていくことができる。
介護保険では、ケアマネジャーとの調整や、栄養ケアプラン作成、担当者会議出席等の管理栄養士の業務負担が大きいが、医療保険では外来栄養指導とほぼ変わらずすぐに実施することができるため、より多くの患者に指導することが期待される。

根拠法令等

診療報酬の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第五十七）、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（令和6年3月5日付け厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官通知）、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、川崎市、熊本市

○介護保険サービスにおける栄養指導が優先されることが前提であるが、心身の状態や生活の状況によっては、退院直後の介護保険サービスが利用できるまでの間において、医療保険による栄養指導が必要となる場合もあり、個々の状態に併せて医師の判断により適切な時期に、必要とする指導が受けられることが必要である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	169	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

マイナンバーカードを活用した情報連携の強化等による保険異動時における特定疾病の認定事務の簡素化

提案団体

小千谷市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

特定疾病療養受療証を利用している被保険者が保険を異動する場合において、現行制度上、被保険者が再度医療機関を受診し、医師の意見書を取得した上で再度認定をうけるために申請が必要となっているところ。マイナンバーカードの情報連携等を活用し、異動時に医師の意見書の再取得を不要とするよう手続きの簡素化を求める。

具体的な支障事例

社会保険から国民健康保険に切り替わる際に被保険者自身が特定疾病療養受療証について失念する等の理由により、3回も来庁する結果となり利用者に不親切であり、非効率なシステムとなっているところ。

具体例

1.(来庁1回目) Aは会社を退職し、社会保険喪失証を持参し、国民健康保険加入手続のために来庁
社保喪失票には「社保の特定疾病」情報がなく、当市側には A の療養情報は手元にないため、特に何も言及なし。

2.Aが病院で保険変更を伝えたところ、「国保の特定疾病療養受療証」が必要と言われる。

3.(来庁2回目) Aは来庁し、「国保の特定疾病療養受療証」の申請書を提出

そこで、Aは当市から「国保の特定疾病療養受療証の申請のため、再度病院へ行き、医師の意見書取得が必要」と伝えられる。

4.Aは再度病院へ来院し、医師の意見書を取得

5.(来庁3回目) Aは来庁した上で「国保の特定疾病療養受療証」の手続きを行った。

上記のように住民サービスにおいて非効率であり、住民に負担を強いる制度となっている。

マイナンバーカードの活用等情報連携の強化により、以下のとおり制度改正を求める。

・特定疾病療養受領証の情報を自治体が把握することができること。

・被保険者の負担軽減のために医師の意見書の再提出を求めないこと。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和7年4月3日に国民健康保険の特定疾病手続のため、市役所と病院を2往復した住民から事務改善の要望があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・住民サービスの大幅な向上
- ・自治体事務の効率化・簡素化

根拠法令等

健康保険法施行規則第 99 条、国民健康保険法施行規則第 27 条の 13、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第8号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、北上市、伊勢崎市、横浜市、川崎市、相模原市、半田市、安来市、新居浜市、大野城市、大村市、熊本市

○特定疾病の対象者かどうかをマイナンバー情報連携で確認できることで申請の負担軽減につながると考える。

○情報連携を活用し事務処理ができるのであれば、全国の統一基準として改正されることを望む。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	172	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

薬剤師及び管理栄養士資格の申請にかかる審査等の都道府県経由事務の廃止等

提案団体

埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

- (1) 国家資格等のオンラインでの登録申請については、保健所及び都道府県を経由せず、国が申請者に免許を直送すること。
- (2) 国家資格等について、紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすること。

具体的な支障事例

厚生労働大臣所管の薬剤師及び管理栄養士資格について、令和7年度以降に、マイナポータルを経由する国家資格等情報連携・活用システムが構築され「国家資格登録手続き等のオンライン化」とともに「国家資格等の情報の提示・認証等のデジタル化」が図られる予定である。

デジタル・ガバメント実行計画で、このシステム構築は、申請者の対面や郵送での手続の負担、行政機関等の紙ベースの処理等の負担を解消するため、届出時の添付書類を省略し、また当該資格の所持をマイナンバーカードの電子証明書で提示できるようにするものとされている。

当該システムは薬剤師、管理栄養士等の厚生労働大臣免許で導入が進められており、免許証等の申請・交付に当たって保健所等への来所や紙書類の提出が不要となる。

しかし、システムが構築されても、紙による申請や都道府県を経由した免許証の交付といった手続きが残ると、引き続き、保健所等は申請者に開庁時間に合わせ受け取りに来るよう通知することとなり、オンライン化しても来庁する負担が軽減されない。国が申請者から郵送費を徴収し紙の免許証を直送すれば来庁負担がなくなる。また、そもそもデジタル資格者証(スマートフォンで資格所持を提示できる機能)が整備されることから、これを原本とすれば、紙の免許証を保持・提示する必要はなく利便性が向上する。

国家資格登録手続き等の事務の流れは、デジタル・ガバメント実行計画の取組方針の趣旨を踏まえ、申請・審査・交付の一連の処理を都道府県(保健所)を経由することなく、国が一元的に実施すべきである。また、紙の免許でなく電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすることを提案する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、申請者及び行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

・薬剤師

薬剤師法第7条2項、薬剤師法施行令第3条、第5条第2項、第6条第1項、第8条第2項、第9条第5項、第10条第2項、

・管理栄養士

栄養士法第4条第4項、栄養士法施行規則第1条第2項、同第3項、第3条第4項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第6項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、茨城県、川崎市、燕市、長野県、浜松市、滋賀県、寝屋川市、奈良県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	173	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(埼玉県／内閣官房、内閣府、総務省)

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提に、市町村が収納した額を国への返還金にすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

未回収の診療報酬返還金の国返還について、国民健康保険における診療報酬返還金は、保険医療機関等からの返還の有無に関わらず、債権として調定したものは国に返還することとされている。

【支障事例】

令和4年度に県内の市町村において、保険医療機関に対する国の適時調査により、高額の診療報酬返還金が生じる事例があった。地方厚生局は、医療機関に対して、市町村に直接返還するよう指導しているが、当該保険医療機関からは返還が困難であると申し出があった。市町村は回収に向け努力をしているが、徴収不能な場合でも国への返還が必要となり、大きな財政負担になっている。

【制度改正の必要性】

保険医療機関に対する国の適時調査により生じた診療報酬返還金について、適切な事務執行の責務を果たし、かつ、返還金の徴収について十分な努力をした上で、徴収不能な場合においても、市町村のみの自主財源で返還することは適切ではない。

生活保護や介護保険制度では消滅した債権額等の控除や不納欠損額の報告による精算が行われており、本制度においても同様の仕組みが必要と考えている。なお、生活保護や介護保険制度を見るに、こうした措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、当該措置の実現によって不正増加につながることはないと考えている。

【その他】

自立支援給付費等に関しても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

複数の市町村から声が上がっていたことから、県で提案することとした。国に提案することについては、全市町

村から合意を得ている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により行政の適正化につながる。

根拠法令等

国通知 平成 25 年 7 月 19 日付 保国発第 0719 第 1 号 「不当利得の返還金に係る債権管理の適正化について」

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、館林市、柏市、川崎市、燕市、吹田市、安来市、大野城市、熊本市

○当提案は財政の健全化と事務の効率化に寄与する。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○以下の類似する制度についても見直しを求める。

【現行制度】

新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正受給事案について、事業者等からの返還が見込めない場合は、県の財政負担のもと速やかな国庫返還手続を行うこととされている。

【支障事例】

県内で実施した新型コロナウイルス感染症の無料検査事業において、一部事業者について、不正受給が確認されたため、補助金交付決定の取消等を行った。県は、当該事業者に対し、返還命令及び返還請求訴訟を提起するなど、全額回収に向けて徹底した取組を行っているところであるが、複数の都県から、多額の返還命令がなされている事業者もあり、全額回収に相当の困難が予想されている。

【制度改正の必要性】

当事業は、新型コロナウイルス感染症の感染対策と日常生活の回復の両立を図るため、国の定める要綱に基づき行われたものである。

一方、国は、不正受給等に基づく補助金の取消事案について、その回収だけでなく、回収不能となった場合の国庫返還についても、都道府県のみに強いている。

当交付金による事業実施に当たり、都道府県は国に実施計画を提出し、交付対象経費については国が実施計画を基に判断・交付を行っているにも関わらず、都道府県が適切に事務執行と事業者の監督を行い、その上で不正が発生した状況において、回収に向け最大限取り組んだ場合にも、都道府県に全責任があるとして、全額を返還すべきすることは不合理であるため、交付金返還においては都道府県の負担の全部若しくは一部を免除すべきである。

【根拠法令】

国事務連絡 令和6年6月 28 日 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」での不正が疑われる又は確定した事業者への対応について」

国事務連絡 令和6年 11 月 6 日付 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の会計検査の結果に対する会計検査院の所見を踏まえた対応について」

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	174	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

公の目的のため保健所職員の医師が個人輸入した医薬品の譲渡に係る規制緩和

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

医薬品医療機器等法第19条の2第5項の規定に基づき、外国特例承認を受けていない医薬品を、医師が患者の治療のために輸入する場合において、県が必要と判断した医薬品については、県職員かつ医師免許を有する職員である者の間で、譲渡を可能とすること。

具体的な支障事例

【支障事例】

県内で発見される特定外来生物による被害発生に備え、当県では、抗毒素血清を購入・保管することとしている。

しかし、当該血清は、日本で製造販売されておらず、外国特例承認を受けていないことから、管轄保健所長の個人輸入で対応しているところである。

医薬品医療機器等法上、輸入した血清は、輸入した医師本人しか使用できず、医師間の譲渡も禁止されている。

このため、現状では、管轄保健所長の人事異動があるたびに、新たに個人輸入し、かつ前任者の輸入した医薬品は使用できないため、使用期限内であっても廃棄をしなければならない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

医薬品の輸入に係る手続を最小限とことができ、使用期限まで保管できる。

根拠法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第55条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	176	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

特定健診に係る事務において個人住民税課税台帳情報の利用が可能であることの明確化

提案団体

山口県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

個人住民税課税台帳情報について、特定健診に係る事務において活用できるよう明確化することを求めるもの。

具体的には以下2点について、税情報が利用可能である旨を通知等文書にて明確化すること要求するもの。

①市町村国保の加入者の個人情報(氏名、住所、生年月日、性別、勤務先)

・市町村税務部門から市町村国保部門への情報提供。

・【利用目的】自治体が実施する特定健診の受診率向上。

②市町村国保の加入者名リスト

・市町村国保部門から事業者へ情報提供。

・【利用目的】特定健診のみなし健診となり得る事業主健診の受診結果を自治体から事業者に請求する際に、市町村税務部門の情報を基に作成した対象者名リストを事業者に提供すること。

具体的な支障事例

「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について(令和2年12月23日付け基発1223第5号・保発1223第1号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知:直近令和5年7月31日改正)」において、事業主は、定期健康診断等と特定健診の検査を同時に実施することとし、高齢者の医療の確保に関する法律第27条に基づく保険者の求めに応じ、当該健診結果を保険者に提供するものとされており、保険者への情報提供については、国民健康保険法第82条にも同様の規定がある。

一方で、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)」において、市町村国保では、住民税を特別徴収により納めている者は、事業主健診を受診している可能性が高いので、受診の有無について照会し、受診者からデータを受領できるとされているが、国保法第82条に基づく事業主健診のデータ請求に係る個人情報の取扱いについては、特段の言及がない。

事業主健診については、給与所得がある者であっても必ずしも実施されておらず、また、上記通知別添様式1は義務化されていないため、事業主は、勤労者の加入保険を把握していないことがある。

市町村の国保部門が、税務部門から課税情報の提供を受けて該当者を抽出することは、個人情報保護法第69条の内部利用に当たるものと考えるが、当該情報を活用した市町村国保部門からの請求により、事業主が勤労者の加入保険を初めて把握する場合には、秘密の漏洩として、地方税法第22条に抵触する恐れがあり、利活用が進んでいない状況。

市町村の国保部門が、税情報を基に事業主へ直接情報請求すること自体が、個人情報の第三者提供に当たる恐れもあり、利活用が進んでいない状況だが、税情報に基づく対象者リストを事業主に示して情報請求することができれば、事務の効率化や受診率の向上(情報提供数の増大)に繋げることができ、住民サービスの向上につながるもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特定健康診査情報はオンライン資格確認システムに5年分のデータが格納され、本人同意のもとで医療機関や救急隊等が閲覧しているが、制度改正により搭載データの充実に繋がり、マイナ保険証により進められている本人の受診履歴等に基づく質の高い医療の提供や、救急業務の円滑化の実現に資する。

マイナポータルを通じて本人が確認することもできることから、自らの健診データを把握することで、生活習慣を意識し、改善に取り組む端緒ともなる。

事業主健診の結果提供を特定健診受診とみなすことで、改めての特定健診受診を省略できることから、本人負担の軽減や、特定健診に係る公費負担を縮減できる。

根拠法令等

地方税法第22条、高齢者の医療の確保に関する法律第21条、第27条、国民健康保険法第82条、個人情報の保護に関する法律第69条、定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について(令和2年12月23日付け基発1223第5号、保発1223第1号厚生労働省労働基準局長、保険局長連名通知)、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、城陽市、堺市、兵庫県、東温市、久留米市、熊本市

○当市においても同様の支障事例があるため、事業主健診の受診の把握はできていない。本提案の実現により、事業主健診の結果提供を特定健診受診とみなすことができ、受診率向上が見込まれる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	180	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

技能実習において実習実施者や監理団体から地方公共団体が情報提供を受けることを可能とすること

提案団体

射水市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針第五「2.地域社会との共生の推進」下段に「実習実施者や監理団体は、技能実習生と地域社会との共生のための取組に主体的に関与することが求められる。」とあるが、地域の実情に応じて、希望する地方公共団体が技能実習生の勤務先等について情報提供を受けられるよう規定してほしい。

具体的な支障事例

技能実習生が居住する地域住民と技能実習生とのトラブル等については、事業者や監理団体にではなく市に相談されることが多いが、市では技能実習生の勤務先等について関与しておらず対処できないという実態がある。市が技能実習生に対して地域住民との交流促進を図る上でも情報がなく苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

技能実習生に対し、日本語学習支援をしたいボランティア団体の方から、事業所に許可を得ようと監理団体に聞いてほしいと言われ、監理団体からは事業所に聞いてほしいと言われた。行政が技能実習生に対しもつとアプローチするほか、住民と事業所とのパイプ役を担ってほしいとの意見があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

技能実習生の居住や勤務先等をある程度市が把握できることにより、仲介役となり、技能実習生と地域住民とのトラブル減少、交流促進を図ることができる。

根拠法令等

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する基本方針、日本語教育の推進に関する法律、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、浜松市、山陽小野田市、佐賀県

- 外国人を含む地域の交流事業、防災研修及び外国人に関する調査等の多文化共生施策実施にあたっては、県内在留外国人のうち3割を超す技能実習生の参加が不可欠。しかし、技能実習生受入事業所の情報がないため技能実習生にアプローチできない。
- 当県において支障事例は把握していないものの、地方自治体が技能実習生の勤務先を把握することについて利点はあると考える。
- 地方公共団体が技能実習生の勤務先等について情報提供を受けることができれば、多文化共生施策に活かすことができると考えられる。
- 当県では技能実習生の状況を把握するため毎年独自に受入状況調査を行っており、県内市町村より、施策のためデータの提供を求められることがあるが、本調査では技能実習生の実態を網羅することはできていないため、国が情報提供を行うべきである。
- 地方公共団体が外国人施策を立案するにあたり、管内に勤務する外国人従業員の状況を把握する必要がある。しかし、現行では地方公共団体に外国人の勤務実態を把握する手段がない。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	185	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定を不要とすること

提案団体

神奈川県、川崎市、相模原市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

難病の患者に対する医療等に関する法律における指定医療機関制度の廃止

具体的な支障事例

難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)第5条第1項において、医療費支給認定の対象は都道府県知事が指定する指定医療機関が行う医療に限定されている。
当県においては、指定医療機関の新規・変更・辞退等年間 1,000 件近い申請があり、記載内容の確認、登録、指定書の作成、通知書の発送、指定医療機関一覧の修正など指定医療機関に係る事務処理は当県の業務を圧迫しており、通知の遅れや他の業務に支障が生じるなどしている。
また、6年に一度約 2,000 件の指定更新があり、該当する年には指定難病医療受給者証の更新同様に、多忙を極める事態となっている。
これだけ事務負担が大きいにもかかわらず、医療機関にとっては、指定されても医療点数加算といったメリットは何もなく、医療機関にとっても指定を受けるためだけの申請行為が負担となっている。
難病法の指定医療機関の指定に当たっては欠格事由があるが、これは健康保険法第 65 条第3項にて規定している内容と重複している部分が多い。そのため、実質的には健康保険法における保険医療機関に指定されれば、難病法における指定医療機関の欠格事由に該当していないと考えられ、難病法で改めて医療機関を指定する必要性は低いと考える。
さらに、新型コロナウイルス感染症流行下においては、令和2年3月4日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」において「指定医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において受給者証を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。」とした特例が以前存在しており、指定医療機関でなくても診療できる状態が約4年続いていたが、適正に公費負担医療が実施されていたことから、難病法における指定医療機関の指定制度は不要と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

医療機関から、指定医療機関制度は不要ではないかとの意見が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

難病法に基づき、新規・更新・変更・辞退の都度申請を行う必要がある医療機関の負担軽減が図られる。
併せて、都道府県等において、上記指定に係る事務の負担が大幅に軽減される。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条
難病の患者に対する医療等に関する法律第14条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、いわき市、茨城県、群馬県、京都府、奈良県、熊本市、宮崎県

- 当県においても、6年に一度約800件の指定更新があり該当する年には多忙となっていること。
- 当市においても、指定医療機関の新規・変更・辞退の事務処理や、6年に一度の指定更新に係る事務処理が大きな負担となっているほか、担当医が勤務先を変更した場合、もし変更先の病院が指定医療機関としての認定を受けておらず、指定医療機関の申請も漏れていた場合には、患者が難病法に定める医療費支給を受けられない期間が生じるなどの支障事例が考えられる。
- 健康保険法における保険医療機関に指定されていれば、難病法における指定医療機関の要件を満たすものとされており、難病法に基づき改めて指定行為を行う必要性が低いにも関わらず、指定等の事務負担が大きい。
- 令和6年度の新規、更新、変更、辞退等の処理件数は約800件であり、提案県と同様に、事務負担が大きくなっている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	186	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業における医療機関との委託契約を不要とすること

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業における医療機関との委託契約制度の廃止

具体的な支障事例

特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施は、当該治療研究事業を行うに適当な医療機関として都道府県が委託契約を締結した医療機関に限定されている。

当県においては、令和6年度末時点において県内の医療機関の約30%が契約医療機関となっており、新規契約、変更、契約解除で年間約200件の手続を行っており、事務負担が大きい。また、契約書の保管場所の確保についても苦慮している。

医療機関側にとっても、契約医療機関となつても医療点数加算等のメリットはなく、契約の事務手續が負担となっている。

さらに、令和2年3月4日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」により、「医療機関において受給者証を提出した上で、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。」とした特例が以前存在しており、特例が存在していた約4年間は、都道府県と委託契約を結んでいない医療機関で受診しても、公費負担の対象となる取扱いが認められていたが、その間も適正に公費負担医療が実施されていたことから、医療機関と契約する必要性は極めて低いものと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

医療機関から、契約医療機関制度は不要でないかとの意見が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に基づき契約・変更契約・契約解除を行う必要がある医療機関の負担軽減が図られる。

併せて、都道府県において、上記契約に係る事務の負担が大幅に軽減される。

根拠法令等

特定疾患治療研究事業について 第5
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について 第5

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について 2(4)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、群馬県、京都府、奈良県、宮崎県

- 当県においても、契約に係る事務負担が大きく、契約書の保管場所の確保についても苦慮している。
- 健康保険法における保険医療機関に指定されれば、特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業における指定医療機関の要件を満たすものとされており、改めて登録を行う必要性が低いにも関わらず、登録に係る事務負担が大きい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	189	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

補助を受けて購入した介護ロボットを他の施設において再活用可能とすること

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準等を改正又はその解釈通知を発出し、補助を受けて購入・導入したものの、使用しなくなった介護ロボットを他の施設において再活用できること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

財産処分に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、厚生労働大臣又は地方厚生(支)局長の承認が必要となる。この承認については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」が定められている。

介護ロボットの他施設における再活用は、貸付を伴うものであることから、承認申請の手続が必要になる。また、国庫返納が必要となることもある。

【支障事例】

補助を受けて購入・導入したものの、使用しなくなった介護ロボットを他の事業所において再活用することが進んでいない。

具体的には、国庫返納が必要となる場合には、貸出施設に経済的負担が生じるため、介護ロボットの再活用は困難となる。「老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」により、社会福祉法人同士の貸付・借受であり、かつ同一事業を継続する場合には、国庫返納は不要となるが、介護ロボットは民間企業等が運営する介護事業所でも活用されるものであるから、上記特例があることだけでは支障は解決できない。

また、介護ロボットの再活用は、貸出施設、受入施設双方にとって適時に行う必要があるから、そもそも財産処分の申請を行い、承認を得てからでは機を逸するおそれがある。

【制度改正の必要性】

事業所の利用者は変化するものであることから、補助金を受けて購入・導入したものの、特定の介護ロボットを使用する必要性がなくなるケースは珍しくない。他の事業所における介護ロボットの再活用が進まないと、元の事業所は使用しない介護ロボットを保管しなければならない一方、他の事業所は新たに介護ロボットを購入しなければならず、二重に無駄が生じる。

【支障の解決策】

他施設における再活用は、「財産処分」に含まれないとする国見解を示すことで支障が解決する。又は、上記特例に地方公共団体関与の下、介護ロボットを他施設において活用する場合は財産処分に該当せず、手続不要とする規定を設けることで支障が解決する。

なお、ここでの地方公共団体の関与とは、地方公共団体の事業として、活用していないロボットに関する情報を収集・公開し、これを再活用したい事業所を募り、マッチングした場合に貸出を行うことを想定している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和6年8月8日、第1回県介護現場革新会議を開催したところ、委員から「使わなくなった介護ロボットを他施設において再活用することができないか」という意見・提案があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

介護ロボットの再活用が進み、介護現場の生産性向上につながる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準、老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

横浜市、川崎市

一

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	190	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

「WAM NET」上での医療法人の事業報告書等の閲覧を可能とすること

提案団体

福岡市、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、北九州市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

医療法人の事業報告書等の閲覧事務について、国(独立行政法人福祉医療機構)が構築するシステム(WAM NET)上での第三者による閲覧機能(電子化した紙媒体での届出データを含む)の追加を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

医療法において、医療法人は、会計年度ごとに事業報告書等を都道府県知事等に届け出なければならない。また、都道府県知事等は、提出された事業報告書等を閲覧に供しなければならないと規定されている。

事業報告書の提出方法については、令和4年度から、従来の紙媒体での届出に加え新たに「医療機関等情報支援システム(G-MIS)」を利用した電子的届出が可能となった。

また、事業報告書の閲覧方法についても、令和5年度から「インターネットの利用その他適切な方法により」事業報告書を閲覧に供することとされた。

しかしながら、G-MISには提出された事業報告書を閲覧に供する機能がないため、当市においてはG-MISで提出されたデータを抽出するとともに、紙媒体で提出された事業報告書を電子化の上、当市ホームページにおいて閲覧に供している。

なお、これとは別に紙媒体で提出された事業報告書等については、厚生労働省へ毎月送付するよう求められている。

このため、自治体の医療法人の事業報告書等の事務にかかる負担は、令和4年度以降増大している。

【支障事例】

令和7年4月から、事業報告書等の電子的届出システムが、「G-MIS」から「WAM NET」(独立行政法人福祉医療機構が構築するシステム)に切り替わった。

「WAM NET」において、社会福祉法人の財務諸表はインターネットで閲覧可能である。

しかしながら、医療法人の事業報告書等については、従来の「G-MIS」と同様に、届出・審査機能のみで、閲覧機能は有していないとの厚生労働省の説明があった。

【制度改正の必要性】

現在、都道府県では、紙媒体及び電子媒体(令和7年4月からWAM NET)の両方の届出について審査・閲覧の対応をしなければならず、医療法施行規則改正以前(令和3年度以前)の、紙媒体のみであった頃と比較し、業務量が増大している。

【支障の解決策】

そこで、「WAM NET」上に、医療法人の事業報告書等の第三者による閲覧機能を追加し、厚生労働省において収集した届出情報を閲覧できるようになることで、自治体における閲覧事務の負担が軽減されると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者からは、当市から他自治体へ移管した医療法人の事業報告書を閲覧したい旨の問い合わせがしばしば寄せられる。
また、目的の医療法人の所管自治体を探している旨の相談も寄せられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

医療法人の事業報告書等の閲覧事務について、「WAM NET」上に閲覧機能を追加し、厚生労働省において収集した電子化した紙媒体の届出及びWAM NETでの届出を、厚生労働省が一元的に閲覧に供することで、住民等は各自治体の窓口訪問（紙媒体の閲覧）や、各自治体のホームページ確認（電子媒体の閲覧）を行う必要がなく、検索等の利便性も向上することが見込まれる。
また、自治体においては、ホームページ等で閲覧に供する事務が不要となり、事務が効率化する。

根拠法令等

医療法第 52 条、医療法施行規則第 33 条の2の 12

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉県、三重県、大阪府、山口県、久留米市

○当県においても、デジタル化（インターネットの利用）が義務付けられたことにより、閲覧請求件数が紙媒体のみだった時と比べ 200 件以上（閲覧された延べ法人数は3万5千件以上）は増えていることに加え、紙媒体とデジタル化で事務処理方法が異なることから業務量が増え、負担が大きくなっている。また、令和6年度の閲覧請求件数においては前年度よりも 150 件増えていることから、今後も閲覧請求件数の増加が予測される。さらに、当県では、法人数が多く、容量の都合で事業報告書等をホームページ上に一括公表することができないことから、閲覧申請を受けてから、対象文書を個別に抽出し、メールで送付するなどの対応をしており、対応に時間を要している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	191	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

賦課期日時点で被保険者資格が重複している者に対する国民健康保険料(税)の軽減判定について調整規定を設けること

提案団体

桶川市、神奈川県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

4月1日に社会保険等に加入した者について、同日を賦課期日として算定する国民健康保険料(税)の軽減判定の対象から除外する調整規定を設けること。

具体的な支障事例

国民健康保険法第8条に規定される国民健康保険の資格喪失の時期によると、国民健康保険の被保険者が同法第6条各号(第9号及び第10号を除く。)いずれかに該当した場合は、当該該当日の翌日に国民健康保険資格を喪失することとなる。そのため、例えば、社会保険に加入したり、後期高齢者医療制度に加入したりした場合、加入日においては社会保険・後期高齢者医療保険と国民健康保険の被保険者資格が重複することとなる。これらの加入日が4月1日である場合、国民健康保険の資格喪失日は4月2日となるため、賦課期日(4月1日)現在は国民健康保険に加入していることとなり、当該者が世帯主以外の者である場合であっても、低所得者に対する軽減判定に含める必要がある。

国民健康保険法第56条の規定により実質的に国保給付の適用を受けない者についても、国民健康保険料(税)の軽減判定の際の計算に計上されてしまうことで、計上をしなければ国民健康保険料(税)の軽減が受けられるような同一世帯の家族等が保険料軽減を受けられなくなるというケースなどが発生してしまっている。

国保世帯の生計維持に関与しないことから、その者の所得を軽減判定所得に加えることは、軽減制度の趣旨から説明が難しい。被保険者からも苦情が出されていることもあることから、相談処理の負担軽減のためにも見直すことが望まれる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当該事例に該当した世帯については、社会保険加入者に前年中の所得があったため、当該者を軽減判定に加えることによって、当該世帯に軽減の適用がされなかった。

(事例)

同一世帯(A、B)

A:3月末時点で国保の被保険者(世帯員)、前年度所得あり。4月1日から社会保険加入、4月2日に国保資格喪失。

B:国保の被保険者(世帯主)、前年度所得なし。

軽減措置については、賦課期日である4月1日時点の被保険者等の所得を基に計算するため、Aの所得も加算されてしまい、Bが保険料軽減措置の対象外となるケースが生じた。

Aは実質的に社会保険の適用を受け、国民健康保険の給付を受けられない状況であるにもかかわらず、国民健康保険料(税)の軽減判定に加えられた結果、Bの国民健康保険料(税)が軽減されず、苦情につながってい

る。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①国民健康保険料(税)の公平な負担の確保
- ②加入者からの苦情等対応の軽減による市町村の負担軽減

根拠法令等

- 国民健康保険法第6条、第8条、第76条、第81条
- 地方税法第703条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、佐倉市、相模原市、鈴鹿市、亀岡市、羽曳野市、兵庫県、尼崎市、安来市、笠岡市、新居浜市、大野城市、大村市

- 当市でも同様の支障事例が生じており、被保険者からも苦情が出されている。公平性の観点からも、見直しを図っていただきたい。
- 制度設計上、提案内容の方が望ましいと考える。
- 全く同様の事象が発生しており、年度を通じて社会保険に加入している者を国保の軽減判定に加えることにより、実態と異なる判定がされることがある。この件については全国的な事象であると思われる。
- 4月1日から社会保険に加入する被保険者は多く、当市でも同様の事案は発生している。国保税の公平な負担の確保に寄与するため。
- 説明の難しい内容であるため、全国の統一基準として改正されることを望む。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	194	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

過疎地等の病院における常勤要件の見直しについて

提案団体

徳島県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県、全国知事会、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

診療報酬上の医師の常勤の要件を緩和し、過疎地等の病院にあっては「週 31 時間以上」の医師においても報酬算定可能とするなど算定基準の見直しを求める。

具体的な支障事例

医師の常勤又は非常勤に係る基準は、医療法第 25 条第1項の規定に基づく立入検査要綱別紙「常勤医師等の取扱いについて」において、常勤が「32 時間以上」と定められている。一方、公務員の労働時間は一般的に「7時間 45 分」とされており、当県においては、医師不足の中、退職した常勤医師であった者を再任用職員として頼らざるを得ない状況がある。しかし、短時間勤務(週4日 31 時間)の職員では、常勤の医師の要件を満たすことができない。この例に限らず、特に過疎地では、医師を募集しても人材不足の状況を解消できず、医師の応募者すらないことが多い。診療報酬上の要件とされている医師を確保できなければ、診療報酬を算定することができず、経営面において、新しい医師を確保する体制づくりが更に難しくなってしまう。このため、過疎地等における病院経営が非常に厳しくなっている中で、地域の医療体制維持の観点から、過疎地等が条件不利地域であるために医師が確保できないことを考慮して診療報酬上の算定基準を見直していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

過疎地の医療機関は、医師確保が困難であり、週5日の勤務ではなく、退職者を再任用職員として雇用した場合は週4日の勤務となる場合は、診療報酬上の常勤算定から外れてしまうことがある。医師不足の中、常勤算定ができず、病院経営にとって悪循環となっているため、常勤換算の算定基準を見直していただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

過疎地における医療機関の経営状況が改善され、地域の医療提供体制の維持につながる。

根拠法令等

診療報酬の一部を改正する告示、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について、医療法第 25 条第1項の規定に基づく立入検査要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	195	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

障害者支援施設等災害時情報共有システムの機能の見直し

提案団体

徳島県、神奈川県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、全国知事会、関西広域連合

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

障害者支援施設等災害時情報共有システムについて、以下の改良を求める。

- ・都道府県の裁量により、障害福祉サービス等情報公表システムの登録・公表の対象外の施設(地域活動支援センター、小規模作業所等)も利用可能とすること。
- ・同一建物で複数のサービスを行っている場合、まとめてメールを送付し、被害情報もまとめての入力を可能とすること。
- ・事前入力できる項目について、都道府県において必要な情報の追加を可能とすること。
- ・国の災害登録がされた時点で、都道府県からの報告依頼を待たずに事業所のアクセスを可能とすること。

具体的な支障事例

次のような課題があることから、当県において障害者支援施設等災害時情報共有システムを十分に活用できておらず、いざ災害が発生した際に必要な情報を迅速かつ正確に収集することについて懸念がある。

【課題】

- ・当該システムを利用できる施設は、「障害福祉サービス等情報公表システム(WAM NET)」に登録・公表がなされている事業所のみとされており、対象外となる施設(地域活動支援センター、小規模作業所等)については、別の手段(メールやFAX等)により個別に被害情報の聞き取りを行う必要がある。
- ・「サービス種別」ごとに、対象事業所として登録されているため、同一事業所(建物)で複数サービスを行っている場合、重複したメールが届き、さらにそれぞれのサービスについて当該システムへの入力を行わなければならないため、被災した事業所に不必要的負担が生じるとともに、都道府県においても管内の被害情報を迅速に把握することにも懸念がある。
- ・事前入力できる「基本項目」が限定されており、備蓄物や非常用設備の供給可能時間など、都道府県において必要な情報を追加することができない。
- ・緊急時であったとしても、国の災害登録及び県からの報告依頼が完了しないと、事業所側からは、当該システムにアクセスできない。
- ・当該システムの施設情報一覧について、政令指定都市の情報を県が取得することができない(施設被災状況報告一覧は取得可能)。災害発生時には県が政令指定都市を含めた災害福祉支援に当たるが、平時から施設情報を収集するためには、その都度政令指定都市に依頼する必要があり、支障となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

報告に係る事業所側の負担が軽減され、迅速かつ正確に、国・県・市町村における情報収集・共有ができるようになる。

必要な情報を事前に登録しておくことにより、通信手段がない時にも、支援にあたって優先度をつけやすくなる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宮城県、沖縄県

○WAM NET 登録のない事業所の被災情報取得が当システムにより可能となるため、迅速な支援につながる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	197	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

医師偏在対策として、シーリング案に対する意見については医師少数区域に配慮した意見を述べること

提案団体

村上市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

医師少数区域における医師確保対策として、厚生労働大臣が医師法第16条の10第1項の規定により(一社)日本専門医機構に対してシーリング案を含む専門研修制度について意見を述べるに当たっては、医師少数区域に関する意見をより尊重して調整することを求める。具体的には、以下の措置を求める意見を述べることを求める。

- ①連携プログラムにおける医師少数区域での連携先における研修期間を現行の1年6か月以上から、全研修期間の50%以上とする。
- ②特別地域連携プログラムをシーリングの枠内で実施する。

具体的な支障事例

臨床研修医及び専攻医募集においては、シーリングや特別地域連携プログラムなどにより医師偏在対策を行つておらず、厳格なシーリングがかかる臨床研修では一定の効果がみられるが、シーリングが弱い専門研修では都市部に流出し、医師偏在状況の改善に至っていない状況にある。

現行制度上、シーリング案を含む専門研修制度については、厚生労働大臣が都道府県からの意見(都道府県の地域医療対策協議会で協議のうえ決定)を集約した上で、日本専門医機構に対して意見を述べ、これらを踏まえ日本専門医機構がシーリング数を決定し、11月頃から専攻医の採用を開始する仕組みとなっておる。

しかし、当市が含まれる県が、令和5年度に国に提出した専門研修プログラムに係る意見は、厚生労働大臣から日本専門医機構への意見に反映されなかったように、医師偏在状況の改善の観点から提出した都道府県の意見が、日本専門医機構に述べられるとは限らない状況にあり、医師不足の改善には至っていない。

医師不足地域の自治体では、一人あたり2千万円前後と高額な財政負担により、独自に修学資金貸与制度や、県と連携した医学部地域枠制度により、複数人の医師確保に努めている状況にある。

そのため、地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により医師法が改正され、専門研修については都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みが創設された趣旨を踏まえ、医師少数区域に関する意見をより尊重し、日本専門医機構等に意見・要請することを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

不採算医療を担う地域の基幹的医療機関である公的病院から、医師の集約化等により、医師の常勤派遣から非常勤派遣又は医師が引き上げられるなど、地域にとって必要な医療の提供に支障が生じている。

住民からは医師が引き上げられることで「高齢になって、免許を返納してから、遠くの病院まで受診するのが大変だ」「そう難しくない手術なのに、何故遠くの病院まで行かなければならないのか」などの、意見があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

医師が安定的に確保されることで、何処に住んでいても平等に医療を受けることができる。また、住み慣れた地域で最期まで、生活することができる。

根拠法令等

医師法第16条の10

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

燕市、八代市

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	199	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

林業の架線集材での纖維ロープの使用を可能とする労働安全衛生規則の見直し

提案団体

村上市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、農林水産省

求める措置の具体的な内容

林業の架線集材については、労働安全衛生規則上でワイヤロープの使用が定められているため、材を吊り上げて運ぶ機械集材装置及び運材索道等では、纖維ロープの使用ができないことになっている。纖維ロープの安全性確認と実証実験による安全基準の検討に必要なデータ集積が取れ次第、労働安全衛生規則の改正による規制緩和を求める。

具体的な支障事例

林業では厳しい自然環境下での人力作業が多く、軽労化・効率化が課題となっている。林業の架線集材では、数百メートルのワイヤロープによる索道を用いて木材を集材するが、設置にあたっては重いワイヤロープを背負い上げて索道を設置するため林業従事者の負担となっている。これにより架線集材が衰退し、作業道の開設が出来ない奥地林や急峻地の伐採が進まない現状がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ワイヤロープから重量が1/6かつ引張強度が同等である纖維ロープに変えることで、ワイヤロープのように素線で怪我をする心配がなく、切れても大きな事故になりにくい。架線集材の軽労化・効率化が図れるほか、生産性が向上し素材生産の拡大につながる。

根拠法令等

労働安全衛生規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、福井市、沼津市、熊本市

○作業の効率化を図る上で検討が必要であると考えられる。

○素材生産の効率化に資するものと考えられるため強度等の条件を勘案したうえ規則を改正しても良いと思わ

れる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	201	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護報酬上の特別地域加算について市町村の求めに応じて「厚生労働大臣が定める地域」の変更が可能である旨を明確化すること

提案団体

村上市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

介護報酬上の特別地域加算について、3年に一度の介護報酬改定時以外においても、市町村の求めに応じて「厚生労働大臣が定める地域」の変更が可能である旨を明確化すること。なお、介護報酬改定時以外において対象地域の変更が認められていないのであれば、変更可能となるよう運用の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

特別地域加算における厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(令和三年三月十五日)に規定する地域については、3年に一度の介護報酬改定時に、市町村に対し、新たに加除する地域の照会が行われているところである。

【支障事例】

介護報酬改定時以外において、市町村の求めに応じて「厚生労働大臣が定める地域」の変更が可能かどうか明確に示されていないため、市町村への照会以降に新たに特別地域加算の対象を希望する場合、次期報酬改定まで待たざるを得ない状況が生まれている。

山村振興法の改正により振興山村地域の変更に伴い特別地域加算の対象地域も変更となるように、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が改正されれば、当然のように特別地域加算の対象地域も変更となるため、介護報酬改定時以外においても対象地域の変更を要するケースは存在している。また、事業所の新設や移転などによっても特別地域加算の対象地域の変更が必要となるケースは想定されるところである。

【支障の解決策】

介護報酬上の特別地域加算について、3年に一度の介護報酬改定時以外においても、市町村の求めに応じて「厚生労働大臣が定める地域」の変更が可能である旨を明確化すること。なお、介護報酬改定時以外における対象地域の変更が認められていないのであれば、変更可能となるよう運用の見直しを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

介護報酬改定時期以外のタイミングにおいても特別地域加算の対象地域の変更が可能であることが明確化されることで、市町村において地域の実情やニーズに合わせた対象地域の変更が可能となり、安定した介護サービスの提供につながる。

根拠法令等

厚生労働大臣が定める地域(平成二十四年三月十三日厚生労働省告示第百二十号)、厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(令和三年三月十五日厚生労働省告示第七十四号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、横浜市、島田市、高知県、熊本市

○介護報酬改定時期以外のタイミングにおいても特別地域加算の対象地域の変更が可能であることが明確化されることで、地域の実情やニーズに合わせた対象地域の変更が可能となり、安定した介護サービスの提供につながる。

○提案団体の解決策に加え、報酬改定以外に変更可とした場合の変更方法(ルート)も明確化されることを求める。また、居宅介護支援事業所においては当該地域の変更により管理者要件緩和措置の拡大等にも繋がり介護人材不足の解消へも繋がる可能性があると考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	213	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

人口減少地域等における訪問看護サービスの維持・確保に向けた加算要件の緩和

提案団体

鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

人口減少地域等を含む訪問看護サービスの維持・確保

- ・医療保険の特別地域訪問看護加算について、地域の実情を踏まえて算定基準要件を緩和すること。
- ・具体的には、現状、特別地域訪問看護加算の要件は「訪問看護ステーションの所在地から利用者宅までの移動にかかる時間が片道1時間以上」とされているが、例えば「訪問看護ステーションの所在地から利用者宅までの移動にかかる時間が片道30分以上」とするなど、要件を緩和すること。

具体的な支障事例

訪問看護ステーションを経営していく上で、看護師1人当たり1日に3.5～5件程度の訪問件数が必要(1件に1時間の訪問を想定)。市街地であれば患者宅から患者宅、事業所から患者宅が近く短時間で移動できるが、中山間地域では片道30分以上移動に時間を要する場合が多く、このような対象者が多いほど訪問件数が少なくなり経営が逼迫する要因の1つとなっている。

県内の訪問看護ステーションで、このように特別地域訪問看護加算の要件にならないが、片道30分以上移動に要する件数は140人程度(延べ900回程度)把握している。

地域の実情を踏まえ、特別地域訪問看護加算の算定基準要件を緩和することで、中山間地域においても訪問看護サービスを維持・確保することが可能となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者から1時間未満(30分以上)の場合でも、都市部への訪問と異なり、非効率とならざるを得ず、経営圧迫要因になっている。特に冬季は豪雪対応のため、複数名で訪問せざるを得ず、コスト負担が大きいとの声が聞かれる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

人口減少地域(中山間地域)における訪問看護サービスの維持・確保

根拠法令等

訪問看護療養費の算定基準、特別地域訪問看護加算算定基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、須坂市、宍粟市、奈良県、高知県、熊本市

○当市においても、訪問看護ステーションから利用者宅までの移動に30分以上かかるところもある。在宅において医療の提供を受けるためには、訪問看護ステーションの役割は重要であり、維持存続のためにも加算要件の見直しは必要である。

○当県においても、訪問箇所間の距離が離れている山間地域では、採算がとれるとされる1日あたり看護師1人が4件訪問することが困難であるため、訪問看護ステーションの参入が難しい状況にあると認識している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	222	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国家資格等の免許交付のオンライン化

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

国家資格等について、紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は申請者本人が電子証明書を印刷する方式とすること。

具体的な支障事例

紙での免許交付では、国から保健所・都道府県に届き、保健所等が本人へ通知後、本人が窓口まで受領しに行く必要がある。

申請者の支障事例

・申請者は窓口受付の時間帯に窓口まで受取りに行かなければならず、そのための時間の確保と窓口来所の負担が生じている。

・申請から免許交付までの期間に住所異動があり、本人による受取りが困難な場合には、受取りのために委任状を作成し、委任者に代理受領を依頼する必要がある。

行政にとっての支障事例

・郵送での通知や電話連絡をしても受取りに来ない申請者がおり、免許証の保管や申請者との調整に苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民の利便性の向上

- ・免許証(紙)の受取りのため、申請者が保健所等に行く必要がなくなる。
- ・免許証(紙)の紛失を防止でき、再発行申請の手続が不要となる。
- ・受取りのための時間確保の調整が不要となる。
- ・住所異動が生じても免許交付に支障が無くなる。

行政の効率化

- ・免許交付にかかる手続事務が解消される。

根拠法令等

医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、薬剤師法、理学療法士及び作業療法士法、技能訓練士法、臨

床検査技師等に関する法律

医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許申請について(昭和 35 年4月 14 日医発第 293 号)

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士免許申請等の取扱要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、越谷市、川崎市、相模原市、長野県、浜松市、豊橋市、寝屋川市、兵庫県、久留米市、鹿児島市

○・3月に合格発表がありその後就職のため引っ越し方が多いが、免許を申請した保健所に何か月も後に免許証が届くため、一人一人に説明・確認しながら免許の新規申請の受付を行うため時間がかかる。

・免許証の受取のお願いをハガキにてお知らせしているため、郵送料がかかる。

○紙での免許交付では、国から保健所・都道府県に届き、保健所等が本人へ通知後、本人が窓口まで受領しに行く必要がある。

・申請者は窓口受付の時間帯に受取りに行かなければならぬため、時間の確保と窓口来所の負担が生じている。

・本人による受取りが困難な場合には、受取りのために委任状を作成するため、手間がかかる。

・免許を受取りに来ない申請者がおり、免許証の保管や申請者との調整に苦慮している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	226	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険に係る資格喪失時の手続の簡素化

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

介護保険被保険者は、被保険者の資格喪失時において、介護保険法施行規則により、14日以内に届書を市町村に提出しなければならず、また、介護保険法により、速やかに介護保険被保険者証を返還しなければならないが、届書の提出を原則不要とし、併せて、被保険者証の返還が不要となるよう、各条文等を改正していただきたい。

さらに、有効期限が切れた負担割合証及び介護保険負担限度額認定証についても同様に、返還不要となるよう所要の改正をしていただきたい。

具体的な支障事例

介護保険被保険者証交付済みの被保険者が、死亡や市外転出(住所地特例施設は除く)等で、被保険者の資格を喪失した場合、被保険者は、14日以内に被保険者である市町村に資格喪失の届書を保険者である市町村に提出し、介護保険被保険者証等を返還しなければならないとされている。

そのため、介護保険の資格喪失について、令和6年度は約3,400件生じており、窓口での喪失届受付、介護被保険者証の所在確認や返送依頼、回収日のシステム入力等の事務が発生しており、喪失に関する届出及び介護被保険者証返還が義務付けられていることから、資格喪失に関する手続簡素化及びデジタル化を推進しづらい状況である。

まず、被保険者の死亡や市外転出等については、番号連携や住基システム等の情報と照合により確認でき、介護資格喪失に関する必要事項を届け出る必要性は生じないものと考えられる(ただし、介護保険法施行法第11条の適用除外に関する経過措置に該当する場合を除く)。

介護保険被保険者証の返還についても、記載されている要介護認定の有効期間が切れた場合は前述のシステム情報で確認できることに加え、介護保険被保険者証単体での身分証利用も想定されていないことから、返還不要としたとしても、介護保険被保険者証の不正利用等の懸念はないと考えられる。

また、介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証についても、市町村に返還しなければならないとされているが、死亡や市外転出等による喪失の場合は、前述のとおり確認が可能である上、有効期限が切れた場合には不正利用等の懸念はないと考えられる。

なお、介護保険制度と類似の制度である健康保険制度では、有効期限が切れた国民健康保険被保険者証・高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証等について、保険者に返却せず、被保険者自身で破棄して差し支えないよう、厚生労働省において所要の改正が令和3年に行われたところであり、同様の対応が可能と考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

介護保険被保険者の資格喪失届書の提出が原則不要となり、介護保険被保険者証、負担割合証及び介護保険負担限度額認定証の返還が不要となれば、住民の来庁及び手続の負担が大幅に軽減される。仮に資格喪失届出が必要な場合でも、各種証書の返還が不要であることから、市民が窓口に来ることなく、マイナポータル等の利用により、資格喪失のオンライン申請を活用できる。それらにより、行政側では、来庁者対応や所在確認事務等が大幅に減少するため、事務の効率化が図られる。

根拠法令等

介護保険法第12条第4項、介護保険法施行規則第28条の2第2項、第32条、第33条、第83条の6第5項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、ひたちなか市、佐倉市、横浜市、燕市、須坂市、富士市、高知県、大野城市、伊佐市

○(負担軽減に関する)負担割合証と限度額認定証について法令では返還となっているが、徹底できていない。

○【現状及び支障事例】

当市は、資格喪失時に、「介護保険被保険者証」や「介護保険負担割合証」及び「介護保険負担限度額認定証」の回収を求めているが、紛失等により、すべての回収ができていない状況である。回収した場合には、回収日のシステム入力等の事務が発生している。

【解決策】

介護保険制度と類似の制度である健康保険制度において、有効期限が切れた国民健康保険被保険者証・高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証等について、保険者に返却せず、被保険者自身で破棄して差し支えないよう、厚生労働省において所要の改正が令和3年に行われた状況を踏まえると、同様の対応が可能と考えられる。

○医療保険と同様の取扱いとして差し支えないと考える。

○介護保険の利用者の中には認知症や寝たきりの方も多く、現状のような保険証の返還を求めるることは実務上困難な状況も発生している。本提案は、住民サービスの向上及び自治体の業務効率化が期待でき、また、今後のマイナポータル活用の可能性も見据え、意向を「有」とする。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	227	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険の制度改正及び報酬改定に関する省令等の公布日等の見直し

提案団体

宮城県、北海道、岩手県、北上市、仙台市、石巻市、角田市、栗原市、大崎市、蔵王町、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、広島県、石巻地区広域行政事務組合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

老人福祉に係る「基準省令」、「介護報酬告示」及び関係通知の早期公布(1月公布の場合は施行日を同年10月以降にする、又は、4月1日施行の場合は前年11月末までに行う)

具体的な支障事例

介護保険法においては概ね3年に一度の制度改正されている。令和6年度制度改正においては、改正の概要が令和5年12月に示されてから制度が施行される令和6年4月1日までの期間が4ヶ月程度となっていたが、その大部分を条例等の改正作業に費やすこととなつたため、事業所・施設向けの周知等、新制度の円滑な移行に向けた準備等を行う人員及び作業期間を十分確保することが困難な状況となつた。また、制度改正に関する告示や通知の発出も令和6年3月15日と新制度施行の直前となっており、新制度移行に係る事業者への十分な周知等が困難であった。

併せて公布される基準省令を元に条例及び施行規則の改正を例年行っているが、議会及び条例・規則の法令担当課等による審査の日程を踏まえると、極めて短期間の間に条例・規則の改正案を調製する必要があり、所管課及び法令担当課における業務の負担が極めて大きくなる。

平成30年地方分権改革に関する提案募集提案事項No.83により提案され、令和3年度改正時において従前より早期の省令公布等の対応がされたが、依然として上記の状況となっていることから、更なる措置を求めるもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

制度改正に係る問い合わせが平常時よりも多く寄せられたが、各種通知が発出されるまでは詳細が不明な基準・加算が多く、年度内の正確な対応が困難であった。

サービス提供事業者は、制度改正に伴い、人員配置・運営体制の見直しを行う必要が生じる。また、利用者等に対して利用料等の重要事項の説明を行い、同意を得ることがサービス提供事業者には義務付けられていることから、報酬改定に伴う利用料変更に関する手続きを行う必要が生じる。しかし、告示・通達から施行日までの期間が短いため、人員配置・運営体制の見直しや利用料変更手続きを適正に行うための十分な期間を確保できない状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

改正後の制度内容に係る事業者対応を充実させることができるとなり、円滑な新制度移行及び適正な制度運営が可能となる。

サービス提供事業者が人員配置・運営体制の見直しや利用料変更手続きを適正に行うための十分な期間を確保できる。

根拠法令等

介護保険法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、盛岡市、花巻市、ひたちなか市、上尾市、柏市、東久留米市、横浜市、川崎市、新潟市、須坂市、富士市、名古屋市、西尾市、兵庫県、宍粟市、島根県、今治市、高知県、佐賀県、熊本市、別府市、宮崎県、伊佐市、特別区長会

○介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業に関する改正事項について、①「介護保険法施行規則第百四十条の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」及び②報酬告示については予告なく3月中旬にしめされた。①については、誤記載の箇所が複数確認され、厚生労働省担当者に直接確認し、当該担当者は誤記載である旨の認識を示すも、修正もされないまま1年以上が経過している。②については、法令上、厚生労働大臣が示す単価を勘案して市町村で単価を設定できるものとされているが、3月中旬に示されたとあっては、市町村で勘案するいと間もなく、単価設定をせざるを得ない状況であり、法制度として規定されていることが意味をなさないこととなっている。

○・厚生労働省の改正概要の提示 令和5年12月

・介護保険料の基準額決定 令和6年1月

・給付費の確定 令和6年1月

・保険料の条例作成 令和6年1月

・3月定例会にて議決 令和6年3月

令和6年度の報酬改定は、上記のスケジュールであり、行政及び事業所で理解不十分のまま制度開始となつた。改正概要の提示から給付費及び保険料の基準額を決定するまで期間が短かつたため、十分検討の余地が無く、業務の負担増に繋がった。また、事業所への周知期間が無く、問い合わせに対応するのも困難であった。老人福祉に係る「基準省令」、「介護報酬告示」及び関係通知の早期公布については、行政及び事業所の事務の負担軽減の観点から見直しが必要である。

○改正内容について職員が十分に理解するには時間が短く、事業所・施設に適切な指導を行うことに支障がある。

○改正情報が発出されてから極めて短時間での例規改正作業が生じるほか、事業所への十分な周知が困難である。

○制度改正の概要の提示から施行開始の期間が短いため、円滑な新制度移行及び適正な制度運営が困難くなっている。また、制度改正に関する告示、通知の発出から施行開始の期間も短いため、サービス提供事業者が人員配置・運営体制の見直しや利用料変更手続きを適正に行うための十分な期間を確保できない状態である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	228	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険の制度改正及び報酬改定に関する告示、通知等の全文データの公開

提案団体

宮城県、北海道、岩手県、仙台市、石巻市、角田市、栗原市、大崎市、蔵王町、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、広島県、石巻地区広域行政事務組合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

介護サービス事業者の指定基準に係る省令関係通知並びに介護報酬告示及び関係通知の全文データの公開、配布を求めるもの。

具体的な支障事例

介護保険法については、概ね3年に一度の制度改正時に、改正後の省令基準に係る解釈通知並びに介護報酬に係る告示及び留置事項通知等について提供されるが、新旧対照表のみ提供されており、改正後の全文を国HP等で参照することができない。改正後の全文についても厚生労働省HPに掲載する等、地方公共団体等が参照、活用しやすいデータ形式により公開、配布することを求めるもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

最新の告示・通知等の全体を把握することができず、規定の解釈等の確認が円滑にできない。市販の書籍の出版を待たざるを得ないが、発行元による編集等が加えられており、通知等の原文と一致していない場合もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

介護サービス事業者による通知等の確認が容易となり、適正な介護サービスの提供が可能となる。
行政庁による介護サービス事業者への制度周知や指導に必要となる資料データの作成に係る負担が軽減される。

根拠法令等

介護保険法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、盛岡市、花巻市、山形市、ひたちなか市、上尾市、佐倉市、東久留米市、横浜市、川崎市、新潟市、須坂市、富士市、名古屋市、西尾市、津市、堺市、兵庫県、宍粟市、島根県、高知県、大野城市、佐賀県、熊本市、別府市、伊佐市

○【支障事例】

事業所からの問い合わせに対し、関連資料を検索するのに苦慮している。

【解決策】

国のHP等で介護保険法及び条文解釈等が検索できれば、行政及び事業所の事務の効率化に繋がると想定される。

○法規システムを利用しているが、改正情報が反映されるまで時間がかかるため、新旧対照表のほか全文についても公開していただきたい。

○本提案は、介護サービス事業所の事務の負担軽減が見込まれ、また、適正な介護サービスの提供につながる。

○3年に1度の介護報酬改定については、介護報酬改定に係る説明会や集団指導等で事業所・施設に周知を行っているが、新旧対照表での確認で資料作成を行っているため、非常に多くの時間を費やしている。

○インターネット上で全文を参照できないため市販の書籍に頼らざるを得ないが、施設・事業所等からの問い合わせがあった際、書籍を持っていない事業所等に対して回答根拠を示しづらい。また、インターネット上で全文を参照できないためテレワーク等の多様な働き方の支障にもなっている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	235	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

重層的支援体制整備事業交付金における事務の簡素化・効率化

提案団体

高知県、神奈川県、香川県、愛媛県、安芸市、土佐市、土佐町、中土佐町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

重層的支援体制整備事業交付金における事務の簡素化・効率化(申請様式の簡略化および解説書の作成)

具体的な支障事例

【現行制度】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村が創意工夫をもって属性を問わない包括的な支援体制を構築する事を目的に、社会福祉法第104条の4に規定される重層的支援体制整備事業(以下、重層事業)が活用できる。

しかし、小規模自治体において、重層事業のメリットと事務手続きの負担感が天秤にかけられ、事務負担の増加を一因として当該事業の実施に至らなかつた事例がある。

【支障事例】

重層事業交付金の申請書類(Excel様式)には、自動計算の関数や注釈が記載されているが、所要額算定様式E～K欄までの過程など難解な箇所が多く、新任の担当者が正確に理解することや決裁権者の適切な確認作業に相当な時間を要している。

また、当該事業の実施市町村数は年々増加していることに加え、令和7年度末で重層事業への移行準備事業が終了予定であることから、今後も事業実施を希望する市町村数の増加が見込まれる。

【支障の解決策】

重層事業を活用した包括的な支援体制の整備を推進するためにも、当該交付金の申請等のデジタル化(例えば、デジタル庁が運営するJグランツの活用)を含めた事務の簡素化および申請様式の記載例や記載手順を示した解説書が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【事務的な負担が増加することを懸念して事業実施に至らない市町村数】

- ・R7年度事業未実施7市町村のうち事務負担の増を一因として事業(移行準備を含む)実施を躊躇:7市町村
- ・R7年度移行準備実施19市町村のうち事務負担の増を一因として事業実施を躊躇:11市町村

【事務的な負担が増加することを懸念して事業実施に至らない市町村担当者の声】

- ・役場職員の人手不足により、新たな提出物が増えるだけでも苦しい状況であり、事業実施の検討に至っていない。

- ・事業の意義やメリットは理解できるが、事務的な負担が生じることとのバランスを考えると事業実施に至らない。

【重層事業交付金申請手続きに係る重層担当者および決裁者の推定年間作業時間(R6)】

- ・県:約6時間×6市町=約36時間、約36時間×3手続き(※)=約108時間

- ・市町：約 30 時間 × 3 手続き（※）＝約 90 時間
- ※3手続き：事前協議、交付申請、実績報告
- ※上記時間には、様式等提出後の国からの疑義照会への対応時間を含む

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業の実施を検討する市町村や新任職員が懸念する事務手続きの負担が軽減されることで、事業の活用促進が図られる。
各自治体における申請書類の作成時や記載内容の確認時に記載例や手順を確認できることで、事務的な誤りや国及び県への問い合わせ、国からの疑義照会に係る業務時間の削減、事務手続きの効率化が見込める。

根拠法令等

- ・社会福祉法第 106 条の 4
- ・重層的支援体制整備事業交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮古市、花巻市、秋田県、相模原市、長野県、兵庫県、尼崎市、養父市、鳥取県、岡山県、笠岡市、山口県、高松市

- 当市は中核市として、すでに事業を実施しているが、当該交付における申請事務が難解かつ煩雑であり、処理に相当な時間を要している。
- 重層的支援体制整備事業交付金交付要綱に位置付けられている各福祉分野の相談支援事業と地域づくり事業が重層支援体制整備事業交付金になるとともに、これらの事業について令和7年度から関係各課は既存の交付金には提出せず、この重層交付金で交付申請することとなる。今後、分野を横断した予算の枠組みの調整など、関係各課・機関との調整に相当な時間を要することが予想される。
- 既存事業補助金との連動が前提となっていることから厚労省側の担当係が 11 に分かれていることにより、多数の申請等の様式の作成～疑義照会～修正やりとりが煩雑。また、ミスが発生する可能性が高いことから、単一部局（社会・援護局）にて予算を確保する一括交付金とする又は補助金の一体化を廃止するなど事務の合理化を図ることを求める。
- 申請書類の作成時や記載内容の確認時に記載例や手順を確認できることで、事務的な誤りや国及び県への問い合わせ、国からの疑義照会に係る業務時間の削減、事務手続きの効率化が見込める。
- 当県内の市町村においても、交付金申請手続き等の業務負担を課題とする市町村や、交付金事務等のガイドライン策定を望む声があるところ。
- 当市においても、重層事業交付金の手続きに係る事務負担が増加していると認識している。特に、年々、交付金事務のスケジュールがタイトになっており、様々な部署で所管している事業をとりまとめる必要があることから、提案団体の求める措置内容は必要性の高いものだと考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	236	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定基準の明確化

提案団体

高知県、福島県、神奈川県、香川県、愛媛県、高知市、安芸市、土佐市、土佐町、中土佐町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定基準が明確となるよう、Q&A の作成および問合せ事例の共有を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定事務は法定受託業務であり、申請者は住居地の市町村へ申請する必要がある。

【支障事例】

障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定事務において、『障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準(以下、基準という)』では判定が難しい例があり、その都度厚生労働省に確認を行わざるを得ない状況である。

障害児福祉手当及び特別障害者手当の当県への認定請求書受付件数は、令和5年度において障害児福祉手当が 58 件、特別障害者手当が 129 件あり、さらに、基準が定められていない中で判定を行わなければいけない事例に関しては、見解に迷う都度厚生労働省に問合せを行う必要があり、事務担当者の事務負担が大きい。厚生労働省からの回答によっては、本人の状態確認や診断書を書いた医療機関に問合せを行う必要があり、厚生労働省からの回答待ち時間(1か月～2か月半程度)を含めると認定に至るまで3か月～半年程度時間を要している。

【支障の解決策】

障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定を迅速に行えるよう、Q&A の作成及び問合せ事例の共有により基準を明確化すること。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

認定まで時間を要する事例が減るため、受給対象者の精神的負担が軽減できる。また、当該事務を実施している地方公共団体職員の事務負担が軽減される。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、仙台市、船橋市、長野県、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、西宮市、津山市、久留米市、長崎市、熊本市、宮崎県、特別区長会

○当市においても、障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定事務において、障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準(以下、基準という)では判定が難しい例があり、その都度、県を通じて厚生労働省に確認を行わざるを得ない状況である。基準が定められていない中で判定を行わなければいけない事例に関しては、見解に迷う都度厚生労働省に問合せを行う必要があり、事務担当者の事務負担が大きい。昨年度に県を通じて厚生労働省に照会した案件については回答まで9か月を要した。

【支障の解決策】

障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定を迅速に行えるよう、Q&Aの作成及び問合せ事例の共有により基準を明確化すること。

○診断書に疑義が生じたので、記載した医療機関に問い合わせたところ、医学的な見地からの内容とのことで、当手当の診断書の記載基準が設定されていない状況での判定が難しく、事務担当者の負担が大きい。

○世帯が抱える問題の多様化・複雑化により、判定に迷う事例があり、その都度県に問い合わせ、申請者に回答を待っていただいている。事例集が整備されることで、県及び市担当者の事務負担の軽減が期待できる。

○県内各市・各現地機関から、判定が困難な事例の照会を受け付けるが、判断に時間を要してお待たせしてしまうほか、照会回答への着手自体が通常業務に気を取られ後回しになってしまうことがある。Q&A や、各自治体であった照会回答事例を全国で閲覧できるようなデータベース等の整備が望まれる。

○当市では令和6年度において、障害児福祉手当:44 件、特別障害者手当:80 件の認定請求を受けており、認定基準が明確に示されていないことにより、判断に迷う事例について国等への個別の問合せが生じることから、事務負担が大きい。また、問い合わせに時間を要したことで、認定までに3か月以上かかり、受給が遅くなるといった事例が生じている。

○認定基準の誤認等により、手当の誤支給・返還を求めた事例が見受けられる。適正かつ迅速な認定のため、Q&A等の整備を求める。

○他市で手当てを受け取っていたが、当市としては基準を満たしていないとするケースがある。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	237	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護受給者の自動車の保有及び使用を認める範囲の要件緩和

提案団体

高知県、高知市、安芸市、土佐市、土佐町、中土佐町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

生活保護受給者の自動車の保有及び使用を認める範囲について、地域の実情に応じて、買い物、通院等での保有を可能とするよう要件を緩和するよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

生活保護法の取扱いにおいて、自動車の保有・使用は通勤や障害者の通院等の一部の場合に限り認められている。令和6年12月25日事務連絡厚生労働省社会・援護局保護課長通知により、車保有容認後の使用用途の拡大(買い物等への使用)は一定認められたが、自動車保有要件の緩和はされていない。

【支障事例】

地方では公共交通機関の路線の廃止や減便が進んでおり、山間部に居住する生活保護受給者については、自動車が無ければ地域での生活自体が立ちゆかなくなることが懸念される。実際に自動車の利用が原則できなくなることを理由に、生活保護の申請を諦めるケースも見られる。

また、級地区分が低い地域ほど、公共交通機関の1区間ごとの距離が離れているなど、運賃も都市部ほど安価ではなく、最低生活費基準額が低いことで負担が大きくなっている。

現行制度では、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が、通院等のために自動車を必要とする場合」に①通院等のために定期的な利用が明らか②他法活用が困難で地域実態に照らし社会通念上妥当やむを得ないことが明らか③自動車の処分価値が小さく必要最小限④維持費が他からの援助等により確実に賄われる見通しがある⑤自身が運転又は生計同一者、常時介護者が運転する場合のいずれも満たす場合に保有を容認できるとされているが、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域」の基準が明確でないため、公共交通機関が1日に数便しかない状況でも処分指導を行わざるを得ない場合やそもそも保護の申請をためらう、拒否する事例が生じている。

また、既に自動車を保有している世帯については買い物において使用が容認された半面、新たな保有については依然として認められていないため、近隣の被保護世帯において一方は自動車で一定量の買い物を行い、一方は半日や1日かけて公共交通機関を利用したり、原付、自転車や手で持てる範囲の買い物をしたりせざるを得ないといった不均衡が生じている。

【支障の解決策】

地域の交通事情や地域住民の一般的な自動車保有状況等を鑑み、実施機関としてそれぞれ判断基準をもうけることを可能とし、日常生活維持のために不可欠な利用目的での保有の容認が判断できるようにしていただきたい。特に中山間地域における交通事情は今後明るい見通しとなることは厳しく、自動車の代替手段として説明を行ってきた安価な50cc原動機付自転車も廃止となることから、交通手段がなくなってから検討するのではなく、交通施策と一体となって実施する観点からも実施機関による裁量を認めていただきたい。

なお、事故の際の相手方への補償の観点から、原動機付自転車と同様に容認にあたっては任意保険への加入

を要件としていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方の被保護者においても、自らの望む場所で憲法に定める健康で文化的な最低限度の生活を継続することができる。
自動車の保有・使用状況にかかわらず、困窮のため最低限度の生活を維持できない者の申請権を保障することができる。

根拠法令等

- ・生活保護法第4条第1項
- ・生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)
- ・生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)
- ・「生活保護問答集について」の一部改正について(令和6年12月25日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮古市、花巻市、秋田県、上尾市、川崎市、三重県、滋賀県、寝屋川市、兵庫県、宍粟市、今治市

○提案団体との記載と同様に、既に自動車を保有している世帯については買い物において使用が容認された半面、新たな保有については依然として認められていないため、近隣の被保護世帯において一方は自動車で一定量の買い物を行い、一方は半日や1日かけて公共交通機関を利用したり、原付、自転車や手で持てる範囲の買い物をしたりせざるを得ないといった不均衡が生じている点については課題と考えている。

○都市部から山間部へ転居した世帯で、唯一の公共交通機関が一日2便の村営バスのみ利用(タクシーの利用は困難)でき、子や妻の疾病により遠く離れた都市部の病院への通院が必要ではあるが、妻は妊娠によりバスでの通院が困難。このため、車両の保有を希望したが、厚生労働省への照会の結果、新規購入は資産形成、一般世帯との均衡の観点から認められなかった経緯がある。バスやモノレールなどの公共交通機関が整備された地域においては車両の保有が制限され得るのは理解できるが、山間部や離島などの地域については車両の保有は必須である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	238	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	04_雇用・労働

提案事項(事項名)

地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画の同意に係るスケジュールの見直し

提案団体

高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画の同意に係るスケジュールについて、雇用開発促進地域に該当する旨の通知から計画(案)の提出日までの期間を3か月以上確保するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【具体的な支障事例】

地域雇用開発促進法第5条第1項により「都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて雇用開発促進地域に該当すると認められるもの(※1)について、当該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。」とされているが、同意を求める場合のスケジュールがタイトで、県及び関係市町村の負担(※2)となっている。

※1 雇用開発促進地域に該当すると認められるには、複数の要件をいずれも満たす必要がある。そのうちの要件の1つ(法第2条第2項第2号及び第3号)は、「公共職業安定所管内の雇用情勢等の実態把握調査(厚生労働省→各労働局・6月)」の結果により該当の有無が判明するため、この結果を待たないと県は計画の同意を目指すか否かの判断ができない。

※2 一方、令和6年10月1日を同意予定とした手続スケジュール(新たに雇用開発促進地域に該当する地域で計画の同意を目指す場合)をみてみると、8月1日までに計画案を提出(県→労働局→厚生労働省)することとされており、その作業期間は1か月あまりであった。この短期間で、計画案の作成(市町村への意見照会含む。)が必要で、業務の負担となっている。

<全体スケジュール>

【労働局→県】 地域要件に該当する地域があることの報告(6月中旬)

【県】 計画案の作成

【県→市町村】 計画案の意見照会

【市町村→県】 計画案の意見等を回答

【県→労働局】 計画案の確認

【労働局→本省】 計画案の提出(8月1日)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画案の作成(市町村への意見照会含む。)に係る業務の負担軽減

根拠法令等

地域雇用開発促進法第2条及び第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、宮城県、茨城県、沖縄県

○当県においても、地域雇用開発計画の同意を受けている地域があり、本提案と同様にタイトなスケジュールでの事務処理を要している。また、直近の計画策定プロセスでは、計画書とは別に説明資料の提出を求められ、タイトなスケジュールと相まって、担当職員が計画(案)の作成及び各種データ収集等に集中せざるを得ず、他の業務に支障をきたした。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	241	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し

提案団体

ひたちなか市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

社会保険(以下、「社保」という。)における健康保険料の月割算定について、被保険者が資格を取得した同じ月内に資格を喪失した場合(以下、「同月得喪」という。)には、その月分の健康保険料を算定しないよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【健康保険制度】

同じ月内に国民健康保険(以下、「国保」という。)や社保等とで資格の切り替えがあった場合、加入者がその月の健康保険料を二重払いすることがないよう、月末に加入していた保険の保険者に対して、保険料を支払う仕組みとなっている。

【社保の例外】

社保は、同月得喪となった場合、月末に加入していないても、健康保険料が発生する。(健康保険法第156条)

【支障事例】

地域住民が、同じ月内に社保への加入・脱退を3回繰り返し、月末には国保に加入した場合、その月は社保が3か月分、国保が1か月分、あわせて4か月分の健康保険料が発生することになる。

【厚生年金保険料の救済制度】

厚生年金保険料についても、以前は健康保険料と同様に、同月得喪の場合はその月の保険料を徴収されていた。

しかし、平成27年10月の被用者年金一元化法の施行にともない、厚生年金保険料の二重払いを救済するため、厚生年金保険の適用事務が改正され、原則どおりに徴収された後、年金事務所から事業主に還付されることになっている。

【制度改正の必要性】

二重払いの問題がありながら、厚生年金保険料のみ救済制度が作られ、健康保険料は放置されてきている。地域住民は、同月得喪により、1月のうちに2か月分、3か月分、もしくはそれ以上の健康保険料を負担しなければならない。健康保険料を労使折半により負担している事業主にとっても、同様である。

また、国保の窓口業務において、加入者に健康保険料の二重払いを理解してもらうことは、非常に困難である。

【支障の解決策】

そこで、健康保険法を改正することにより、社会保険料の月割算定における同月得喪の仕組みを見直し、健康保険料の二重払いを解消できると考える。

【自治体の事務における支障】

既に該当月分の健康保険料を支払っていると主張し、被保険者が国保税を納めない場合、国保税の滞納整理事務が生じている。社会保険の健康保険料は給与から天引きされるが、国保税は納付書などにより自ら納める

普通徴収である(年金天引きを除く)ため、納付意思のない被保険者から徴収することは非常に難しいものとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市の国保窓口において、6月1日から社保に加入、6月6日に脱退(5日退職)した者の国保の加入手続きを行った。このまま6月末まで国保に加入していた場合、国保の6月分の保険料がかかると説明したところ、「退職した会社からも、6月分の社会保険料がかかると説明された。5日分の給与からは1月分の社会保険料が引き切れないため、給与が手元に残らぬうえ、残りの社会保険料を別途請求されている。さらに国保の保険料を支払うのは納得できない。制度の見直しを求める。」と要望を受けた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・地域住民が1月分の健康保険料を二重、三重に支払うという不合理が解消され、加入者の経済的な負担が軽減される。
- ・同月得喪の保険料が発生しなくなれば、月末に加入していた保険に対して保険料を支払うという原則に例外がなくなるため、窓口業務において加入者の理解を得られやすい。
- ・法改正を行うことによって、厚生年金保険料の二重払いも発生することがなくなるため、年金事務所が実施している事業主への還付事務の削減にもつながる。また、事業主が還付された社会保険料を元従業員に返還する必要もなくなる。
- ・二重払いへの反発を理由に国保税を納めないというケースが発生しなくなり、滞納整理事務の軽減につながる。

根拠法令等

健康保険法第156条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、佐倉市、川崎市、相模原市、大阪市、羽曳野市、兵庫県、安来市、新居浜市、東温市、大野城市、大村市

○国保においては、同様に、加入者に健康保険料(税)の二重払いを理解してもらうことが非常に困難であるため、二重払いの解消を要望する。

○当市でも、本提案内容に関する被保険者からの苦情は発生しており、社会保険側に説明を聞くよう説明しているが、そのことにより、本来納税義務のある国保税の支払いを拒否するケースもあり、納得を得ることが難しい状況も発生している。本提案については、住民から制度の見直しを求める声が多く、国保税の公平な負担の確保に寄与するため。

○提案団体と同様、窓口においてトラブルになるケースが発生しており、制度の例外的な措置となることから、被保険者の理解が得られにくい。月末に国民健康保険に所属している場合、先に社会保険料が徴収され、国民健康保険料(税)の請求が後日となるため、国民健康保険側でのトラブルとなってしまう。保険料(税)の歳入減だけでなく、国保担当、徴収担当の負担は多大となっている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	243	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金・医療施設等災害復旧費補助金の申請における施設区分の見直し・簡素化

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」別表1の「別に定めるそれぞれの施設ごとに」という条件を「同一敷地ごとに」に改めることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金・医療施設等災害復旧費補助金の対象施設では同一敷地内、同一建物内で複数の医療・福祉サービスを提供することがあるが(特別養護老人ホームと老人短期入所施設、障害福祉サービス事業所と児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所、病院と介護医療院など)、これらの補助金の協議・査定・交付申請・実績報告においてサービスごとに金額を分けて提出することを求められており、事業者と自治体双方にとって負担が大きい。

【支障の解決策】

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」別表1の「別に定めるそれぞれの施設ごとに」という条件を「同一敷地ごとに」に改めることで、書類作成に必要な事務負担が大幅に軽減される。なお、厚生労働省とこども家庭庁など複数の省庁にまたがる場合、国の予算上補助要綱が分かれている場合、補助対象サービスと補助対象外サービスが同一建物内にある場合など、金額の按分が必要な場合は、見積内訳書の項目毎に分けさせている現在の運用のほか、最終金額を床面積や定員で按分するといった、精緻ではなくとも合理的な方法での按分も認めていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者にとって書類の作成が難しそう、県が手伝わないと国への提出書類が整わない事例が多数あった。
多数のサービスを実施している施設はどの範囲が補助対象となる施設かややこしく、後で対象外だったと発覚した事例があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者、申請者をサポートする県、査定を行う国(厚生局と立ち合いする財務局)の事務負担の軽減及び業務効率化につながる。
また、被災県を支援する他自治体職員の事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金要綱、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金要綱、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金要綱、医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

○児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の手続きにあたり、同一事業所内にて複数のサービス（保育所及び一時預かり事業所）を提供していたため、サービスごとに金額を分けて算出した上で手続きを行う必要があり、業者及び自治体双方にとって負担が大きい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	244	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

大規模災害時における社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等の緩和措置のルール化

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等において、国土交通省や農林水産省の大規模災害時における災害復旧事業査定方針のように、緩和措置に関するルールをあらかじめ定めておくことを求める。

具体的な支障事例

令和6年能登半島地震では、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金において、被害の甚大さや被災自治体からの要望により、以下の措置が適用されたが、当該措置が適用されるまでは従前どおりの対応をとっていたことにより、例えば、被害件数が多いいため、見積もりを断られることなど、復旧工事の着手が遅れる要因となった。

- ・協議期間の延長措置(30日→60日)※発災から18日後
- ・机上査定基準額の段階的な緩和 ※発災から約5ヶ月後以降複数回
- ・補助下限額を施設区分ごとではなく敷地ごとに適用 ※発災から約5ヶ月後
- ・見積者数の緩和(複数必須→一定の条件のもと1者可)※発災から約5ヶ月後
- ・保育所の下限額の引き下げと協議期間の延長 ※発災から約5ヶ月後
- ・一定の条件のもとでのリモートによる机上査定 ※発災から約9ヶ月後

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者は被災後すぐ復旧にとりかかりたいが、どれくらい待てばどこまで緩和措置が適用されるかわからず、待っているうちに工事業者の予定が詰まってしまい、復旧工事の着手が遅れた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

緩和措置が事前にルール化されることにより、災害復旧の迅速化が図られる。

根拠法令等

令和6年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて(内閣府こども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設)(令和6年4月25日付財計第2497号)、令和6年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて(厚生労働省及びこども家庭庁所管補助

施設)(令和6年4月 25 日付事務連絡監査第1号)、令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について(令和6年5月 13 日付こ成事第 467 号、こ支総第 48 号)、令和6年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費のリモートによる机上調査について(厚生労働省所管補助施設)(令和6年8月 28 日付大臣官房会計課長事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	245	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

令和6年能登半島地震、奥能登豪雨の災害を踏まえた社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の要綱やマニュアル等の見直し

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

今後の社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の手続き等がスムーズに行われるよう、能登半島地震の災害査定において発生した疑義の取扱いや、別途事務連絡で通知されている寄付金等の取扱い、今回問題となった二重災害における補助金の手続きや査定の方法などの取扱いについて、補助金要綱やマニュアル等に反映することを求める。

具体的な支障事例

令和6年能登半島地震、奥能登豪雨における、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の査定対応にあたり、二重災害における外構費用や諸経費の取扱い、査定方法、補助金の手続きなど疑義が発生し、疑義発生の都度、東海厚生局に問い合わせをし、解決を図っていたが、結論を得るのに時間を要した。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者からの問い合わせを受け、その都度回答したが、回答に時間がかかった。前の災害復旧工事が完了しないうちに次の災害が起きて被害が重複した事業所から協議の仕方を尋ねられたが答えられなかった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

疑義の判断が容易になり、問い合わせ対応もスムーズに行うことができ、災害復旧の迅速化につながる。

根拠法令等

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱、保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金交付要綱、社会福祉施設等災害復旧費等の国庫補助の取扱い等について(厚生労働省関東信越厚生局)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	246	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金における協議書様式等の見直し

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

今後の災害対応がスムーズに行われるよう、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金における協議書の様式第2号を真に必要な項目のみに整理し、第1号様式に統合すること、また実地調査表について、見積書への朱入れのみとすることを求める。

具体的な支障事例

令和6年能登半島地震では、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の協議・査定において必要となる書類が多く、協議書の第1号、第2号様式に重複する部分もあり、転記に時間を要し、過大な事務負担であった。また、査定を行った際には、県が作成した実地調査表に査定結果の記載(朱入れ)を行うが、この実地調査表の作成に1施設あたり平均6時間前後の時間を要し、事業者とのやりとりも発生すると、2週間から3週間程度の期間を要すこともあり、多数の職員での対応が必要であった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者の事務職員が書類づくりに時間を取られ、他の仕事に割く時間が削られた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

協議書等の作成事務が効率的になり、事務負担が軽減される。

根拠法令等

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領、児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領、保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領、厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領第12、こども家庭庁所管補助施設災害復旧費実地調査要領第12

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	247	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の実施スケジュールの見直し等

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の申請について、複数回(年3回程度)申請を受け付け、そのスケジュールについては余裕を持って申請準備ができるよう早期に周知していただくよう見直しを求める。

具体的な支障事例

社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の実施は単年度、予算の範囲内の運用になっており、その申請期間を逃せば補助を受けられないこととなっており、令和6年能登半島地震、奥能登豪雨では、建物の復旧が進んでいないこと、見積り業者が見つからないこと等により申請をしたくてもできない場合があった。また、復旧事業費の国庫補助の実施に係る通知から交付申請書類の提出期限まで、約1ヶ月しかない場合もあった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

建物の復旧が進んでいない場合や通電していないために設備が故障しているのか確認できない場合には、申請してよいのか判断がつかず、申請を諦めるケースもあった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被災地でサービスを行う事業者の設備補助受給の機会確保

根拠法令等

令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金(介護事業所・施設等復旧支援事業分)交付要綱、令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金(介護事業所・施設等復旧支援事業分)事務取扱要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	255	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険の県内統一保険料水準の担保について

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

都道府県内の保険料水準を完全統一した後の国民健康保険制度(以下「国保」という。)の運営について、その持続性が確保されるよう、現行の法令等について、所要の整備をすること。

例えば、都道府県内の保険料水準を完全統一した都道府県においては、「市町村標準保険料率」に代わり、「県内統一保険料率」を決定のうえ市町村に通知し、市町村は通知された「県内統一保険料率」を参照して、市町村条例で定めるといった新たな法的根拠を整備すること。

具体的な支障事例

令和6年度に達成した当県国保の県内保険料水準統一は、「骨太の方針 2024」において、全都道府県が徹底することとされたように、今や我が国の社会保障改革の主要課題となっており、当県の取組は全国の先進事例とされている。

しかしながら、依然として県内市町村において県民の「受益」の程度を表す医療費水準や、県民の「負担」である保険料についても収納率に格差があるなど、県民にとっての公平性には課題が残っており、統一保険料率からの離脱につながりかねない不安要素となっている。

さらに、現行の法令規定下では、保険料改定の都度、市町村議会において統一保険料率への条例改正が必要であり、また、多額の基金を保有している市町村では目先の利害による保険料率引き下げ圧力なども統一保険料率からの離脱につながりかねない不安要素となっている。

国が進める保険料水準統一において都道府県に求められる主導的役割と保険料率を決定する法令上の権限を市町村に付与している現状には矛盾が生じているため、将来にわたり県内統一保険料水準を担保するような法的根拠が必要と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県内の保険料水準を完全統一した後の国保の運営について、その持続性が確保される。

根拠法令等

国民健康保険法第 75 条の7、第 76 条
地方税法第 703 条の4

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令第34条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、館林市、千葉県、岐阜県、安来市、大野城市、熊本市、宮崎県

- 国民健康保険関係法令に保険料水準の統一に関する定義や意義、権利義務等の規定がないため、完全統一によって不利益を被る市町村に対する説得力が乏しい状況にある。
- 現在、当県では保険料水準の統一に向けて段階的に進めており、第4期運営方針期間中に完全統一を目指しているが、完全統一となった際には、提案団体の求める措置の具体的な内容のとおり、「市町村標準保険料率」に代わり、「県内統一保険料率」を決定のうえ市町村に通知し、市町村は通知された「県内統一保険料率」を参考して、市町村条例で定めるといった新たな法的根拠の整備が必要と考える。
- 当県でも現在、保険料率の県内統一に向けた動きが進んでいるところだが、本提案は、統一後に県が担うべき主導的な役割を担保するものであるため。
- 完全統一後の保険料率について、都道府県は国が定める方法に基づき算出しており、制度上、市町村が独自に保険料率を定める余地はない。市町村の条例で保険料率を改めることで、毎年度、条例改正事務に多大な時間と手間が発生する。ただでさえ高い標準保険料率への引上げは、より住民と距離が近い市町村において見送られる可能性が否定できず、また、標準保険料率から離脱した場合の罰則もないことから、財政運営の責任主体である都道府県の判断よりも市町村の判断が優先可能になってしまい、結果、都道府県の保険者としてのガバナンスが十分に発揮できない制度となってしまっている。都道府県が定める標準保険料率への準拠について、一定の強制力が働く仕組の構築を強く要望する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	256	重点募集テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病特定医療費支給認定事務の中核市への移譲

提案団体

奈良県、滋賀県、大阪府、鳥取県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)により都道府県が行うこととされている指定難病の特定医療費支給認定事務について、中核市が置かれている都道府県の場合、中核市が当該事務を行うこととすること。

具体的な支障事例

指定難病の特定医療費支給認定事務については、難病法により都道府県が行うこととされているが、令和6年3月末時点の当県の支給認定者数は13,900名であり、また、難病法施行規則により支給認定の有効期間が原則1年以内と短く、毎年、ほぼ全員が更新手続きの対象となり、業務量が膨大となっている。このほか、毎月150件から200件の新規申請、加入医療保険の変更等による変更申請を、毎月数百件受け付けている。

申請の受付は保健所で行い、県内各保健所から本庁へ申請書類が進達された後、毎月実施される指定難病審査会での審査を経て受給者証を交付するが、受付から受給者証の交付までに約3ヶ月程度の期間を要しており、申請者に不便をかけている状況である。さらに、申請の受付を遡って認定日から受給者証の交付までの間に指定医療機関に支払われた医療費については、別途償還払いの申請が必要となっている。

当県の支給認定者数は、令和2年3月末時点から令和6年3月末時点にかけて増加しており、指定難病疾患数も同時期比較で増加している。このことから、今後も支給認定者数は増加する見込みであり、これに伴う業務量も増加するものと考えられることから、支給認定事務の効率化を行う必要がある。

なお、類似の事務である小児慢性特定疾病医療費支給認定事務については、現に中核市が行っているため、指定難病特定医療費支給認定事務についても中核市が行うことに不都合はないものと考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民から「もっと早く交付することはできないのか。交付するまでの立て替え払いができない。」等の要望が多数ある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中核市が支給認定事務を行うことにより、都道府県庁へ申請書類が進達されることなく、事務手続きが中核市内で完結することから、申請者の利便性の向上及び支給認定事務の効率化が期待できる。

特に、近年増加しているマイナンバーによる住民票及び課税証明書の省略について、対象者の住民票情報と課税情報については統合宛名システムにより県から中核市へ照会作業を行っているが、自動で回答されるものではなく、中核市の担当者の作業が必要となり、一定の時間がかかる場合もある。この作業が同じ中核市内の場合、統合宛名システムによる照会作業が不要なため、速やかな処理が期待できる。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項第1号、第6条第1項、第7条第1項第1号、第40条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、茨城県、群馬県、千葉県、愛知県、宮崎県

○当県の新規申請や更新申請、変更申請等の総数は1年間で約46,000件あるが、その内中核市が受付する申請数は約14,000件と、約3割を占めており、業務負担が非常に大きくなっている。それらの事務を中核市に移譲すれば、中核市在住の患者の利便性が向上するだけでなく、当県の業務の効率化も図れることから、結果的に中核市以外に在住している患者の利便性の向上が期待される。

○当県においても、受給者が年々増加しており、更新時の業務量が膨大で交付までに3か月程度要している。申請者から早く交付してほしいという要望が多数ある。

○支給認定者数が20,000万人を超えており、増加傾向にある。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	257	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病特定医療費支給認定の有効期間の見直し

提案団体

奈良県、横浜市、新潟県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、川西市、たつの市、播磨町、鳥取県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)による指定難病の特定医療費支給認定について、難病法施行規則で定められている支給認定の有効期間を、現行の期間よりも長期間になるよう見直すこと。

具体的な支障事例

指定難病の特定医療費支給認定事務については、難病法により都道府県が行うこととされているが、令和6年3月末時点の当県の支給認定者数は13,900名であり、また、難病法施行規則により支給認定の有効期間が原則1年以内と短く、毎年、ほぼ全員が更新手続きの対象となり、業務量が膨大となっている。

一度支給認定された患者は、ほとんどの場合、支給認定から外れることはないと考えられるため、支給認定の有効期間を現行の1年より長くしても不都合はないものと考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民から「何故毎年更新申請をしなければならないのか。」「制度が複雑でわかりにくい」「難病で苦しんでいる中、年1回更新申請を行うのは大変な負担である」など患者等からの多くの苦情や要望が多数ある。申請者の多くは高齢者であり、申請手続きが複雑なため毎年の更新は大変な労力となっている。

当県では、患者団体であるNPO法人からも更新手続きの簡略化について知事あて要望されているほか、他県でも障害者連絡協議会等から更新の負担軽減等についての要望を受けている。

※更新申請における提出書類(必須)

- ①申請書
- ②臨床調査個人票(診断書)
- ③世帯全員の住民票
- ④市町村民税課税証明書(世帯がどの医療保険に加入しているかにより、提出する課税証明書は異なる)
- ⑤医療保険証の写し

該当者のみ必要な提出書類

- ⑥軽症高額特例の基準を満たす自己負担上限額管理票の写し
- ⑦高額かつ長期特例の基準を満たす自己負担上限額管理票の写し
- ⑧世帯内受給者の医療受給者証の写し

等

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

支給認定の有効期間が現行の期間よりも長期間になることで、毎年、更新申請を行う必要がなくなり、申請者の利便性が向上するとともに、これに伴う業務量の軽減が期待できる。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第31条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、群馬県、川崎市、相模原市、名古屋市、寝屋川市、熊本市、宮崎県

- 当市において令和7年3月末時点の支給認定者数は17,700名であり、また、難病法施行規則により支給認定の有効期間が原則1年以内と短く、毎年、ほぼ全員が更新手続きの対象となり、業務量が膨大となっている。
- 難病は治癒が極めて困難であり、病状が軽快する事例は少ないことが見込まれる中で、毎年更新が必要なことについては提案団体と同様に住民からの意見を受けている。また、申請手続きが煩雑であることや、更新にあたっては専用診断書の添付が必須となっており、毎年の診断書作成に必要な受診(検査)や費用が患者の大きな負担となっている。自治体側にとっても、受給者数が毎年度増えていく中で、通常の支給認定事務と並行して毎年度更新事務を行うことは、大変な負担となっている。
- 当県においても、受給者が年々増加しており、更新時の業務量が膨大である。申請者や患者団体から毎年の更新申請について経済的・身体的負担である旨の要望を受けている。
- 当市においても毎年の更新認定業務には多大な労力を要しているほか、毎年の更新申請における患者や医師の負担も大きい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	261	重点募集テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

一般相談支援事業の指定に係る事務権限の市町村への移譲

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)により都道府県が行うこととされている一般相談支援事業を行う者の指定を、市町村が行うこととすること。

具体的な支障事例

現在、障害者総合支援法において、一般相談支援事業を行う者(地域移行支援・地域定着支援)の指定は都道府県が、特定相談支援事業の指定については市町村が行うこととされている。
しかしながら、障害福祉サービスのうち相談支援事業については、市町村及び相談支援事業所が障害のある方や家族等への相談窓口として援助を行う主体であり、当該事業所の指定を含め市町村が責任を持って担うべき業務である。
また、本県においては、現在、指定一般相談支援事業所は約 60 事業所あり、そのほとんどが特定相談支援事業所としても指定を受けており、双方の役割を担っている事業所が多いが、事業者はそれぞれの指定を受ける際、県と市町村に分けて申請をしている。そのため、双方の指定を希望する事業者にとっては、指定の申請先が異なることにより、行政庁からの確認対応等も二重になることから、負担となっている。
なお、一般相談支援事業を行う者の指定について、政令市や中核市については都道府県から権限が委譲されていることも踏まえると、一般市や町村に指定の権限を委譲することについても、支障はないものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民に対する障害福祉の相談事業を担う地元市町村が一般相談支援事業の指定も行うことにより、指定された一般相談支援事業所を把握することができ、障害のある方等から相談を受けた際に、相談者の地域にある指定事業所にスムーズにつなぐことができるようになる。さらに、指導監査もできるようになることから、相談支援事業所の適切な運営、サービスの質の確保等、住民サービスの向上につなげることができる。また、一般相談支援事業所と特定相談支援事業所の指定のための申請書類について、指定権者が任意で求めている様式の整理・統合による簡素化、提出期限の統一等が図られ、事業者の事務負担軽減となる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 14 第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、埼玉県、南あわじ市、宮崎県、沖縄県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	262	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

食品衛生監視員による外部検証を可能とする規制緩和

提案団体

福島県、全国知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則に基づく外部検証を担う都道府県職員の資格要件として、「食品衛生監視員」を追加するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則に基づく外部検証において、事業者が定める衛生管理計画及び手順書、施設の衛生管理の実施状況等を確認する都道府県職員は、「獣医師」でなければならないと規定されている。

【支障事例】

「獣医師」でなければならないと規定されているが、全国的にも獣医師職員の確保が困難となっている状況に加え、当県は定年前の中途退職者や定年間近の獣医師職員が多く、また、職員採用試験の受験者数の低迷により必要な獣医職員数を確保できない状況が続いている。このままでは公衆衛生行政の遂行に間違なく支障が生じることとなる。

【制度改正の必要性】

獣医師確保が困難な状況が続いていることから、と畜検査や食鳥検査はもとより外部検証にまで必要数を満たす獣医師の配置ができず、その結果、衛生管理の実施状況の十分な確認ができないまま、衛生上の問題が発生する可能性がある。

【支障の解決策】

獣医師が確保できていない実態に即して、外部検証を担う都道府県職員の資格要件として、日頃から事業者に対する衛生管理の実施状況などを確認、指導している「食品衛生監視員」を追加するよう見直すことで支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

と畜検査及び食鳥検査のコア業務に、人数に限りのある獣医師職員を充てることにより、業務の持続性を担保することができる。

根拠法令等

と畜場法第 17 条及び第 17 条、と畜場法施行令第 10 条、と畜場法施行規則第3条第6項及び第7条第5項
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 38 条及び第 39 条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検
査に関する法律施行令第 25 条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第4条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鳥取県、特別区長会

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	267	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護事業所において介護保険サービスと組み合わせて提供することができるサービス内容の追加

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

中山間地域(へき地)において、通所介護サービス利用者が同サービス利用中に施設内で、通所介護の職員が立合い、見守り等を行った上で、オンライン診療を受診した場合、オンライン診療終了後の時間を介護報酬として算定できるものとすること。

現行制度における通所介護サービス中の「健康診断、予防接種若しくは採血」と同じ扱いとし、オンライン診療終了後の介護保険の適用を可能としたい。

具体的な支障事例

【現行制度について】

通所介護事業所内において利用者に対して提供されるサービスについては、通所介護としての内容と保険外サービスとしての内容を区分することが基本的には困難であることから、あくまで通所介護として実施し、必要に応じて実費等を追加徴収することが適当である。ただし、以下の①～④の保険外サービスについては、通所介護と明確に区分することが可能であり、通所介護を一旦中断したうえで保険外サービスを提供し、その後引き続いだ通所介護を提供することが可能である。

- ① 事業所内での理美容サービス又は健康診断、予防接種若しくは採血
- ② 通所介護事業所から外出する際の個別の同行支援
- ③ 物販・移動販売やレンタルサービス
- ④ 買い物等代行サービス

【支障事例】

中山間地域(へき地)において、少子高齢化や人口減少、その影響による交通機関の減により、医療機関を受診したくてもできない受診困難者への受診機会確保が課題となっている。

通所介護サービスの時間中の診療は、介護サービスとは明確に区分する必要があり、オンライン診療開始時点以降の時間分が介護報酬算定できない。

【制度改正の必要性】

当市では、中山間地域の受診困難者へのオンライン診療を医師会と協力して実施しており、各家庭に看護師が出向いて医療機関の医師と繋ぎ診療しているが、各家庭への訪問は時間がかかり対応可能数には限界がある。

医療にかかりたくてもかかれない方、受診する必要がある状態だが本人が面倒に感じていて受診に繋がっていない方などが、通所介護サービスの合間に受診ができることで、適切な医療を負担なく受けられることに繋がる。

【支障の解決策】

中山間地域(へき地)において、移動手段の問題で医療機関を受診したくてもできない、やむを得ない事情がある通所介護サービス利用者が、同サービス利用中に施設内で、通所介護の職員が立会い、見守り等を行った上

で、オンライン診療を受診した場合、オンライン診療終了後の時間を介護報酬として算定できるものとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

施設内でのオンライン診療を通所サービス利用者にも拡大してもらうように事業者と協議をしたが、収入減となることで事業採算性について懸念が示された。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当市では、中山間地域の受診困難者へのオンライン診療を医師会と協力して実施しており、各家庭に看護師が出向いて医療機関の医師と繋ぎ診療しているが、各家庭への訪問は時間がかかり対応可能数には限界がある。

医療機関を受診したくてもできない人、受診する必要がある状態だが本人が面倒に感じていて受診に繋がっていない人などが、介護サービスの合間に受診ができることで、受診機会をさらに拡大することができ、適切な医療を負担なく受けられることに繋がる。

根拠法令等

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて(平成 30 年9月 28 日)
(老推発 0928 第1号/老高発 0928 第1号/老振発 0928 第1号/老老発 0928 第1号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、津山市、熊本市

○全域が中山間地域等となっている当地域では今後医師の減少を予測したオンライン診療の推進が検討されている。公共交通など移動手段も少ない環境であり、通所サービスの合間に受診が可能となれば、高齢者が適切に受診できることとなる。今後のさらなる人材不足にも対応出来る手段の一つとなると考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	272	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

障害者支援施設における設備基準等の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、大崎上島町、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

特別養護老人ホームの施設・設備等を有効活用して、障害者支援施設を併設できるよう、厚生労働省令で規定する利用者1人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準の参酌基準化を求める。

具体的な支障事例

本県の中山間地域では、障害者支援施設が無い地域があるため、両親の高齢化等により家庭での支援が限界を迎えたことにより、障害者支援施設への入所を希望されたとしても、近くの施設に入所できないケースが生じている。

一方で、過疎化の進展により、将来的に地域の特別養護老人ホームに空床が増加する見込みであり、このスペースに障害者支援施設を併設することにより、地域の障害者支援施設への入所ニーズに対応することができ、行政サービスの維持・向上が図られると期待される。

しかしながら、省令により、障害者1人あたり 9.9 m²以上の床面積が必要ということや、サービス管理責任者のうち1人以上は常勤であること、入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設は10人以上の入所を要するといった基準が定められており、当該基準が障壁となって障害者支援施設の併設が進まず、中山間地域における既存施設の有効活用に課題が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和6年度の県島嶼会要望で施設の有効活用に関する要望があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

省令の基準を参酌基準化することにより、地域の実情に応じた行政サービスの維持・向上、既存施設の有効活用が期待される。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項、第84条第1項、第2項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項第1号、第2号、第4号、第9条第1項第1号、第10条第2項第2号ハ、第1条第1項第22号ホ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第1号、第2号、第4条第1項第1号ホ、第6条第2項第2号ハ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、兵庫県、沖縄県

○障害者支援施設(入所施設)の基準が緩和されることで、入所検討先としての選択肢が広がり、当該障がい者等に対するサービス向上につながると思われる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要があり、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によつて、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると考える。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師: 試験申込件数-370件/年、新規申請件数-438件/年、年間作業時間-約350時間
- ・製菓衛生師: 試験申込件数-185件/年、新規申請件数-118件/年、年間作業時間-約370時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。

あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

・調理師：試験申込件数-218 件/年、新規・書換え・再交付件数-492 件/年、年間作業時間-約 295 時間

・製菓衛生師：試験申込件数-89 件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61 件/年、年間作業時間-約 62 時間
また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続に時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続にはすぐに対応できない。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	285	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

医業未収金対策に係る診療の求めに応じなくても良い場合の具体化・明確化

提案団体

厚岸町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

医師法第19条第1項の規定による応召義務に関して、診療の求めに応じないことが正当化される場合の具体化・明確化を求める。

具体的な支障事例

医師法第19条第1項において、「診療に従事する医師は、診療治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」とある。

この「正当な事由」に該当するか否かの判断基準が曖昧であり、医業未収金の徴収対策に支障を来している。正当な事由の考え方として、「応召義務をはじめとした診療治療の求めに対する適切な在り方等について(令和元年12月25日付け厚生労働省医政局長通知)」2(2)②において、「特段の理由無く保険診療において自己負担分の未払いが重なっている場合には、悪意のある未払いであることが推定される場合もある」と示されているが、このような曖昧な基準では、診療を拒否するための十分な根拠としては乏しく、実行性ある徴収対策がとれず苦慮している。

例えば同じ地方公営企業の水道事業であれば、給水停止といった実行性ある手段をとることができるが、病院事業では、上記の理由から実行性ある手段が取れずにいる。

「緊急対応が不要な場合で、以前に医療費の未払いがあり、文書催告や電話連絡、訪問により支払いの要請をしているにもかかわらず、支払いがなかったり、分納の約束を反故にする場合には、悪意のある未払いに該当するため、診療を拒否出来るための正当な事由に該当する」などの明確な基準があれば、実効性ある徴収対策がとれる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

医業未収金に係る不納欠損処分の未然防止に資する。
医業未収金の徴収対策の効率化に資する。

根拠法令等

医師法第19条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高松市、熊本市

○当院においても、提案にあるような「以前に医療費の未払いがあり、文書催告や電話連絡、訪問により支払いの要請をしているにもかかわらず、支払いがなかつたり、分納の約束を反故にする」ケースは見受けられる。

○当院も未収金が長期にわたり未払いであるにも関わらず、主に救外などで急遽受診し、応召義務を理由に診療を行わざるを得ないケースは年に数件発生する。その場合、当日受診分のみ支払うケースもあるが、一方で未収金がさらに増加するケースもある。悪意のある未払い者として診療拒否が可能であるならば未収増加防止に繋がる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	288	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険分野に係る「通知」及び「事務連絡」の整理並びにデータベースへの掲載等による情報公開手法の改善

提案団体

長岡京市、神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

厚生労働省が国民健康保険分野に関して発出する「通知」及び「事務連絡」について、以下2点を求める。

- 1(今後発出する通知及び事務連絡について)「技術的助言」の場合、「技術的助言」と表記することの徹底、及び通知の種別、決裁番号の記載の徹底
- 2(発出済みの通知及び事務連絡も含めて)自治体職員が容易に検索することができるよう明確な分類に基づくデータベースへの掲載等情報公開方法の改善
 - ・厚生労働省が「事務連絡」又は「通知」として発出している文書には、当該通知にしか記載されていないような法令解釈等が多くあり、取り扱いに混乱が生じている。当該文書が技術的助言である場合は、明確にその旨を記載することなどっていると認識。よって、今後発出する文書については、しっかりと明記頂きたい。また、自治体が検索する際にすぐに発見でき、紛れることのないよう、通知の種別や決裁番号についても記載されたい。
 - ・過去に発出された通知が必ずしも「法令等データベースサービス」に掲載されていないことが見受けられる。自治体職員が検索する際にネット上での発見が難しい場合が多々あるところ。通知および事務連絡についても検索できるようデータベースに掲載する等、検索が容易にできるよう整備されたい。
 - ・これらの実現は、「事務連絡」及び「通知」が整理されることで情報の検索性が向上し、事務処理の誤り、漏れの防止及び情報検索に要する時間を削減し、行政の効率化のみならず国民へのサービス向上にも資するものである。

具体的な支障事例

厚生労働省が事務連絡として発出している通知であっても、法令解釈等で当該事務連絡にしか記載されていないような内容が多くある。その記載内容を明かしてよいかどうかすら判断がつかない状況である。同時に、「事務連絡」としての低い重要性で管理され、全ての通知及び事務連絡が、必ずしも「法令等データベースサービス」にも掲載されていないことから、自治体職員がネットで検索することが困難な事態も生じており、行政の効率性を著しく阻害している現状にある。

※一例として、被保険者証新規発行停止について、令和5年12月22日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長事務連絡「資格確認書の様式等について」という文書が参照されている。法令施行前に発出された法改正概要が示されている「事務連絡」であるにも関わらず、「当面の間における資格確認書の職権交付」、「任意記載事項の具体的な内容」、「要配慮者の例示」など、当該文書においてのみ記載されている重要な内容が示されているところ。当該通知については、施行後に施行通知という形式で、正式に決裁番号を取得した上で自治体に通知するような性質の内容であり、またデータベースに掲載した上で、全団体が電子データとして容易に見つけることができるよう運用されるべきものである。

※なお、「調査・照会業務システム」においても、発出通知を確認することができるが、登載された内容は一定期間で削除されてしまうものであり、データベースとしての機能はないため、代替とはならない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

適正な事業の執行及び文書検索時間の削減等行政の効率化。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、北上市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、伊勢崎市、千葉県、佐倉市、川崎市、大阪市、茨木市、兵庫県、安来市、山口県、香川県、東温市、大野城市、大村市、熊本市、鹿児島市

- 当市でも同様の支障事例が生じており、文書検索時間の削減等により行政の効率化につながることから、改善してほしい。
- 過去の厚生労働省の事務連絡等について、容易に検索することができないため、事務の遂行上支障がある。
- 過去に発出された通知が厚生労働省のHP等で見つからず、他自治体のHPに掲載されていることがあるが、これを事務の根拠としてよいものか、判断が困難な場合がある。
- 国民健康保険は制度も大きく変わってきており、過去の通知などを検索する際に、検索してもなかなか探し出せずに困った経験があるため、自治体職員が検索しやすい公開方法を検討していただきたい。
- 本件については、国民健康保険分野に限ったことではないが、国及び県からは大量の通知が発出されており、その中には職員が事務を行う上で重要な根拠となる内容の通知も多いことから、必要な時に検索ができる体制の整備は非常に重要であると考える。本提案は、事務処理誤りの防止や業務効率化に寄与するため。
- 国民健康保険分野に限らず、他の業務においても同様。一例として、令和6年12月2日付事務連絡「高齢者虐待の防止(中略)面会制限に係る通知への教示文の記載について」は、高齢者福祉分野及び障害福祉分野における自治体の法執行に大きな影響を与える内容であったが、その後の関連する内容も含め事務連絡として扱われている。今後の資料としての検索性に著しく欠く。
- 国民健康保険制度は、制度創設時から被保険者の構成や年齢階層が大きく様変わりしているが、長い歴史の中で、制度そのものの土台に様々な仕組を上乗せし、原則に対する例外が無数に生じている、いわば逆三角形のような制度構成となってしまっている。それらの例外を網羅して間違いない事務を遂行するためには、無数の通知等を参照しなければならないが、何年も前の通知等は保管していないことも多くある。当市においては、懸案事項について文献やインターネット等を駆使して調査をした上で判断しているが、調査に多大な時間を要している。また、解釈の誤認や古い通知の確認漏れなどにより、事務処理のミスが発生てしまっている。検索性の高いデータベースの構築により、事務の効率化、ミスの回避に大きな効果があると考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	291	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金支払事務の私人委託を可能とする見直し

提案団体

秋田県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、三重県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付されるものの支払い事務について、都道府県国民健康保険団体連合会に委託が可能となるよう法令に定める等見直ししていただきたい。

具体的な支障事例

地方自治法第243条の規定により、地方自治体は、法律又は政令に定めがある場合を除いて、公金の支出の権限を私人に委託することができないことになっている。

近年、介護保険事業所や障害福祉サービス等事業所の大半が支給対象となる補助金(介護職員処遇改善支援補助金、介護人材確保・職場環境改善等補助金など)が創設されているが、都道府県が直接支払う必要があるため、事務手続きに多大な労力を要している。

これらの補助金は、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬(以下「介護報酬等」という。)に交付率を乗じて算定した額を支給することとされており、交付額の算出及び通知は、介護報酬等の支払い事務を行っている都道府県国民健康保険団体連合会が行っているにもかかわらず、支払い事務のみ都道府県が実施しなければならない。

都道府県国民健康保険団体連合会に補助金の支払い事務を委託することができれば、事務が大幅に効率化し、速やかな補助金の支給が可能となる。

【令和6年提案を踏まえた当県見解】

令和6年提案「給付金等支出事務の私人委託を可能とする見直し」では、全ての補助金、負担金及び交付金の支払を私人委託することが想定され、また委託先についても限定していなかったが、本提案については、対象を介護報酬等に紐付けて交付される補助金に限定し、また委託先についても、法令の規定により介護報酬等の支払いの委託を受けることとされている国民健康保険団体連合会に限定することを想定しているため、責任の所在が明確であり、受託者の恣意的な支出により地方公共団体が損害を被ることはなく、また公平性や経済性の確保に支障は生じないと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県国民健康保険団体連合会は、毎月、事業所に対して介護報酬等を支払っているため、介護報酬等の支払いとセットで補助金を支払ってもらうようにできれば、都道府県が直接支払いを行うよりも、1か月程度早く

補助金を事業所に交付できるようになるものと考えられる。
また、支払い事務に関わる都道府県の職員の労力も大幅に軽減される。

根拠法令等

地方自治法第 243 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高知県、沖縄県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	292	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

デジタル資格者証を活用した管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等の交付事務のオンライン化

提案団体

秋田県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等の交付事務について、都道府県事務の負担軽減と申請者の不利益回避のため、国家資格等情報連携・活用システムにおいて発行が可能となる「デジタル資格者証」を免許証等の原本とし、デジタル化を推進すること。

具体的な支障事例

現在、管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等については、書面による申請時には都道府県を経由して厚生労働省に到達し、厚生労働省において名簿等への登録が行われた後、都道府県を経由して申請者への交付が行われており、事務作業に大きな労力を費やしている。当県では、上記の3資格において年間約170件の交付事務を行っており、約85時間を費やしている。

また、厚生労働省が申請書類を受理した日をもって名簿等への登録となるため、大量の申請書類が集中する時期には、免許証等の発行が遅れ、ひいては都道府県への免許証等の到達も遅れることから、申請者にも不利益を与えることがある。

過去の地方分権改革に関する提案募集において、上記の資格については国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる免許申請手続があった場合の都道府県経由事務の廃止が示されているが、免許等の交付については、書面での免許申請手続の場合を含め、引き続き都道府県を経由する可能性が示されている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国家資格等情報連携・活用システムにより発行が可能となる「デジタル資格者証」が免許証等の原本とされることにより、免許証の交付に関する事務そのものがなくなることで、国や都道府県の事務負担が軽減される。また、申請者にとっても郵送や窓口での受け取りに係る負担が軽減されるほか、申請日と登録日のタイムラグがなくなるとともに免許証等の到達が大幅に早まるメリットが見込まれる。

根拠法令等

栄養士法施行令第1条第3項、薬剤師法施行令第3条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条の2の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、茨城県、埼玉県、越谷市、川崎市、長野県、静岡県、浜松市、滋賀県、寝屋川市、奈良県、久留米市

○当県においても、薬剤師の免許証について年間約 80 件の交付事務を行っており、事務作業に大きな労力を費やしている。

○当県においても新規、書換え交付等の申請数(年 450～500 件程度)が多く、「デジタル資格者証」になることにより、事務の大幅な軽減が望める。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	299	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

福祉行政報告例の「民生委員(児童委員)の活動状況」における報告区分の簡略化

提案団体

兵庫県、三重県、尼崎市、明石市、加古川市、川西市、三田市、養父市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、たつの市、播磨町、市川町、上郡町、佐用町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

福祉行政報告例における民生委員・児童委員、主任児童委員の活動状況の報告区分が細分化されすぎているため、区分の統合や廃止によって項目数を削減し、報告の負担軽減を図ること。

【具体案】

- ①「内容別相談・支援件数」を廃止し、「分野別相談・支援件数」のみとする。
または、「内容別相談・支援件数」のうち、関連する項目(福祉、児童、生活など)を統合し、項目数を削減する。
- ②「その他の活動件数」のうち、「行事・事業・会議への参加協力」、「民児協運営・研修」、「証明(調査・確認等)事務」の項目を廃止する。
- ③「訪問回数」のうち、「訪問・連絡活動」と「その他」の項目を統合する。
- ④「連絡調整回数」の項目を廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

民生委員・児童委員、主任児童委員(以下「民生委員等」)においては、福祉行政報告例における件数の区分に基づき、全国民生委員児童委員連合会(全民児連)より配布される活動記録に毎月記録し、市、県を通じて最終的に国に報告することとなっている。

なお、活動報告の様式について、エクセルシートの活用などが全民児連より提案されているが、エクセルを使用できる委員が少ないことやICTの利用環境を整えることが難しく、根本的な解決には至っていない。

【具体的な支障事例】

当該活動記録の記入、集計、報告が民生委員等、市町ともに大きな負担となっている。特に民生委員等にとっては、区分が細分化されていることにより活動をする度にどの項目に計上すれば良いかが分かりづらいため、結果として自発的な活動意欲の妨げともなっている。また、市町の民児協事務局に民生委員等から複数の質問が届くほか、民生委員等に分かりやすく説明するため、独自に活動記録の説明資料を作成・配布せざるを得ない市町もある等、事務負担の増大にもつながっている。

加えて、細分化されている項目の活用状況や、その数値に基づき、どのような課題が見え、その結果を元に施策の改善などにどのように結び付けられているかについて確認できない等、報告の必要性に対する意見を民生委員等からも頂いている。

そのため、特に活用が明確にされていない数値であるならば、民生委員等の負担軽減の観点から、区分を統合するなど全体的な改善が必要であるとともに、民生委員等に毎月の活動報告を依頼するためにも、報告数値の必要性や活用状況について明確に示す必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県内市町において、現役の民生委員等から「報告を元にした改善事例などが見えず、当該報告がPDCAにつながっていないため、何のために報告するのかわからない」との意見書をいただいている。
また、新任の民生委員等に対する当該活動記録についての説明において、内容が煩雑であるため、説明にかなりの時間を要している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当該活動記録の記入の負担軽減により、民生委員等の活動の妨げとなる要因を除くことができる。
また、自治体職員の集計作業、説明負担、報告の負担軽減にもつながるとともに、直感的に記録できる区分になれば、説明資料の作成が不要となりコスト削減にもつながる。

根拠法令等

統計法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、福島市、日立市、小牧市、堺市、芦屋市、岡山県、山口県、長崎市、八代市、特別区長会

○当市においても、民生委員等の活動記録の記入が負担になっている。記入方法について研修などで説明を行ってはいるが、記入する区分の誤りも多く、集計する単位民児協の長や市民児協事務局にも負担がかかっている。民生委員等の活動の負担軽減にも提案市と同様に報告書の簡素化を求める。

○民生委員等の活動記録の項目が簡素化されることで、必要な支援活動に時間を見て共に、負担感の軽減による人材確保にもつながる。

○令和7年度からLOGO フォームを活用した活動状況の報告を取り入れているが、報告項目が多すぎるため、回答の画面が分かりづらく使いにくいとの意見が多数あった。報告項目自体が多すぎ、操作を煩雑にしていることでICT化の妨げにもなっている。

○当県においても、県民児協事務局や市町村において、単位民児協の要望を受けて活動記録の書き方に関する個別研修を実施している。活動記録の項目が分かりづらいことによる、民生委員や事務局及び市町村の負担は大きいものと思われる。

○当市においても、委員から福祉行政報告例の分類に関する質問が多数寄せられているほか、新任委員に対し、研修内で計上方法について丁寧に説明する必要が生じている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	306	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

地域医療介護総合確保基金(医療介護提供体制改革推進交付金(介護事業分))の内示時期の早期化

提案団体

島根県、福島県、神奈川県、愛知県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

地域医療介護総合確保基金(介護分)(医療介護提供体制改革推進交付金)について、交付要綱を前年度中に確定し、7月末までに交付決定または内示を行うよう求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

地域医療介護総合確保基金(介護分)(医療介護提供体制改革推進交付金)について、内示時期が年々遅くなっている。

また、令和6年度においては前年度まで認められていた事業が国基金予算の減額に伴い、令和6年9月になって取扱いが変更され、認められなくなり事業実施に大きな支障をきたしている。

具体的には、多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業の実施に当たり、これまででは従前の事業内容で事業実施が認められていたため、内示が遅い場合でも対応可能であったが、内示が遅いまま、事業内容の変更をしなければならなくなると、地方自治体及び介護事業所の対応は困難となる。

内示が遅く、さらに従前の事業実施が認められない場合、地方自治体及び介護事業所の混乱につながり、本来の事業実施の目的が達成できなくなるので、できる限り内示を早めていただきたい。

(内示時期 介護事業者確保事業)

令和4年度 令和4年10月11日

令和5年度 令和6年1月15日

令和6年度 令和7年2月5日

【支障の解決策】

交付要綱を前年度中に確定するとともに、都道府県から事業計画を受領した際、7月末までに交付決定または交付内示を行っていただきたい。

また、地域医療介護総合確保基金(医療分)については、令和5年提案募集「地域医療介護総合確保基金(医療介護提供体制改革推進交付金(医療事業分))の内示時期の早期化」(管理番号172)において、毎年度可能な限り早期に内示を行う旨の対応方針が示され、令和6年度の内示においては、一部事業について、令和6年4月3日に内示されている。

地域医療介護総合確保基金(介護分)についても、同様に内示の早期化を図られたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年度当初に交付決定等が行われることにより、補助事業を行う法人等に対し、円滑なスケジュールで交付申請等の手続きを求める事ができ、事業実施後の補助金支払いも速やかにできる。
また、仮に事業が認められないとあっても、年度当初であれば別の対応策の検討をすることができる。

根拠法令等

医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、ひたちなか市、川崎市、岐阜県、西尾市、津市、兵庫県、高知県、福岡県、佐賀県、宮崎県

○【支障事例】

令和6年度は、地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金）の内示が遅く、かつ、事業所の開設希望時期に合わせて市の要綱制定・補助金の支給を行う必要があった為、事務が煩雑となった。

<スケジュール>

- ・7月中旬 県の要綱制定／市の要綱制定
- ・7月下旬 市の補助金決定
- ・9月下旬 市の要綱改正／9月補正、補助金の金額変更
- ・10月1日 特養開設

【解決策】

年間のスケジュールを予算作成時期（前年度10月頃まで）に提示して頂ければ、基金を活用したい事業所に説明し、開設時期の調整が可能となる。行政間で連携を図り、内示の時期を検討し、事業所運営の補助に努めたい。

○当県では年々基金残高が減少し、基金の令和6年度末残高が令和7年度取崩予定額を下回っている中で、毎年度国から交付される財源の内示時期が遅いため、内示割れの可能性を考慮すると、事業執行の一部保留について検討せざるを得ない状況であり、円滑な事業の運営を図るうえで大きな障害になっている。あらかじめ事業実施に必要な基礎額を定めるとともに内示時期を前年度中もしくは年度当初に早めるなどスキームの見直しについて検討が必要である。

○当県においても、内示及び交付決定時期が遅くなつたことから、補助金交付事務に支障が生じた。

○地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内示が遅れることで、県から事業者への内示を行う際に財政当局の理解を得ることが難しい。国から県への内示を早期に行っていただくことで、スムーズに県から事業者への内示を行うことができ、事業者も安心して事業を実施することができる。

○残高活用が求められている中で、年度当初に十分な残高を有していない場合に、当該年度の内示が無いと事業を進められないケースが発生する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	307	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	04_雇用・労働

提案事項(事項名)

委託訓練の契約方法について単価契約ではなく総価契約による契約を可能とすること

提案団体

島根県、秋田県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

委託訓練の契約方式について、単価契約方式を改め、総価契約により契約できるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

離職者等が安心して再就職ができるよう、委託訓練実施要領に基づき、就職に必要なスキルや資格など習得するため委託方式の訓練を実施している。

しかし、要領で規定されている委託方法は、実施人数及び受講期間により委託料が変動する単価契約のため、受講者の人数によっては委託先事業者の採算が取れず、赤字が見込まれる訓練コースが増加しており、委託先の撤退及び事業継続が危ぶまれる状況となっている。

また、現在の委託費単価についても、近年の物価高騰・人件費上昇を十分に反映できていない。

【支障の解決策】

委託先との契約において、現行の単価契約方式を改め、総価契約により契約締結できるよう制度の見直しを実施していただきたい。

最低でも固定費(入校者数に影響されない会場使用料、光熱費、講師謝金等)については最低限担保できるよう、定額の要素を含めた委託契約となるように制度改正を行っていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一定の採算が見込まれる契約方式とすることにより、委託先事業者において訓練を実施する際の経費的なりスクが軽減されるため、参入障壁が低くなることに加え、開講可能な訓練コースが従来より増加するものと考えられる。

特に、委託先の候補となる事業者が限られている地域にとっては、訓練の存続自体が喫緊の課題となっているため、必要不可欠な措置である。

根拠法令等

総合雇用対策等に基づくあらゆる教育訓練資源を活用した委託訓練の推進について(平成13年12月3日付け能発第519号)別添「委託訓練実施要領」
第1章第11(2)、(4)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、茨城県、川崎市、愛知県、佐賀県、宮崎県

○当県においても左記支障事例と同様の要望を事業者から受けている。加えて具体的に、委託金額の最低保証、委託費単価の増額等についての意見も挙がっている。

○当県においても委託先事業者が減少傾向にある。求人・求職者のニーズにあわせた多様な訓練を実施するためには、委託事業者の参入障壁を低くするための工夫が必要である。

○<令和6年度委託訓練>全 61 コース中3コース中止

<令和5年度委託訓練>全 64 コース中3コース中止

中止理由は全て応募者が少なかったことによるものであった。地域によっては、中止となったコースの応募者に他の訓練を紹介することが難しい場合もあり、就労意欲のある人の受講機会を確保するためにも、固定費の保証等を含めた制度の見直しが必要である。

○当県においても、委託訓練においては、人件費等の増加により、民間訓練機関が訓練受託によって収益をあげることが困難となり、予定していた訓練コースを中止せざるを得ない状況が発生している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	320	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

生活困窮者自立支援統計システムの機能改善

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

アセスメントに必要な項目のみを表示させる機能や、地域で行われているアセスメントのプロセスに沿った順番で項目を表示させる機能、組織でのアセスメントにも対応可能とする情報集約機能を追加するなど、地域の実情に応じた運用となるようシステム改修をしていただきたい。

また、支援プラン作成には至らないが、つなぐところもなく継続して相談対応を行っている事例があるが、このような「制度の狭間」の相談者に関する情報も、地域の課題の一つとして統計項目に含めるようシステム改修をしていただきたい。

具体的な支障事例

【データ入力方法について】

現在の様式では、入力すべき情報の多くが、多数の選択肢からチェックボックスで情報を選択して入力するようになっており、入力作業が煩雑である。

【アセスメントについて】

現在の様式では、実務上のアセスメントのプロセスに沿った入力項目や順番にすることができないため使用しない。

入力項目が多岐にわたるため、特に新任相談員においては、本来行うべきアセスメントのプロセスではなく、システムの入力項目に沿った順番でアセスメントを行うため、情報収集を優先する面接に偏る傾向がある。

【情報の集約について】

入力様式は10ページにも上るが、情報を集約して表示する機能がない。

情報を集約して表示できないため、相談者への今後の対応方針の検討等、組織で複数の立場から多角的にアセスメントを実施するような場合、情報を集約した様式をエクセル等で別途作成する必要がある。

【相談員の人材育成について】

相談員のアセスメント能力向上のための研修を行っているが、新任相談員はアセスメントの様式に影響を受けやすく、アセスメント技術の向上に支障が出ている。

【制度の狭間にいる相談者の捕捉について】

支援プラン作成には至らないが、つなぐ窓口や制度もなく継続して相談対応を行っている事例について、システムで扱えず、別の様式を作成して対応している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

新任相談支援員は、様式の影響を受けやすく、尋問のような面談となり、相談者に不安や不信感を感じてしまい、時にはトラブルに発展することもある。

項目が多岐にわたるため、不要な情報の収集に時間を要し、面談に時間がかかり、相談者が疲労する。

なお、総務省行政評価局においても令和4年4月に当該システムの利活用に関し、支障事例の把握やシステム改修及び運用見直しの必要性を指摘している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【業務効率化】

入力がスピードアップし、別様式との併用が解消され事務効率化につながる。

効率的に面談が実施できるため、面接時間の短縮が図られる。

【課題の把握・適切な支援計画の作成】

情報集約により、情報共有や組織的なアセスメントが効果的に実施され、課題の把握が容易になり適切な支援計画の作成につながる。

【相談支援員のスキルアップ】

経験の浅い相談支援員もシステムを使用することで、自然にアセスメントの思考プロセスが身に付き、相談支援スキルの向上が見込める。

【市民満足度の向上】

効率的・効果的に面談が実施できるため、面接時間の短縮、相談者の負担の軽減、不安の解消が期待できる。

根拠法令等

生活困窮者自立支援法第3条第1項、第2項

「生活困窮者自立支援統計システムの本格運用にあたって」(平成29年3月30日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、浜松市、小牧市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、尼崎市、香川県、長崎市、鹿児島市

○支援プラン策定には至らないまま、継続的に支援している事例が一定数あることから、生活困窮者自立支援統計システムにおいて、モニタリング等の支援の進捗確認ができる機能を付加してもらいたい。また、既存のシステムでは補足できていない課題を抱える相談者について、課題や状態を抽出し分析できる機能を付加してもらいたい。

○新任相談支援員は、様式の影響を受けやすく、尋問のような面談となり、相談者に不安や不信感を生じさせてしまい、時にはトラブルに発展することもある。項目が多岐にわたるため、不要な情報の収集に時間を要し、面談に時間がかかり、相談者が疲労する。

○データの入力方法について、チェックボックス式で支援内容や相談者の属性、主訴(課題)を選択することから、判断に迷う内容が多い時に時間を要する。情報の集約についても、集約機能がないためにエクセルを使用して別途集計を行うことになるため時間がかかっている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	323	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療制度等における受給者証への加入医療保険情報の印字の省略

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

令和6年地方分権改革に関する提案を受け、情報提供ネットワークシステムの改善や、医療機関が利用するオンライン資格確認システムを自治体でも利用可能とすることについて、すでに検討が始まっているが、新たな対応として、自立支援医療制度をはじめとする公費負担医療において、各自治体の状況に応じて、受給者証への「加入医療保険の記号・番号」の記入を省略可能とする。

具体的な支障事例

情報提供ネットワークシステムから得られる健康保険の記号・番号・枝番を取得した場合、申請者から提示を受けるマイナ保険証と異なる仕様で表示されることから、窓口での確認に多大な時間を要するだけでなく、マイナ保険証の仕様に合わせて受給者証に印字する場合、職員が手作業で記号・番号・枝番を正確に分けた上で本市システムに入力する必要がある。

転職等で保険情報に変更が生じた際、受給者証記載の保険情報と実際の保険情報に齟齬が生じることがあり、医療機関等での混乱につながる。

国が定めた仕様に基づく標準準拠システム稼働後においても、自立支援医療受給者証への「加入医療保険の記号・番号」の印字が必要な帳票レイアウトが示されていることから、課題は解消されず、業務の効率化が著しく妨げられている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

情報提供ネットワークシステムから取得した健康保険の記号・番号をそのまま管理することが可能となるとともに、マイナ保険証と同じ仕様で受給者証に印字するための職員による作業の軽減が見込まれることから、自立支援医療制度だけでなく、同様の課題が生じている他の公費負担医療においても、業務の効率化につながる。受給者証に加入医療保険情報を記入した場合、転職等で保険情報に変更が生じた際、受給者証記載の保険情報と実際の保険情報に齟齬が生じることがあり、医療機関等での混乱につながるおそれがあるが、省略可能とした場合はその懸念がなくなる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条～58条、障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律施行規則第41条、平成18年3月3日付障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「自立支援医療費の支給認定について」(令和6年11月25日付け障発1125 第5号及びこ支障第240号で一部改正)別添様式3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮古市、流山市、燕市、浜松市、高槻市、寝屋川市、南あわじ市、長崎市、鹿児島市

- 受給者の疾患状況により、短期間で加入医療保険の変更を繰り返す方もおり、その都度受給者証の記載事項や所得区分変更のための申請手続が必要である。また、受給者証の交付まで3~4か月の時間を要しているため、受給者が適切に医療費助成を受けるのに支障をきたしている。さらには医療機関側もレセプト請求の保留や精算手続の事務負担が生じている。現在マイナンバー（及びマイナ保険証等）による資格確認が可能であるため、受給者証への医療保険資格情報の印字を廃止し、都道府県等自治体が受給者の申請によらず、隨時加入医療保険の資格確認及び所得確認を行うことにより、受給者証の交付やPMHの資格情報の反映が適切にできれば、受給者及び医療機関、自治体において、負担が軽減され、利便性の向上が期待される。
- 現行情報提供ネットワークシステムから取得した健康保険の記号・番号は区切りがなく、数字の羅列である。適切な分け方も示されていないことから、受給者証への記載に苦慮している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	329	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく情報提供の範囲の明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

市区町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に基づく必要な措置等を円滑に行えるよう、空家法第10条第3項に基づく他の地方公共団体に対する介護保険等の情報提供の求めに対する回答については、地方公務員法の守秘義務に抵触しない旨を明確化することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

空家等の所有者等を確知するための調査を空家法第10条に基づき実施する際、介護保険等の手続を行う代理人や施設入所などの情報を把握することによって、適切な措置を実施できる場合がある。市内に住民票の登録がある方の場合、令和4年の地方分権改革に関する提案募集の結果、空家法第10条第1項に基づく福祉部局所管の介護保険等の情報の内部利用は可能であることが明確化されたため、円滑な運用が可能となっている。しかし、空家等所有者が他の地方公共団体に在住している場合は空家法第10条第3項に基づき、空家等所有者等の把握に関し必要な情報の提供を他自治体に対して求めることになるが、その際の運用について明確化されている部分とそうでない部分があり、調査する側と回答する側のそれぞれが個別に判断せざるを得ない状況となっている。

【支障事例】

当市において他の地方公共団体へ介護保険等の情報提供を求めた際、情報提供を受けることが出来たことであれば、地方公務員法第34条に抵触すること等を理由に空家等所有者等に関する情報提供を受けられないこともあり、危険な空家について空家法に基づき当該所有者等に必要な措置を行うに当たっての支障となっている。

【制度改正の必要性】

昨今の単身高齢世帯の増加から、福祉に係る情報を把握することでしか所有者の連絡先が把握できないケースが増えることが想定される。また、空き家の所在地と居住地が同一市町村とは限らないので、空家法第10条第3項に基づき、他の地方公共団体へ情報提供を求める事案も増加することが想定される。

【支障の解決策】

空家法第10条第3項に基づく他の地方公共団体への福祉情報の提供について、内部利用と同様に認められるとの運用をして差し支えないことを国において明確化すること

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村の空家対策担当部局が他の地方公共団体から空家等所有者等に関する情報を確実に取得できるようになり、住民票の住所が実態を反映していない場合や住民票が職権削除されている場合であっても、当該情報を利用して空家等所有者を特定し、空家法に基づく措置を講じることができるようになることで、危険な空家等の迅速な解消、ひいては住民の安全安心の確保に繋がる。内部利用と同様に情報提供可能な旨が明確化されれば、情報提供の依頼を受ける側も回答の可否について判断が容易となり、検討に係る事務負荷が低減される。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条、第12条、第13条
地方公務員法第34条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、ひたちなか市、越谷市、八千代市、飯田市、浜松市、豊橋市、稲沢市、特別区長会

○当市において、他市町村へ介護保険等の情報提供の依頼をした事例はないが、福祉に係る情報は空き家所有者等を調査する上では貴重な情報である。福祉情報の提供について、提案のとおり国において明確化することを求める。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	332	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

遺留財産の管理など身寄りのない遺体に係る事務マニュアルの作成

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

遺留財産の管理等について国による統一的なマニュアルの作成又は「身寄りがない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の充実を求める。

具体的な支障事例

【現状】

高齢化の進展等に伴い、引き取り手のない遺体として通報される件数及び市による葬儀執行件数が年々増加傾向している。

(参考:当市における墓地、埋葬等に関する法律に基づく葬儀執行件数)

平成27年度:84件 令和5年度:306件

【支障】

案件の増加とともに、案件の複雑性も増しており、例えば、居住していた賃貸物件の鍵や保有していた車両など、複雑な権利関係や財産価値があるものについて、個別の案件ごとに各自治体での判断を求められている状況にあるため、対応に時間を要している。

【求める措置】

遺留財産の管理について、マニュアルや手引等で統一的な見解を示していただくことで自治体の事務負担軽減につながると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

取り扱いが明確になることで、自治体ごとの差異が生じることを防ぎ、財産管理の基準に基づく事務処理が行われるようになる。これにより、自治体の事務処理の効率化と、権利者との折衝の基準が明確になり、処理が迅速化される。

根拠法令等

行旅病人及行旅死亡人取扱法

墓地、埋葬等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、浜松市、名古屋市、堺市、寝屋川市、兵庫県、安来市、香川県、高知県

○当区においても、遺留物の中に住宅の鍵や不動産、車両が含まれる場合があり、それらの財産管理や処分について、管理会社、管理組合及び近隣住民等から対応を求められることが多々あるが、その都度自治体での判断を迫られるため対応に苦慮している。こうした場合の対応も含め、国からの統一的なマニュアルは必要と考える。

○市町村から、死亡人名義の口座から預金を引き出す事務について、金融機関の協力が得られなかつたり、事務が繁雑である旨の相談を受けるケースが増加傾向にある。

○財産を処分したくても、法的根拠がなく、通知等も存在しないことから、車両の鍵の引き渡しを行ってもよいか判断に苦慮した。

○当市においても、身寄りのない方の火葬件数や問合せが増加しているため、国によるガイドラインの整備、マニュアルの充実及び事務手続きの簡素化が必要。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	335	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

生活衛生関係営業施設に係る開設届等のオンライン化

【提案と類似の支障を有する制度等】

病院・診療所・助産所の開設、認定こども園の認定申請等(名古屋市／こども家庭庁、厚生労働省)

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

生活衛生関係営業施設に係る開設届等の手続きについて、免許証の紛失時には財団法人理容師美容師試験研修センターへ書面による照会確認をすることとなっているが、これを廃止し、オンラインで確認できる仕組みを構築するとともに、添付書類については、自治体の判断により写し(電磁媒体含む。)の添付が可能であることを通知等により明確にすることを求める。

具体的な支障事例

例えば、美容師法に係る届出について、美容師法施行規則第19条第2項に、美容所の開設の届出書には、「美容師につき、(中略)医師の診断書を添付しなければならない。」とある。また、平成11年9月28日付厚生省生活衛生局長通知「美容所等における無免許者の業務に関する指導の徹底について」の第1項に「美容師である従業者については免許証による資格の確認を徹底すること。」とあり、行政手続きのオンライン化を進めることにあたり、紙媒体の原本の添付や、原本確認が支障となっている。また、同通知に「紛失等により免許証の確認が困難な者については(中略)財団法人理容師美容師試験研修センターに対して、(中略)文書をもって照会確認を行わせたいこと。」とあり、この手続きがオンラインにより実施できれば業務の効率化につながる。国家資格等・情報連携システムの運用が開始したことに伴い、マイナポータルによる申請が行えるようになったことも踏まえ、生活衛生関係営業施設に関わらず、開設届等の手続きの際に資格を証明する免許証の提示を求める手続きについて同様に見直しをしていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

――

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

オンライン化により、申請・届出者が紙媒体の添付書類を別途提出せず電子上で完結するため、負担が軽減され、利便性が向上する。電子媒体と紙媒体の異なる媒体による届出文書の事務処理が、電子に統一されることによって事務処理の効率化が図られる。

根拠法令等

美容師法第11条、第12条、美容師法施行規則第19条、第20条、美容所等における無免許者の業務に関する指導の徹底について(平成11年9月28日付厚生省生活衛生局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、浜松市、名古屋市、豊橋市、大阪府、豊中市、寝屋川市、高松市、鹿児島市

○諸手続きの添付書類について、自治体の判断により写し又は電子媒体とすることができるなどを通知等により明確にしていただきたい。手続きの電子化を進めるに際し、届出をオンラインで行っても、添付書類である医師の診断書は原本を別途郵送してもらう等の対応をとらざるを得ず、手続き円滑化の阻害要因となっている。

○理容所、クリーニング所、薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業、管理医療機器販売業貸与業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、特定毒物研究者に係る申請・届出、病院・診療所・助産所の開設、施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)の開設及び変更、業務開始の届出(出張のみのあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう)、衛生検査所の登録申請、歯科技工所の開設の申請、認定こども園の認定申請についても、医師の診断書等の原本添付や免許証等の原本確認を求めていたため、写しの添付(原本確認を要しない)を可能とするよう明確化を求める。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	346	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除すること等

提案団体

長野県、福島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除することを求める。
また、化製場等に関する法律施行令第2条に「第一種動物取扱業」及び「第二種動物取扱業」の飼養施設を加えることを求める。

具体的な支障事例

化製場等に関する法律(以下「化製場法」という。)第9条に基づく知事指定区域内の「動物の飼養又は収容の許可等」については、許可が必要な動物に犬が含まれているため、犬を扱う第一種及び第二種動物取扱業者の他、一般の犬の飼い主についても許可が必要になる場合がある。
第一種及び第二種動物取扱業者においては、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)で規制を受けているため、二重規制となり、事業者及び地方公共団体の負担となっていると考えられる。
また、一般の飼い主についても、動物愛護管理法第7条において動物の所有者又は占有者の責務等の努力義務が定められているところ、化製場法の許可を求ることは同じく二重規制であり、地方公共団体の負担となっていると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

多くの犬の飼い主は、動物愛護管理法や狂犬病予防法について法令順守に努めているが、化製場法についての認知度は低く、無許可で飼養してしまう場合があり、地方公共団体にあっては、既に犬が飼育されている際の対応に苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

第一種及び第二種動物取扱業者にとっては、動物愛護管理法の規制により、公衆衛生上の危害発生を防止できると考えられるが、現行では化製場法による規制も受けることとなり、申請手数料の負担増や、それぞれの法律を所管する役所が異なる場合、申請者は複数の役所に相談しなければならなくなる。「求める措置」が実現した場合、これらの申請者の負担の軽減が期待できる。
また、地方公共団体にとっても、事務負担の軽減となり、動物愛護管理法に基づく指導等に専念することができる。

根拠法令等

化製場等に関する法律第9条、化製場等に関する法律施行令第1条・第2条、動物の愛護及び管理に関する法

律第7条・第10条・第24条の2の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、高松市、宮崎県

○動物の愛護及び管理に関する法律において、動物取扱業者には登録や届出の義務が課されているほか、周辺の生活環境の保全義務等の遵守基準も定められており、化製場等に関する法律においても同様の趣旨の規制が課されていることから、事務負担が生じている。

○第一種及び第二種動物取扱業については、動物の愛護及び管理に関する法律において、公衆衛生上の規制が設けられていることから、事務負担が生じている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	347	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

と畜場における牛海绵状脳症(BSE)の検査キットの整備に係る経費負担の方法を国庫補助申請から現物給付に変更すること

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

と畜場におけるBSE検査に必要な検査キットの整備に係る経費負担の方法を「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づく国庫補助申請から、検査キットの現物給付に変更することを求める。

具体的な支障事例

と畜場で必要なBSE検査に使用する検査キットについては、「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、国庫補助において経費負担されている。

と畜場におけるBSE検査は、食品安全委員会の食品健康影響評価や世界的なBSEリスクの減少状況等を踏まえ、段階的に対象月齢の引き上げ等を行い、現在は、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものを検査対象としているため、検査実績は少なくなっているが、食肉の安全を確保するとともに、国内におけるBSEのり患状況の把握のため、依然として重要かつ必須の検査である。

BSE検査キットの製造メーカーは1者のみであり、検査実績の減少に伴い、製造スケジュールの調整のため、令和6年度より、各自治体の検査キットの購入月及び購入数を厚生労働省がメーカーから依頼を受け調整している。

また、検査キットの単価は令和6年、令和7年と改定されており、その都度、「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」の改定を待たなければ、国庫補助金に関する申請等の事務を行えない。また、購入月の制限もあり、自治体の事務処理が煩雑になっている。

このことから、BSE検査キットの購入について、各自治体が国庫補助金を申請して各自購入する方法から、国により一括してBSE検査キットを購入し、各自治体へ現物給付する方法への変更を求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

BSE検査キットの購入は、各自治体原則1つまでとされており、7月又は11月のいずれを購入月とするか、前年度に厚生労働省より照会されている。

今年度、前年度報告していた11月にBSE検査キットを購入しようとしたところ、メーカー欠品となり、予定していた納品日より納品が遅れる事態が生じた。

このような事態を防ぐためにも、国において、一括で購入していただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体の事務負担軽減となる。

特に、BSE検査キットの購入に関しては、食肉衛生検査所のと畜検査員である獣医師が行う場合が多く、不慣

れな国庫補助金の事務手続きに加え、価格改定への対応等、事務手続きの煩雑さは負担感が大きい。

根拠法令等

牛海绵状脳症(BSE)検査キット整備実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、群馬県、埼玉県、千葉県、兵庫県、高松市、高知県、福岡市、宮崎県

○同交付要綱により 10 分の 10 で基準額が単価に固定されて補助され、各自治体が購入しても製造メーカーが 1 者で取り扱える地元業者も限られるため競争性も働いていない。国庫補助対象が BSE 検査キットのみの年度もあり、全国に現物給付されることで大きく効率化が図られる。

○検査キットの単価改定に伴う差額分については、補正予算により調整を行う必要が続いていること、事務が煩雑になっている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	352	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

災害援護資金(岩手県、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、熊本市／内閣府)

提案団体

長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

障害福祉分野の自立支援給付費等について、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めることにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。

具体的な支障事例

【提案の背景】

令和6年の地方分権改革に関する提案募集において議論がされたが、市町村の支弁によるものであり、市町村が返還をすべきであるという結論であった。しかしその後も支障は依然としてあり、当県では令和7年度国の施策並びに予算に対する提案・要望において引き続き要望を行った。また、全国市長会においては、「理事・評議員合同会議決定 令和7年度国の施策及び予算に関する提言」(令和6年11月14日)の中で、自立支援給付費等におけるやむを得ない事情による負担金の返還の取り扱いについて制度を見直すよう提言しており、二十一 大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議においても、「令和6年度障害者福祉施策に関する要望書」(令和6年7月)で取扱いの見直しを求める要望が提出されているなど、全国的に見ても、対応の必要性の高い課題となっている。

【現行制度】

都道府県等(都道府県、政令指定都市又は中核市をいう。以下同じ。)は、事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定事業者に対して、自立支援給付費等(財源:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を支払っている。

指定事業者が不正を行った場合、都道府県等が行政処分や勧告を行い、市町村は、その処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行うこととなっている。

市町村が不正利得として返還を求めた額は、法に基づく費用とはいえないことから、市町村は、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されている場合には、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額を一般財源により返還することとなっている。

【支障事例】

当県は、令和5年12月に、不正の手段により指定を受けたとして、指定障害児通所支援事業者に対して、指定取消処分を行うとともに、当該事業者に障害児通所給付費を支払っていた市町村に対して、給付費の返還を求

めるよう依頼した。

当該事業者は資力に乏しく、徴収困難となる公算が高いことから、市町村によっては1億円弱の国庫返還が見込まれる。

【制度改正の必要性】

全国的に、障害福祉サービス等を提供する事業者は営利法人を中心に増加しているが、一方で、不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、都道府県等による障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数も増加している。

自立支援給付費等の支給に関して、市町村は関係法令等に基づき適切な事務執行の責務を果たしているにもかかわらず、徴収困難となった返還金に係る国庫負担分についても、市町村だけにその責任を負わせることは、酷である。生活保護や介護保険制度では、消滅した債権額等の控除あるいは不納欠損額の報告による精算が行われており、自立支援給付等の国庫負担金についても同様の仕組みが必要と考えている。なお、これら生活保護及び介護保険制度における措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、かつ、あくまで、指定事業者の不正発生の予見や抑止が困難な事案において、徴収に努力を尽くした上でも回収困難となった場合等の取扱いを求める趣旨であることから、当該措置の実現が指定事業者の不正増加につながることはないと思料される。

【その他】

国民健康保険における診療報酬についても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであります、自立支援給付費等のみならず、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定権者である都道府県等にあっては、不正を行った事業者に対し、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを心配することなく、厳正な措置を講じることができる。

市町村にあっては、都道府県等による事業者に対する行政処分や勧告に起因して突如発生する国庫負担金の肩代わり返還により、地方自治の根幹をなす重要な一般財源を失うことなく、市町村自らの判断と責任による自主的・自立的な行政運営により、増大する役割に責任をもって的確に対応し、地域で必要とされるサービスの充実を図ることができる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、第29条、第49条、第50条、第92条、第95条

指定障害福祉サービス事業者等監査指針4(5)

障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱

児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の7、第21条の5の23、第21条の5の24、第51条、第53条、第57条の2

指定障害児通所支援等事業者等監査指針4(5)

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項、第18条第1項、第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、ひたちなか市、上尾市、瑞穂町、燕市、高岡市、名古屋市、一宮市、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、長崎市、熊本市、沖縄県

○令和5年度に不正受給による給付費（約2億円）の返還を求める事案が発生しており、現在告訴中である。事業者の所有する不動産を差し押さえる等の対応を行っているが、全額返還は困難であり、当市の負担となつて

いる。

○当市においても指定取消処分を受けた事業者が実質的に廃業状態であったため、返還金の徴収ができず不能欠損処分となつたが、当該分について国庫へ返還した事例がある。負担金であるため、国及び都道府県も負担割合に応じて、負担すべきであると考える。

○当市では、現在までに指定取消等による給付費返還事案はないが、今後そのような事案が発生した場合、給付費の返還ができない事業所もあると考えられる。その場合、市による負担金返還の肩代わりは不合理と考える。

○事業者の不正に対し、県などが行政処分や勧告を行った場合は、市町村はその処分等に伴う自立支援給付費等に係る国及び県への負担金の返還を行うこととなっている。市町村の対応に瑕疵がなく返還金の徴収が困難となった場合においても、市町村の負担により国及び県に返還せざるを得ない現行制度では、市町村の負担は大きい。生活保護費では、やむを得ない事由による場合は、不納欠損額の報告による債権額の控除が行われており、自立支援給付費等においても同様の対応を検討いただくなど、現行制度の早急な見直しをお願いしたい。

○そもそも自立支援給付費等の金額および支出負担が増大しているなか、事業所の不正請求によりさらに市町村が負担を被っている状態である。金額も多額であり、市町村の運営に支障をきたしている。

○介護保険制度とは異なり、事業者から回収できない分を全ての市町村が負担しなければならない事情も考慮すること。また、過誤についても原則として差額により調整できるような措置を講じること。

国に要望(16 大都道府県障害福祉主幹課長会議)

○事業者からの返還金の徴収において、事業者から徴収不能である場合には、市町村の国庫返還により、市町村の想定以上の持ち出しが生じてしまう。

○指定取消等処分を受けた事業者に資力が無く返還が見込めない場合、国庫負担金が過大に交付されている場合、過大交付額は市の一般財源より返還することとなってしまう。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○障害者自立支援給付費にかかる返還金と同様に、市町村に財政負担が生じる例としては、災害援護資金の貸付制度が挙げられる。熊本地震を受けて当市が貸付を行った災害援護資金について、償還期限が迫る中、借受人からの償還が難しい場合には、市町村が未償還分について肩代わりして国に返済しなければならなくなる。通常の災害において貸付金の償還免除が認められるのは、借受人が死亡、重度の障害を受けた場合や破産した場合に限られているが、東日本大震災では生活困窮を理由とする償還免除が特例として認められている(その場合、市町村から県、県から国への償還も免除される。)。しかしながら、災害がもたらす個人の日常生活への影響は、災害の規模とは関係がなく、また、被災による生活困窮から抜け出せない被災者がいることから、熊本地震をはじめとする他の災害でも生活困窮を理由とする償還免除が可能となるよう、制度改革を求める。

○障害者自立支援給付費に係る返還金については、当県でも類似のケースがあり、市町村による肩代わりは問題があると考えている。

また、これに類似するものとして、東日本大震災に係る災害援護資金についても、借受人の高齢化や生活困窮、行方不明等を理由とした滞納が県内自治体で発生しており対応に苦慮しているが、その背景には、障害者自立支援給付費と同様の制度的な構造があることから、あわせて見直しを求める。(当団体のほかに同様の意見が県・市・町から計 16 件提出あり)

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	355	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

相続財産清算人制度の活用促進に向けた整備を行うこと

提案団体

薩摩川内市、指宿市、南さつま市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

自治体が相続財産清算人の申立てを行う際の予納金の負担を軽減する方策を行うこと(予納金の猶予や免除等)

具体的な支障事例

現在、身寄りがない方の遺留金(通帳、現金等)を15件を市会計課金庫で保管している。
処分方法として挙げられる「相続財産清算人・相続財産管理人」の申立てを行う場合、予納金が50万円から100万円程度必要となる。土地建物がある場合は追加の予納金が必要となる。
申立て時に本人財産(現金・通帳)から引き出すことはできないため自治体が予納金を負担しなければならない。
処分費用が本人財産を上回った場合、その予納金が負担した自治体へ戻されない可能性もあり、身寄りがない方の遺留金品の処分が進まない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

身寄りがない方の遺留金の処分が進まない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

身寄りがない方の遺留金品の処分が進む可能性が拡がる。

根拠法令等

身寄りがない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引き(改訂版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、川崎市、名古屋市、尾張旭市、寝屋川市、羽曳野市、宍粟市、特別区長会

○当区においても、引き取り手がない場合には身寄りのない方の通帳等を保管しているが、相続財産清算人の申立てに発生する予納金の負担が大きいことから、実態として申立てを行うまでに至っていない。予納金負担が軽減されるのであれば、円滑に遺留金の処分を進めることができると考える。

○当市においても、所有者不明(相続人不存在)の固定資産が発生しており、売却見込が立たない場合、予納

金の返金が見込めず、相続財産清算人制度の活用に支障を来している事例はある。

○葬儀費用以上の遺留金があった場合、金額によって処分にかかる手続きが変わってくるが、金額によらず相続財産清算人に申し立てができるれば、事務手続きが分かりやすくなる。

○遺留金品との費用対効果により、手続きが難航する可能性はあると思料される。

○遺留金により葬祭費を賄えたものの、通常の調査の範囲内では債権者が特定できず、自治体が遺留金を管理している事例がある。「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引き」については、葬祭扶助の実施が対象となっており、対象外の場合には対応が困難。遺留金で葬祭費を賄えるケースが珍しくないこと、今後も同様のケースが発生することが予想できることから、葬祭扶助対象外についても対応方法の統一的見解の発出をお願いしたい。

○当市においても、身寄りのない方の火葬件数や問合せが増加しているため、国によるガイドラインの整備、マニュアルの充実及び事務手続きの簡素化が必要。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	356	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

引取り手の無い遺留金品の保管・処分の円滑化

提案団体

薩摩川内市、指宿市、南さつま市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

独自にマニュアル等を作成し、遺留物品を処分している自治体の情報を共有すること(現行の手引に掲載されている事例紹介の拡大)

具体的な支障事例

処分する際のマニュアルがなく、事務手続きに苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

身寄りがない方の遺留金の処分が進まない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

身寄りがない方の遺留金品の処分が進む可能性が拡がる。

根拠法令等

身寄りがない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引き(改訂版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮古市、花巻市、上尾市、川崎市、名古屋市、尾張旭市、寝屋川市、羽曳野市、宍粟市、特別区長会

- 当区においても、引き取り手がない場合には通帳や鍵等を保管しているが、その保管期限や処分方法については自治体に委ねられているため、保管方法等に苦慮しており、処分が進まない。国からの統一的なマニュアルは必要と考える。
- 円滑に事務を進めいくため、遺留財産にかかる全国的な統一マニュアルの作成が必要。
- 法的根拠やマニュアルがなく、検討に時間を要すうえ、引き渡しができないため、賃貸物件の所有者からの問い合わせにも対応する必要があり、説明にも苦慮している。
- 債権者が特定できず、自治体が遺留金を管理している事例がある。今後も同様のケースが発生すると考えられるため、対応方法の統一的見解の発出をお願いしたい。
- 処分する際のマニュアルがなく、事務手続きに苦慮している。

○当市においても、身寄りのない方の火葬件数や問合せが増加しているため、国によるガイドラインの整備、マニュアルの充実及び事務手続きの簡素化が必要。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	370	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

イベント民泊の実施施設の拡大

提案団体

さつま町、薩摩川内市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

イベント民泊(イベントホームステイ)制度について、以下の措置を求める。

- ①自宅に加え、公共施設(指定管理施設を含む)及び自治会等が所有する集会施設でのイベント民泊も可能にする。
- ②宿泊施設の不足状況の確認範囲について、当該自治体内のみで判断することが可能となるよう、ガイドラインの明確化を求める。
- ③宿泊者の範囲について、地域外から来訪する旅行者を念頭に置いているが、町内の者を宿泊者とした有償宿泊も可能とともに、対象となるイベントについて、自治体内外の学校等教育機関(高校運動部、地域運動部活動又はスポーツ少年団等)やPTA等が主催するイベントでも実施できるようにする。
- ④宿泊所提供者所有の入浴設備の提供に代えて、地域にある入浴施設の活用も認める。

具体的な支障事例

- ①について、スポーツ及び文化の振興を目的としたコンベンション事業により、合宿や大会の誘致を進める中で、団体客が宿を取れないケースがある。こうした場合に、現行制度下では、団体客を複数の自宅提供者に分担してもらうことが想定されるが、当町で実施した国体の配宿業務の例のように、団体客側が宿の分散を嫌う傾向にあることからイベント民泊制度を活用できない。
- ②について、「イベント民泊(イベントホームステイ)ガイドライン」には「宿泊施設の不足が見込まれる」との要素に係る考え方について、「当該自治体及び近隣自治体の宿泊施設の供給量(客室数)」とあるが、「近隣自治体」の宿状況の把握が困難である。また、近隣自治体の範囲について、近隣の大規模自治体が対象となる場合、当町で生じると見込まれる宿泊不足は、近隣の大規模自治体の宿泊施設で満たされることが想定されるため、事実上当町でのイベント民泊事業の実施は不可能となる。
- ③について、高校運動部やスポーツ少年団が合宿や大会等で当町を訪れる場合などは、町内の者と町外の者が同時に宿泊することが想定されるところ、町内の者についてイベント民泊制度の対象とならずに、当該団体内で同一の対応ができないことは、非合理的と考える。
- ④について、シャワー設備の衛生面確保に関し、自宅提供者の所有物だけで対応するのは困難なケースが想定される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

国体少年ラグビーの開催準備事務において、競技団体(チーム監督の方が多く所属)より、分宿は選手(生徒)の行動監督上、目が行き届かないことなどを理由に反対意見が出され、分宿配置を断念した経緯があった。当町にて合宿を検討している県外の高校運動部などから、町内宿泊施設に空きがなく、近隣自治体での宿泊を余儀なくされていること、また、その近隣市町でも宿が取れないことが増えて苦慮されていることなどの声が寄せ

られている。

合宿参加団体からは、有償で構わないので、公共施設や地域所有の集会施設で宿泊できないのかとの声も寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公共的団体（区や公民会）や行政が提供する行為そのものが、イベント民泊制度が掲げる「公共性の高いもの」であり、対象となる宿泊施設等が拡大されることで地域住民との交流が一層促進されるため、地方創生の先導となり得る。

地元在住者の地域活性化への参画が促され、地方創生につながる。

自治体内の学校等教育機関等が主催のイベントに参加する児童生徒等の郷土愛の醸成が期待される。

宿の近隣にある温泉資源等の利用が進めば、従来のイベント民泊にはなかった消費や地産地消が促進され、新たな稼ぐ力が生まれることとなり地方創生につながる。

根拠法令等

平成28年4月1日付(最終改定:令和元年12月25日付)イベント民泊ガイドライン(イベントホームステイガイドライン)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

●ガイドライン中の「近隣自治体」との表現について、どの程度の範囲までを指すのかが曖昧である。

●合宿で訪れる町外の高校運動部には、地元出身者が在籍している場合も多く、現制度下では地元出身者だけはチームメイトと共に泊まれない。出身地により扱いに差が出ることは、非合理的と考える。

●スポーツ少年団には町外児童が加入しているケースもある。現制度下では少年団イベント等でも町外児童に限り有償なら泊まれるが、町内児童は無償で泊まるか又は泊まれないとの状況が生じ得る。同一少年団内でこのような扱いに差が出ることは、非合理的と考える。

●PTAやスポーツ少年団が開催する親子交流会などで地元の集会施設を利用されることがある。宿泊したいとの児童の声が上がっても、双方（泊まる方、泊まらせる方）で謝礼等に話が及ぶと、金銭授受が旅館業法で禁止されていることから宿泊を断念させる。すぐ近くに自宅があっても、他所の場所で仲間と一緒に寝泊まりして過ごしたいとの子供達の思いは叶わない。

●仮に現行制度下で個人が提供する自宅で実施しようとした場合でも、団体客を一手に受け入れ可能な自宅提供者がないことが想定される。

●集会施設を活用して簡易宿所とすることについて制度所管部署等（所属県の出先機関）へ相談したが、都市計画区域内の施設については、都市計画法で規定される用途地域区分により建築基準法の制限を受けるため、申請そのものができないと言われている。

●ガイドラインでは、私有財産である自宅を使う行為に「公共性がある」とされているが、公共施設や地域の集会施設（誰が見ても公共性のある建物）を宿として提供する行為に「公共性がある」とされるべきところ、そのようにされていないことは矛盾していると考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	387	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

興行場法における都道府県知事の許可の適用除外を追加することによる事務の合理化

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

興行場法において「業として興行場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とあるところ、Park-PFI事業の制度を活用して整備した公園内では、都市公園法に基づく公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画の認定に係る事務において、所管部署が興行場法の求める公衆衛生上必要な基準への適合を確認する事務を併せて行うことで、興行場法上の許可を得ることにより確保される公衆衛生の水準と同等又はそれ以上の水準を確保することができる。

そのため、「集会場及び各種会館その他の施設を興行のため使用する場合月四日間位であれば興行場法の許可を受けさせなくても差し支えない。」とされている通達を改め、「Park-PFI事業の制度に基づき、都市公園法に基づく公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画の認定に係る事務において、興行場法が求める公衆衛生上必要な基準への適合を確認する事務を併せて行う場合」も興行場法の許可を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

興行場法において「業として興行場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とあるが、通達(昭和25年5月8日付け衛発第29号)において「集会場及び各種会館その他の施設を興行のため使用する場合月四日間位であれば興行場法の許可を受けさせなくても差し支えない。」とされている。

【支障事例】

当市は、Park-PFI事業の制度を活用して整備した公園において、民間活力を活用した賑わいの創出を図るために、効果的な催しの開催をPark-PFI事業者に求めている。

しかしながら、当該事業者が公園内の広場等において臨時的に4日間を超える興行を実施しようとする場合、興行場法の適用がなされ、案件又は一定期間ごとに許可の取得が求められるため、手続に相当な時間を要することとなる。そのため、事業者は、法が適用されない範囲での興行に留まっている状態である。

【支障の解決策】

Park-PFI事業においては、公園管理者(市)は公募対象公園施設について公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針を定め、Park-PFI事業者は当該公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画を公園管理者に提出し、当該計画が適当である旨の認定を受けることになる。(都市公園法第5条の2、第5条の3及び第5条の5)

そのため、Park-PFI事業者から提出された当該計画について、あらかじめ一定の公衆衛生の確保を所管部署において確認し、それを公園管理者が認定した場合、興行場法の適用を除外することで、手続の重複が解消され、支障が解決できると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

Park-PFI 事業者からは、「公園内の広場等で臨時的に4日間を超える興行を開催する場合、催しの都度または一定期間毎に興行場法の許可手続が求められ、事前調整や資料の作成等の事務の負担が大きくなることから、興行にあたる催しは同法の許可を受けなくても差支えがない月4日以内におさえている。」との意見が示されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体においては、興行場法が求める公衆衛生上必要な基準への適合を確認する事務を、事前に公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画の認定事務において併せて行うことにより、当該認定の範囲内で興行場法の許可事務は不要になることから、事務の合理化が図られる。

Park-PFI 事業者にとっても、催し毎に求められる興行場法の許可事務が不要となり、事務負担が軽減されることで、公園における効果的な催しが増えて公園全体の賑わいが創出され、ひいては地域全体の魅力向上に寄与することが期待される。

根拠法令等

興行場法第2条第1項、「集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合の法の運用について」(昭和25年5月8日付け衛発第29号)(各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長・建築省住宅局長・文部省社会教育局長通達)、都市公園法第5条の2、第5条の3、第5条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、川崎市

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	390	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

厚生年金保険制度等における被保険者整理番号による情報管理の見直し及び各種届出の簡素化

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生年金保険制度等における被保険者整理番号による情報管理について、被保険者整理番号を廃止し、個人番号又は基礎年金番号によって情報を管理するよう見直し、個人番号又は基礎年金番号による各種届出を行えるよう求めるもの。

具体的な支障事例

健康保険及び厚生年金保険制度における情報管理は、健康保険法施行規則第46条による資格取得時に付番される被保険者整理番号によって管理されており、資格取得後の各種届出においては、すべての届出で被保険者整理番号の記入が求められている。

現在、個人番号又は基礎年金番号を記入した資格取得届を日本年金機構に提出後、被保険者整理番号が付番された資格取得確認および標準報酬決定通知書が届き、被保険者整理番号を当市の人事情報を管理するシステムに登録し管理している。当市の会計年度任用職員(週38.75時間未満勤務)の厚生年金(第1号)に係る被保険者の退職に伴う資格喪失届、毎年提出が必要な報酬月額算定基礎届、賞与支給に伴う賞与支払届などの各種届出を行う際、被保険者整理番号を記入しなければならず、被保険者ごとに、従来の被保険者整理番号と基礎年金番号に加え、マイナンバー制度導入により、個人番号の管理も必要となっている。当市においては、毎年度400名程度の資格取得届を行っており、各種番号の管理及びその番号を使用する届出の対応に苦慮しており、人事労務担当者の業務負担が増大している。

特に被保険者整理番号については、同一人物が同一事業所で入社と退職を繰り返した場合、同一人物であってもその都度別の被保険者整理番号が付番されるため、入社の度に事業所の人事情報を管理するシステムに新たな被保険者整理番号を登録しなければならない。

よって、被保険者整理番号による情報管理から、70歳以上被用者に係る各種届出(70歳以上被用者不該当届、70歳以上被用者算定基礎届、70歳以上被用者賞与支払届)に倣い個人番号又は基礎年金番号による情報管理へ移行し、各種届出の簡素化を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

――

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

管理する番号を削減、各種届出の簡素化により業務の効率化及び正確性の向上につながる。

根拠法令等

健康保険法第39条、第48条及び第49条

健康保険法施行規則第24条及び第46条

厚生年金保険法第27条及び第29条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、島田市、稻沢市、小野市、奈良県、長崎市、熊本市

○賞与の改定差額について年金機構報告用データを作る際に、被保険者整理番号を確認入力する作業が必要だった。

○当市においても提案団体と同様に、個人毎に付された個人番号・基礎年金番号・被保険者整理番号をシステムで管理している。また、令和4年10月以降は共済制度の適用拡大による共済組合への移行に伴い、組合員証番号の管理も必要となり、システムへの登録事務等の業務負担が増加しているため、事務負担軽減を目的とした情報管理の見直しは必要と考える。

○厚生年金保険制度等における被保険者整理番号による情報管理について、被保険者整理番号を廃止し、個人番号又は基礎年金番号によって情報を管理するよう見直し、個人番号又は基礎年金番号による各種届出を行えるようなれば、各種届出の簡素化になると考えられるため賛同する。

○過重労働解消、事務コスト低減のため、省力化が必要と思われる。

○当市でも被保険者整理番号が付番された資格取得確認および標準報酬決定通知書を受領後、職員の人事管理システムに登録しているところである。当該登録にかかる事務処理に時間を要し、その後の各種届出の遅延にも繋がっている。

○同一人物が入庁、退職や事業所間の異動を繰り返す都度に新たな被保険者整理番号が付番されるため、管理が煩雑になっている。

個人番号が導入されてからは、健康保険のみの加入者であっても個人番号で管理が可能だと考えるため、被保険者整理番号の廃止を希望する。

○提案事項と同様に当市でも日本年金機構により付番された被保険者番号を人事給与システムに別途入力しており、併せて届書作成プログラム（電子申請）にも被保険者番号を登録する必要があり、事務が煩雑になる一因となっている。個人番号での管理となれば事務の簡素化が図れる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	392	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険療養費等支給申請による証拠書類等の電子データの提出を可能とすること、既に現行制度で可能な場合はその旨を文書等にて明確化すること

提案団体

指定都市市長会、神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

国民健康保険法第54条及び第54条の4に基づく療養費等の支給申請における証拠書類等の電子データでの提出を可能とすることを求める。
また既に現行制度において対応が可能な場合については、その旨を文書等にて明確化することを求める。

具体的な支障事例

国民健康保険法第54条及び第54条の4における療養費、移送費の支給申請における証拠書類として、国民健康保険法施行規則(以下、「規則」という。)において療養につき算定した費用の額に関する書類を添付する必要がある。
現状の取り扱いでは、オンラインでの申請後、証拠書類の原本を郵送または窓口で提出する必要があるため、申請の簡略化とは言えず、市民としては二度手間となってしまう。
また、申請と証拠書類が別々の媒体、異なるタイミングで保険者に到達するため、事務処理の煩雑化が考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

原本提出が必要な証拠書類等について、電子データによる提出を可能とすることにより、被保険者は、証拠書類原本の郵送または窓口での提出が不要となり、郵送書類作成の時間や窓口への来庁時間及び郵送料や交通費の削減といった申請に係る負担の軽減となる。
保険者は、申請書と証拠書類等が同タイミングで到達することにより、申請書及び証拠書類の窓口における時間が削減するとともに、到達したらすぐに審査が始められる等事務処理の負担の軽減となる。

根拠法令等

国民健康保険法第54条、第54条の4、同法施行規則第27条、第27条の11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、ひたちなか市、浜松市、西宮市、安来市、大野城市、大村市

○当市においても、療養費の領収書など、原本の提出が必要であると認識をしているため、支給申請手続等の電子申請化が進められずにいる。制度改正を行うことによって、被保険者の負担軽減が図られるため、見直しを希望する。

○証拠書類等の電子データによる提出は市民の利便性及び業務効率化の観点から支給申請事務において有効であると考えられる。

○本提案の実現により、これまで紙による申請のみとしていた給付申請についても、電子申請を行うことが可能となり、住民サービスの向上と業務の効率化に寄与するため。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	393	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

特定医療費(指定難病)受給者証表示項目保険者情報等の削除

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、難病の患者に対する医療等に関する法律の指定難病の医療費助成では、「高額療養費制度の所得区分情報については、令和7年中にオンライン資格確認等システムを活用することにより、医療受給者証(19条の3第7項)への記載を不要とする。」の措置を取る事となった。

受給者証に印字している医療保険情報についても、マイナ保険証で最新の情報が提示できることから、受給者証への印字を不要とすること。

具体的な支障事例

特定医療費(指定難病)助成の支給認定を受けている者の加入保険に変更があった際、受給者証の変更申請を行うこととなるが、受給者証の交付には1~2か月の時間を要しており、また、加入保険の変更に伴う負担上限月額の変更は、申請月の翌月初日以降からの適用となる。このため、患者が立て替えて支払いをした場合の償還払い申請の負担上限月額は、変更申請を提出した月は必ず変更前の負担上限月額となる。従来の受給者証に基づく負担上限月額が本来は引き続き有効であることになるが、受給者証に記載された変更前の医療保険情報と、被保険者証に記載された医療保険情報が一致していないことを理由に、受給者証が無効とされ、医療機関において受給者証の利用を認められないという事態が発生している。

これにより、一時的な経済的負担が生じているほか、後日、新たな受給者証の交付後に償還払いによって返金を行うため、受給者と地方公共団体の双方に、事務負担が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

加入保険変更時には、保険者へ照会があるため、受給者証の交付に1か月から2か月ほど時間を要している。また、受給者証の交付前に受診する場合、窓口で保険割合いで支払い、後日受給者証交付後に償還払いでの返金するため、事務申請などで負担が生じている。

受給証の交付処理期間の改善など

以上の点について、改善をもとめる声が多く寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

受給者証への医療保険情報の印字がなくなれば、受給者証と医療保険情報の不一致を理由に受診時に受給者証の利用ができない課題が解決され、難病患者の一次的経済的な負担及び償還払い事務の負担が軽減される。特に、外出が困難な患者への負担軽減の効果は大きい。また、加入保険変更の申請に際し、受給者証の書換えが不要となることで、経済的、財政的な負担も軽減される。

このほか、受給者証への医療保険情報の印字に係る事務が削減され、受給者証の交付に係る期間の短縮が期待される。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療及び特定疾患治療研究事業による医療に関する給付の対象療養に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、群馬県、千葉県、浜松市、京都府、鹿児島市

○特定医療費（指定難病）の支給認定を受けている者の加入保険に変更があった際、受給者証に記載された変更前の医療保険情報と、被保険者証に記載された医療保険情報が一致していないことを理由に、受給者証が無効とされ、医療機関において受給者証の利用を認められない事例が生じている。これにより、患者に一時的な経済的負担が生じているほか、後日、新たな受給者証の交付後に償還払いによって返金を行うため、受給者と地方公共団体の双方に、事務負担が生じている。

○保健所窓口で手書きでの修正対応を要している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	402	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険保険給付費等交付金(国保連合会支払分)の支払事務及び請求事務の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金について、都道府県から国保連に対する直接支払、市町村から都道府県への直接支払部分の請求事務を省略できることとする。

具体的な支障事例

- 平成30年度に保険者を都道府県とされて以降、市町村は国保連に交付金の収納事務を委託し、国保連は市町村を経由することなく、都道府県に診療報酬支払分の総額を通知することとなり、都道府県から国保連に交付金(現物支給分)の請求額を支払うことができる制度となっている。
- 令和3年の時点で、47都道府県中18県のみ当該制度を利用している。
- 交付金の請求は、国保連直接払分に加え被保険者への支払分を合計した金額を市町村から都道府県へ請求する事務が基本となっている。
- 国保連直接払において、都道府県から受けた交付金を市町村はそのまま国保連へ支払っており、都道府県から国保連へ支払った方が合理的である。
- また、国保連直接払分について、市町村は毎月多額の支払いを行っている。全額都道府県から補填されるとはいえ、一時的には立替え払いのような状態になり、比較的規模の小さい特別会計にとっては、資金繰りが負担になっている。
- なお、国保連直接払分を都道府県から国保連に支払うこととしても、市町村から都道府県への請求事務は一部残ったまま(出産一時金分)となる。
- については、全都道府県において、国保連への直接払分については市町村を経由することなく交付金を支払う制度として頂きたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国保連直接払分を市町村から都道府県が直接払いする事務を行った場合、及び現金給付分の事務が簡素化された場合、市町村会計事務の効率化及び適切化が図られる。

根拠法令等

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条1項、2項及び8項、国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン(令和2年5月8日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、安来市、大野城市、大村市、熊本市

○当県では当該制度を利用していないが、本提案の実現により、県が当該制度の利用を開始することで、市がこれまで行ってきた交付金請求事務が軽減され、業務効率化に寄与されるため。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	403	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険に係る高額療養費の支給申請簡素化要綱の廃止

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

国民健康保険高額療養費の支給申請及び審査事務を簡素化する場合において、現行は市町村が国民健康保険法施行規則第27条の17に基づき別段の定めをする必要があるが、別段の定めを必要としない制度に改正して欲しい。

高額療養費の支給申請及び審査事務の簡素化について、標準システムに標準装備していることとスキームの広報をし、簡素化がより普及されるようにしてほしい。

具体的な支障事例

- ・国民健康保険に係る高額療養費の支給については、該当月ごとに高額療養費の支給申請書の提出及び審査事務が必要になっているが、平成29年3月31日(70歳以上の手続簡素化)及び令和3年3月17日(全世代の手続簡素化)に国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が施行されたため、市町村の判断で別段の定めをすることで手続の簡素化が可能になった。
- ・しかしながら、現状は全国的な展開にはつながっていない。これは、システム改修及び別段の定めを行うことの負担によるものと考えられる。
- ・こうした現状を踏まえて、政令等において簡素化を可能とし、別段の定めが不要となるよう提案するもの。
- ・簡素化の事務処理にあたり、スキームの構築が難しい面がある。システムで管理をするのが容易だが、独自で準備することとなり、費用の検討から始まる事となる。標準システムには標準装備していただいたようだが、標準システムに装備した旨の広報もしていただき、簡素化がより推進されるよう提案するもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ① 被保険者の利便性向上
 - ・2回目以降の申請行為が不要となる。市役所に行かずに済む。
 - ・領収書の提出が不要となる。領収書を紛失した場合は、医療機関に支払証明をもらいに行く必要があり、高齢者や健康でない人にとっては負担が大きかったがその解消が見込める。
- ② 行政の効率化
 - ・全国の市町村において、窓口申請数の減少が見込める。
 - ・事務の効率化が加速することが見込まれ、時間外勤務等の縮小が見込める。
 - ・簡素化に該当した場合は、決定通知だけ送付するので、郵送事務(費)の縮小が見込める。

- ・県内標準様式が必要なくなる。
- ③ 県単位での国保統一化への貢献
- ・簡素化を実施する市町村が増えることで、制度の統一化が進み、全国一律で被保険者が同じサービスを享受できる状態に近づく。

根拠法令等

国民健康保険法、国民健康保険法施行規則第 27 条の 16、第 27 条の 17

70 歳から 74 歳までの簡素化：平成 29 年 3 月 31 日施行国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 52 号）

全世代の簡素化：令和 3 年 3 月 17 日施行国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 49 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北上市、川崎市、相模原市、半田市、安来市、大野城市、佐世保市、大村市、雲仙市

- 簡素化により、住民サービスの向上と業務効率化が大きく進んだことから、他市における導入を推進するため。
- 高額療養費に係る事務手続の簡素化については、要綱に基づく個別対応から、政令による統一対応に変更することで事務処理の負担軽減につながると考える。
- 二地域を拠点とする活動支援に関して令和 7 年 1 月 24 日の石破総理による施政方針演説で取り上げられており、政府において今後推進が図られることが見込まれる。当市においても農業インターン等の活動で二地域を拠点とする活動の推進を図っているところであるが、他市区町村の被保険者であるインターン生が高額医療の対象となった際には保険者へ月毎の申請が必要であり、インターン生の負担が大きく今後支障となることが予想される。高額療養費申請の簡素化が全国的に一般的となることで、離れた場所で医療を受けた場合でも還付のための申請書提出が不要になり、被保険者及び保険者・本市の事務的負担が軽減されることが見込まれ二地域居住の益々の推進が図られるものと思料している。なお、この提案は管理番号 405（ふるさと住民登録制度等の地域に関わる多様な主体を包摂する枠組みの構築及びそれらに資する規制緩和等）の提案にも関連するが、高額療養費支給簡素化推進の観点から 403 の追加共同提案とする。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	404	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険保険給付費等交付金(国保連合会支払分)の請求事務及び保険給付費支払い事務の見直し

提案団体

市原市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金の市町村から都道府県への請求事務を省略できることとする。

具体的な支障事例

平成30年度に保険者を都道府県とされて以降、市町村は国保連に交付金の収納事務を委託し、国保連は市町村を経由することなく、都道府県に診療報酬支払分の総額を通知することとなり、都道府県から国保連に交付金(現物支給分)の請求額を支払うことができる制度となっている。

ただし、交付金の請求については、市町村から都道府県へ請求する仕組みとなっているほか、療養費の現金給付分については市町村が交付金を収納する必要がある。

上記理由により都道府県における導入が進んでおらず、令和3年の時点で当該制度を利用しているのは47都道府県中18県のみとなっており、市町村に事務負担が残っているところ。

(参考)

交付金請求書等作成事務…月2時間×1人

保険給付費支払い事務…月1時間×1人

については、

1. 全都道府県において、市町村を経由することなく国保連に直接交付金を支払う制度として頂きたい。

2. 現金給付分の事務についても簡素で効率的な制度として頂きたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付金請求事務及び国保連への保険給付費支払い事務の省略により、市町村における毎月の所要額調書や交付申請書、出納関係書類等の作成といった関係事務がなくなり、職員の事務負担軽減が見込まれるとともに、当該事務に要していた時間を他の事務に当てることが可能となり、時間外手当等の支出削減等につながる。

根拠法令等

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条1項、2項及び8項、国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン(令和2年5月8日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、安来市、大野城市、大村市、熊本市

○当県では当該制度を利用していないが、本提案の実現により、県が当該制度の利用を開始することで、市がこれまで行ってきた交付金請求事務が軽減され、業務効率化に寄与されるため。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	407	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

都道府県から国保連合会に対する交付金(現物給付に係る給付費)の直接支払の推進

提案団体

高知市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村を介さずに、都道府県から直接国保連合会に対して普通交付金を支払うことを推進するために、普通交付金の収納に関する事務を市町村が国保連合会に委託することについて全都道府県が推進することを求めるもの。

具体的な支障事例

市町村は国保連合会に普通交付金の収納事務を委託することで、国保連合会から直接都道府県に対し診療報酬支払総額の通知が行われるとともに、都道府県から直接国保連合会に対して診療報酬の支払総額を交付金として支払うことができる制度となっているにもかかわらず、実施に至っていない自治体が存在する。当該交付金については、市町村を経由して国保連合会に支払う場合、市町村において収入・支出に係る会計事務等の事務負担が毎月発生し、煩雑である。また、国保連合会への支払期限までに市町村への入金がなされなかった場合、キャッシュフローに悪影響が生じる。については、全都道府県において、市町村を経由することなく国保連合会に対し交付金を支払うことを推進していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村における毎月の所要額調書等の関係事務が不要となり、事務の効率化が図られる。また、キャッシュフローの悪化を防ぐことができる。

根拠法令等

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条1項、2項及び8項、国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン(令和2年5月8日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	408	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険に係る高額療養費支給申請手続の簡素化に関する見直し

提案団体

高知市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険に係る高額療養費支給申請手続の簡素化を行う場合、市町村において要綱等により別段の定めを行う必要があるが、制度として申請簡素化を可能とするために、省令等の改正を提案するもの。

具体的な支障事例

国民健康保険に係る高額療養費の支給(現金支給)については、該当月ごとに支給申請書の提出が必要であるが、国民健康保険法施行規則の一部改正が行われ、要綱等による別段の定めを行うことで支給申請手続の簡素化が可能となったところである。

しかしながら、要綱制定等に要する事務負担は全国的な展開の阻害要因であると考えられるため、省令等において簡素化が可能となるよう提案するもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村における別段の定めが不要となることから、事務負担の軽減となるとともに、都道府県においても標準様式等の作成が不要となる。

根拠法令等

国民健康保険法、国民健康保険法施行規則第27条の16及び第27条の17

70歳から74歳までの簡素化：平成29年3月31日施行国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第52号)

全世代の簡素化：令和3年3月17日施行国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第49号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—